

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2023年6月26日
【事業年度】 第157期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
【会社名】 日本碍子株式会社
【英訳名】 NGK INSULATORS, LTD.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小林 茂
【本店の所在の場所】 名古屋市瑞穂区須田町2番56号
【電話番号】 052(872)7125番
【事務連絡者氏名】 財務部長 津久井 英明
【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
丸の内ビルディング25階
日本碍子株式会社 東京本部
【電話番号】 03(6213)8855番
【事務連絡者氏名】 東京総務グループ マネージャー 西 芳郎
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第153期	第154期	第155期	第156期	第157期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
売上高 (百万円)	463,504	441,956	452,043	510,439	559,240
経常利益 (百万円)	64,410	51,952	53,006	86,248	65,887
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	35,506	27,135	38,496	70,851	55,048
包括利益 (百万円)	31,164	5,725	65,564	98,684	82,753
純資産 (百万円)	489,245	469,118	517,892	589,594	642,446
総資産 (百万円)	863,636	833,085	908,967	982,833	1,029,168
1株当たり純資産 (円)	1,483.98	1,448.62	1,617.33	1,871.22	2,074.66
1株当たり当期純利益 (円)	110.35	84.73	121.61	226.56	177.47
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	110.17	84.60	121.42	226.17	177.17
自己資本比率 (%)	55.3	55.0	56.3	59.3	61.7
自己資本利益率 (%)	7.6	5.8	7.9	12.9	9.0
株価収益率 (倍)	14.6	16.7	16.6	7.7	9.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	61,224	53,200	85,641	94,831	97,949
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	109,743	60,830	51,724	46,291	52,006
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,564	18,796	12,250	45,263	34,568
現金及び 現金同等物の期末残高 (百万円)	123,984	94,691	146,031	154,855	168,863
従業員数 (人)	20,115	20,000	19,695	20,099	20,077
[外、平均臨時雇用者数]	(3,305)	(3,310)	(2,941)	(2,896)	(2,637)

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第156期の期首から適用しており、第156期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第153期	第154期	第155期	第156期	第157期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
売上高 (百万円)	265,936	254,165	239,964	301,615	296,750
経常利益 (百万円)	53,730	46,414	24,371	74,298	44,723
当期純利益 (百万円)	27,936	20,135	19,316	66,820	47,544
資本金 (百万円)	69,849	69,849	69,849	69,849	69,955
発行済株式総数 (株)	327,560,196	322,211,996	322,211,996	317,211,996	311,829,996
純資産 (百万円)	304,385	288,634	304,868	342,619	360,118
総資産 (百万円)	584,525	539,041	579,383	619,380	634,823
1株当たり純資産 (円)	943.07	909.21	960.27	1,096.38	1,172.86
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	50.00 (25.00)	50.00 (25.00)	30.00 (10.00)	63.00 (30.00)	66.00 (33.00)
1株当たり当期純利益 (円)	86.82	62.87	61.02	213.67	153.28
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	86.68	62.77	60.93	213.30	153.02
自己資本比率 (%)	51.9	53.4	52.5	55.2	56.6
自己資本利益率 (%)	9.3	6.8	6.5	20.7	13.6
株価収益率 (倍)	18.5	22.5	33.2	8.2	11.4
配当性向 (%)	57.6	79.5	49.2	29.5	43.1
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	4,119 (904)	4,224 (870)	4,316 (664)	4,382 (654)	4,547 (750)
株主総利回り (比較指標：配当込み株価指 数(ガラス・土石製品)) (%)	90.4 (89.2)	82.7 (67.6)	117.4 (108.2)	106.1 (100.0)	109.7 (108.5)
最高株価 (円)	2,131	1,994	2,153	2,106	2,038
最低株価 (円)	1,400	1,168	1,171	1,539	1,638

- (注) 1. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第156期の期首から適用しており、第156期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

1919年	日本陶器(株) (現 (株)ノリタケカンパニーリミテド) からがいし部門を分離独立、現在地に日本碍子(株)を設立。主として特別高圧がいし、がい管類の製造販売開始。
1922年	化学工業用機器類の製造販売開始。
1942年	知多工場建設。
1949年	東京・名古屋・大阪の各証券取引所に株式上場。(2011年6月大阪証券取引所上場廃止。)
1958年	金属製品の製造販売開始。
1962年	小牧工場建設。
1963年	環境装置類の販売開始。
1965年	米国に販売会社NGK INSULATORS OF AMERICA, LTD. (現 NGK-LOCKE, INC.、連結子会社)を設立。 (株)高松電気製作所(現 エナジーサポート(株))に資本参加、関連会社(現 連結子会社)とする。
1971年	電子工業用セラミックス製品の製造販売開始。
1973年	米国GENERAL ELECTRIC社と合併でがいしの製造会社LOCKE INSULATORS, INC. (連結子会社)を米国に設立。(2017年に同社の清算を決議。)
1976年	自動車用セラミックス製品の製造販売開始。
1977年	ベルギーにがいしの製造会社NGK-BAUDOIR S.A.と販売会社NGK EUROPE S.A.を設立。 (1994年両社が合併しNGK EUROPE S.A. (連結子会社)となる。)
1985年	ベルギーに自動車用セラミックス製品の製造会社NGK CERAMICS EUROPE S.A. (連結子会社)を設立。 (2007年に同社は、NGK EUROPE S.A.と合併し、消滅。存続会社のNGK EUROPE S.A.は、NGK CERAMICS EUROPE S.A.に社名変更。)
1986年	社名表記を「日本ガイシ株式会社」に変更。 米国に金属製品の製造会社NGK METALS CORPORATION (連結子会社)及び持株会社NGK NORTH AMERICA, INC. (連結子会社)を設立。
1988年	米国に自動車用セラミックス製品の製造会社NGK CERAMICS USA, INC. (連結子会社)を設立。
1991年	双信電機(株)に資本参加、関連会社とする。 (1999年に連結子会社、2021年に株式の一部売却に伴い連結の範囲から除外。)
1996年	インドネシアに自動車用セラミックス製品の製造会社P.T. NGK CERAMICS INDONESIA (連結子会社)を設立。 中国にがいしの製造会社NGK唐山陶瓷有限公司(連結子会社)を設立。(2019年に同社の清算を決議。)
2000年	南アフリカに自動車用セラミックス製品の製造会社NGK CERAMICS SOUTH AFRICA (PTY) LTD. (連結子会社)を設立。
2001年	中国に自動車用セラミックス製品の製造会社NGK(蘇州)環保陶瓷有限公司(連結子会社)を設立。
2002年	米国の半導体製造装置用モジュールの製造会社FM INDUSTRIES, INC. (連結子会社)に資本参加、子会社とする。 電力貯蔵用NA S [®] 電池(ナトリウム/硫黄電池)を事業化。
2003年	ポーランドに自動車用セラミックス製品の製造会社NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O.O. (連結子会社)を設立。
2007年	当社の環境装置事業の一部を吸収分割により(株)NGK水環境システムズに承継、分社化。
2008年	メキシコに自動車用セラミックス製品の製造会社NGK CERAMICS MEXICO, S.DE R.L.DE C.V. (連結子会社)を設立。 (株)NGK水環境システムズが富士電機ホールディングス(株)(現 富士電機(株))の子会社である富士電機水環境システムズ(株)と合併。新社名はメタウォーター(株)(持分法適用関連会社)。
2011年	石川工場操業開始。
2012年	エナジーサポート(株)(連結子会社)を完全子会社化。
2015年	新日鐵住金(株)(現 日本製鉄(株))より日鉄住金エレクトロデバイス(株)(現 NGKエレクトロデバイス(株)、連結子会社)の全株式を取得し、完全子会社化。 タイに自動車用セラミックス製品の製造会社NGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD. (連結子会社)を設立。
2017年	ポーランドの自動車用セラミックス製品製造会社NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O.O. (連結子会社)の第2工場操業開始。

2019年	エヌジーケイ・セラミックデバイス㈱(連結子会社)において、半導体製造装置用製品の製造拠点である多治見工場が操業開始。 中国の自動車用セラミックス製品製造会社NGK(蘇州)環保陶瓷有限公司(連結子会社)の第2工場操業開始。
2021年	恵那市、中部電力ミライズ㈱と共同で地域新電力会社恵那電力㈱(現 連結子会社)を設立。
2022年	網走市と共同で地域新電力会社あばしり電力㈱(連結子会社)を設立。

3 【事業の内容】

当社グループの企業集団は、当社、子会社60社(うち連結子会社47社、持分法適用会社1社)及び関連会社2社(うち持分法適用会社1社)で構成され、その主な事業内容と、各構成会社の当該事業に係る位置づけは次の通りです。

なお、次の3事業区分は「第5 経理の状況 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表] [注記事項] (セグメント情報等)」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

また、当連結会計年度より、組織変更に伴い「エネルギーインフラ事業」、「セラミックス事業」、「エレクトロニクス事業」及び「プロセステクノロジー事業」としていた報告セグメントを「エンパイロメント事業」、「デジタルソサエティ事業」及び「エネルギー&インダストリー事業」に変更しております。

〔エンパイロメント事業〕

当事業は、自動車排ガス浄化用部品及びセンサーの製造・販売を行っております。

自動車排ガス浄化用部品の製造は、国内では当社、米国ではNGK CERAMICS USA, INC.、欧州ではNGK CERAMICS EUROPE S.A.、NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O.O.、インドネシアではP.T.NGK CERAMICS INDONESIA、南アフリカではNGK CERAMICS SOUTH AFRICA (PTY) LTD.、中国ではNGK(蘇州)環保陶瓷有限公司、メキシコではNGK CERAMICS MEXICO, S. de R.L.de C.V.、タイではNGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD.が行っております。

また自動車排ガス浄化用部品の販売は、国内では当社、米国ではNGK AUTOMOTIVE CERAMICS USA, INC.、欧州ではNGK EUROPE GmbH、インドネシアではP.T.NGK CERAMICS INDONESIA、南アフリカではNGK CERAMICS SOUTH AFRICA (PTY) LTD.、中国ではNGK(蘇州)環保陶瓷有限公司、タイではNGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD.が行っております。

センサーの製造は、国内では当社及びエヌジーケイ・セラミックデバイス㈱、欧州ではNGK CERAMICS POLSKA SP. Z O.O.が行い、販売は国内では当社、欧州ではNGK EUROPE GmbHが行っております。

NGK NORTH AMERICA, INC.は、米国における持株会社です。

〔デジタルソサエティ事業〕

当事業は、半導体製造装置用製品、電子工業用製品、ベリリウム銅製品、金型製品の製造・販売を行っております。

半導体製造装置用製品の製造は、国内では当社及びエヌジーケイ・セラミックデバイス㈱、米国ではFM INDUSTRIES, INC.が行い、販売は国内では当社、米国ではNGK ELECTRONICS USA, INC.が行っております。

電子工業用製品の製造はエヌジーケイ・セラミックデバイス㈱、NGKエレクトロデバイス㈱グループ、販売は当社、NGKエレクトロデバイス㈱グループ、NGK EUROPE GmbHが行っております。

ベリリウム銅製品の製造は、国内では当社及びエヌジーケイ・メテックス㈱が行い、販売は当社が行っております。海外については、米国ではNGK METALS CORPORATIONが製造・販売を行っております。欧州ではNGK BERYLCO FRANCEが製造・販売を行い、NGK BERYLCO U.K. LTD.が加工・販売、NGK DEUTSCHE BERYLCO GmbHが販売支援を行っております。中国では恩基客(中国)投資有限公司が販売支援を行っております。金型製品については、エヌジーケイ・ファインモールド㈱にて製造・販売を行っております。

〔エネルギー&インダストリー事業〕

当事業は、NAS[®]電池、電力用がいし・機器及び一般産業用セラミックス製品・機器装置の製造・販売を行っているほか、NAS[®]電池を活用した電力の販売を行っております。

NAS[®]電池の製造・販売は、当社が行っております。また、NAS[®]電池を活用した電力の販売は恵那電力㈱、あばしり電力㈱が行っております。

がいしの製造は、国内では当社と明知ガイシ㈱、米国でNGK-LOCKE, INC.が行っております。販売は国内では当社、米国ではNGK-LOCKE, INC.、豪州ではNGK STANGER PTY.LTD.が行っております。中国では恩基客(中国)投資有限公司が調達支援を行っております。なお米国のLOCKE INSULATORS, INC.、中国のNGK唐山電瓷有限公司及びカナダのNGK INSULATORS OF CANADA, LTD.につきましては、現在清算手続きを進めております。

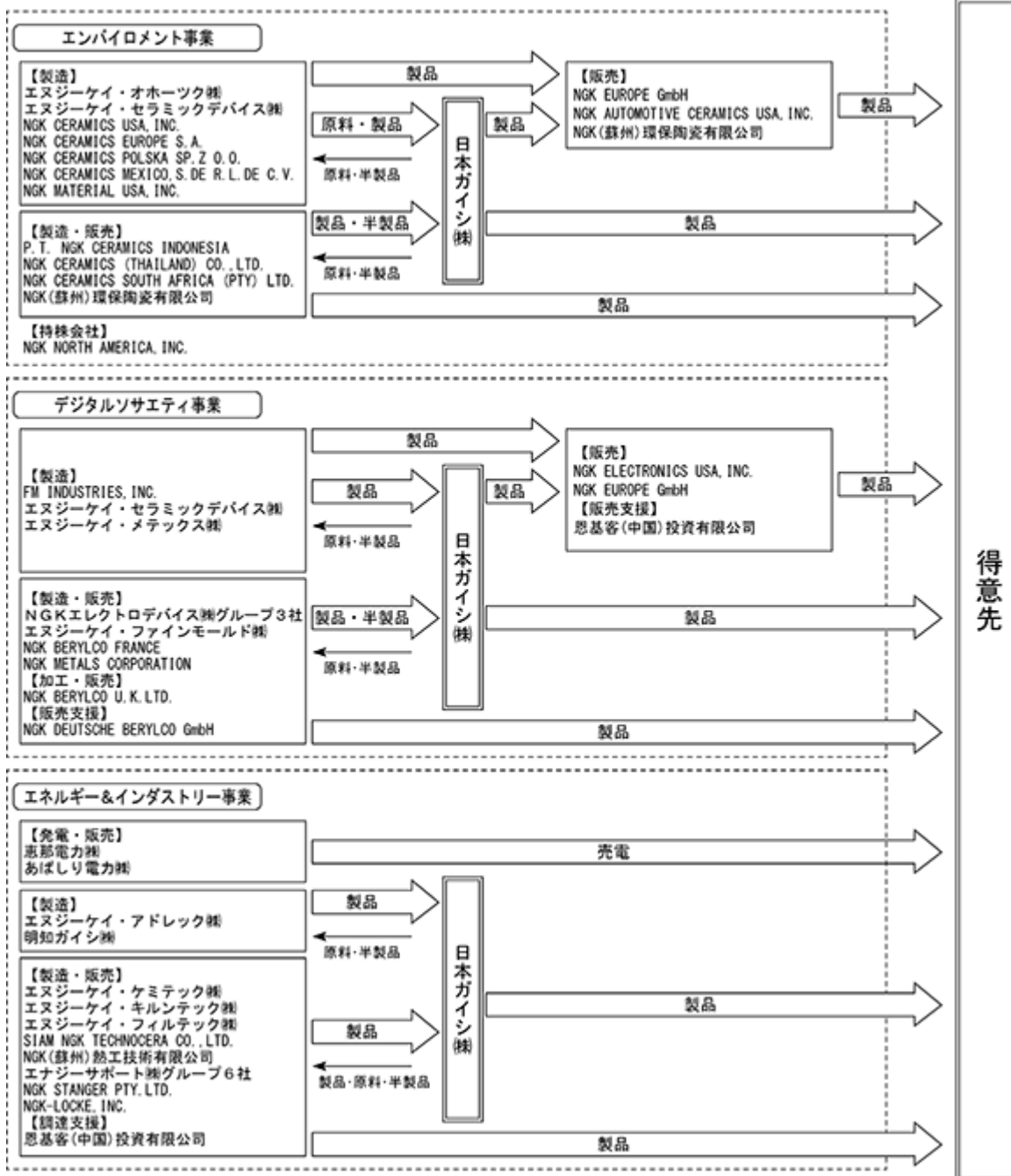
配電用機器の製造は、国内ではエナジーサポート㈱グループ、豪州ではNGK STANGER PTY.LTD.が行い、販売は国内では当社及びエナジーサポート㈱グループ、豪州ではNGK STANGER PTY.LTD.が行っております。

化学工業用耐蝕機器の製造・販売は、当社及びエヌジーケイ・ケミテック㈱が行っております。液・ガス用膜分離装置の製造・販売は、当社及びエヌジーケイ・フィルテック㈱が行っております。燃焼装置及び耐火物の製造は、国内ではエヌジーケイ・キルンテック㈱、エヌジーケイ・アドレック㈱、中国ではNGK(蘇州)熱工技術有限公司、タイではSIAM NGK TECHNOCERA CO., LTD.が行い、販売は、国内では当社及びエヌジーケイ・キルンテック㈱、中国ではNGK(蘇州)熱工技術有限公司、タイではSIAM NGK TECHNOCERA CO., LTD.が行っております。低レベル放射性廃棄物用処理装置の製造及び販売は、当社が行っております。

（その他の事業）

保険代理業及びゴルフ場経営のエヌジーケイ・ライフ㈱等があります。

主要な事業の系統図は次の通りであります。
 (連結子会社合計47社)



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容 〔役員の兼任等〕
(連結子会社) NGK EUROPE GmbH (注) 2、5	ドイツ クローンベルク 市	万ユーロ 5	エンパイロメント 事業 デジタル ソサエティ事業	100.0 (100.0)	当社製品を販売して おります。 〔有り 4名〕
NGK CERAMICS EUROPE S.A. (注) 2、3	ベルギー エノー州	万ユーロ 15,835	エンパイロメント 事業	100.0 (0.0)	当社より原材料を供 給しております。 当社より技術供与を 行っております。 当社より資金貸付を 行っております。 〔有り 2名〕
NGK CERAMICS USA, INC. (注) 2	米国 ノースキャロラ イナ州	万米ドル 1,500	エンパイロメント 事業	100.0 (100.0)	当社より原材料を供 給しております。 当社より技術供与を 行っております。 〔有り 1名〕
エヌジーケー・オ ホーツク株	北海道網走市	百万円 60	エンパイロメント 事業	100.0	同社製品を当社が購 入しております。 当社より資金貸付を 行っております。 当社より土地・建物 及び設備を賃貸して おります。 〔有り 3名〕
P.T. NGK CERAMICS INDONESIA	インドネシア ブカシ県	万米ドル 3,500	エンパイロメント 事業	97.8	当社より原材料を供 給しております。また、 同社製品を当社 が販売してありま す。 当社より技術供与を 行っております。 〔有り 4名〕
NGK CERAMICS SOUTH AFRICA (PTY) LTD. (注) 2	南アフリカ共和 国 ケープタウン市	万南アフリカ ランド 5,700	エンパイロメント 事業	100.0 (100.0)	当社より半製品を販 売しております。 当社より技術供与を 行っております。 〔有り 2名〕
NGK(蘇州)環保陶瓷有 限公司 (注) 2、3、5	中華人民共和國 江蘇省蘇州市	万米ドル 24,110	エンパイロメント 事業	100.0 (37.9)	当社より原材料を販 売・供給してありま す。また、同社製品 を当社が販売して おります。 当社より技術供与を 行っております。 〔有り 4名〕
NGK AUTOMOTIVE CERAMICS USA, INC. (注) 2	米国 ミシガン州	万米ドル 300	エンパイロメント 事業	100.0 (100.0)	当社製品を販売して おります。 〔有り 1名〕
NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O.O. (注) 2、3	ポーランド グリヴィッツエ 市	万ポーランド ズロチ 24,000	エンパイロメント 事業	95.0 (95.0)	当社より原材料を販 売・供給してありま す。また同社製品を 当社が販売してあり ます。 当社より技術供与を 行っております。 〔有り 3名〕

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容 〔役員の兼任等〕
NGK CERAMICS MEXICO, S. DE R. L. DE C. V. (注) 3	メキシコ ヌエボ・レオン 州	万メキシコ ペソ 140,000	エンパイロメント 事業	95.0	当社より原材料を販 売・供給してありま す。 当社より技術供与を 行っております。 当社より資金貸付を 行っております。 〔有り 2名〕
NGK MATERIAL USA, INC. (注) 2	米国 ノースキャロラ イナ州	万米ドル 1,500	エンパイロメント 事業	100.0 (100.0)	当社より原材料を供 給してあります。ま た、同社より原材料 を購入してありま す。当社より技術供 与を行っております。 〔有り 1名〕
NGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD. (注) 2、3	タイ サムットプラ カーン県	万タイバーツ 270,000	エンパイロメント 事業	95.0 (0.0)	当社より原材料を供 給してあります。ま た同社製品を当社が 販売してあります。 当社より技術供与を 行っております。 当社より資金貸付を 行っております。 〔有り 3名〕
エヌジーケー・メ テックス(株)	埼玉県加須市	百万円 120	デジタル ソサエティ事業	100.0	当社製品の加工を同 社に委託してありま す。 同社より資金借入を 行っております。 〔有り 3名〕
エヌジーケー・ファ インモールド(株)	愛知県半田市	百万円 187	デジタル ソサエティ事業	100.0	当社より建物及び設 備を賃貸してありま す。 同社より資金借入を 行っております。 〔有り 2名〕
エヌジーケー・セラ ミックデバイス(株) (注) 3	愛知県小牧市	百万円 90	デジタル ソサエティ事業 エンパイロメント 事業	100.0	当社より原材料を供 給してあります。ま た、同社製品を当社 が販売してありま す。 当社より資金貸付を 行っております。 当社より建物及び設 備を賃貸してありま す。 〔有り 12名〕
NGK METALS CORPORATION (注) 2	米国 テネシー州	万米ドル 2,200	デジタル ソサエティ事業	100.0 (100.0)	当社より半製品を販 売してあります。ま た同社より原材料を 購入してあります。 〔有り 4名〕
NGK BERYLCO FRANCE (注) 2	フランス クエロン市	万ユーロ 177	デジタル ソサエティ事業	100.0 (100.0)	当社より製品・半製 品を販売してありま す。 〔有り 3名〕
NGK DEUTSCHE BERYLCO GmbH (注) 2	ドイツ クローンベルク 市	万ユーロ 221	デジタル ソサエティ事業	100.0 (100.0)	当社の販売活動の支 援業務を委託してあ ります。 〔有り 2名〕
NGK BERYLCO U. K. LTD. (注) 2	イギリス マンチェスター 市	万英ポンド 50	デジタル ソサエティ事業	100.0 (100.0)	当社より製品・半製 品を販売してありま す。 〔有り 2名〕

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容 〔役員の兼任等〕
FM INDUSTRIES, INC. (注) 2	米国 カリフォルニア 州	万米ドル 2,200	デジタル ソサエティ事業	100.0 (100.0)	当社製品を販売して おります。また、同 社製品を当社が購入 しております。 〔有り 4名〕
NGKエレクトロデ バイス(株)	山口県美祢市	百万円 3,450	デジタル ソサエティ事業	100.0	同社製品を当社が販 売しております。 当社より資金貸付を 行っております。 〔有り 9名〕
NGK ELECTRONICS DEVICES (M) SDN. BHD. (注) 2	マレーシア ペナン州	万マレーシア リングgit 5,400	デジタル ソサエティ事業	100.0 (100.0)	
NGK ELECTRONICS USA, INC. (注) 2、5	米国 カリフォルニア 州	万米ドル 200	デジタル ソサエティ事業	100.0 (100.0)	当社製品を販売して おります。 〔有り 4名〕
恩基客(中国)投資有 限公司	中華人民共和國 上海市	万米ドル 4,500	デジタル ソサエティ事業 エネルギー&イン ダストリー事業	100.0	当社の販売活動及び 購買活動の支援業務 を委託してしま す。 〔有り 4名〕
エヌジーケイ・ケミ テック(株)	埼玉県所沢市	百万円 200	エネルギー&イン ダストリー事業	100.0	同社製品を当社が販 売しております。 当社より資金貸付を 行っております。 〔有り 5名〕
エナジーサポート(株)	愛知県犬山市	百万円 5,197	エネルギー&イン ダストリー事業	100.0	同社製品を当社が販 売しております。 同社より資金借入を 行っております。 〔有り 7名〕
明知ガイシ(株) (注) 2	岐阜県恵那市	百万円 135	エネルギー&イン ダストリー事業	100.0 (9.2)	当社より原材料を供 給しております。ま た、同社製品を当社 が販売してしま す。 当社より資金貸付を 行っております。 当社より土地を賃貸 しております。 〔有り 7名〕
エヌジーケイ・アド レック(株)	岐阜県可児郡 御嵩町	百万円 306	エネルギー&イン ダストリー事業	100.0	同社製品を当社が販 売しております。 当社より資金貸付を 行っております。 〔有り 6名〕
NGK-LOCKE, INC. (注) 2	米国 バージニア州	万米ドル 2,450	エネルギー&イン ダストリー事業	100.0 (100.0)	同社製品を当社が販 売しております。ま た、当社製品を販売 しております。 当社より技術供与を 行っております。 〔有り 6名〕
エヌジーケイ・キル ンテック(株)	名古屋市瑞穂区	百万円 85	エネルギー&イン ダストリー事業	100.0	同社製品を当社が販 売しております。 同社より資金借入を 行っております。 〔有り 5名〕

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容 〔役員兼任等〕
エヌジーケー・フィ ルテック(株)	神奈川県 茅ヶ崎市	百万円 50	エネルギー & イン ダストリー事業	100.0	同社製品を当社が販 売しております。 また、当社製品を販 売しております。 同社より資金借入を 行っております。 〔有り 5名〕
NGK STANGER PTY. LTD. (注) 2	オーストラリア ヴィクトリア州	万オーストラ リアドル 750	エネルギー & イン ダストリー事業	100.0 (15.0)	当社製品を販売して おります。 〔有り 3名〕
NGK唐山電瓷有限公司 (注) 3	中華人民共和國 河北省唐山市	万米ドル 13,000	エネルギー & イン ダストリー事業	100.0	〔有り 4名〕
SIAM NGK TECHNOCERA CO., LTD. (注) 2	タイ サラブリー県	万タイバーツ 10,600	エネルギー & イン ダストリー事業	100.0 (0.0)	当社より技術供与を 行っております。当 社より資金貸付を 行っております。 〔有り 4名〕
NGK(蘇州)熱工技術有 限公司	中華人民共和國 江蘇省蘇州市	万米ドル 1,220	エネルギー & イン ダストリー事業	100.0	当社より技術供与を 行っております。 また、当社より資金 貸付を行っておりま す。 〔有り 6名〕
恵那電力(株)	岐阜県恵那市	百万円 80	エネルギー & イン ダストリー事業	75.0	当社より資金貸付を 行っております。 〔有り 4名〕
あばしり電力(株)	北海道網走市	百万円 70	エネルギー & イン ダストリー事業	85.7	〔有り 3名〕
NGK NORTH AMERICA, INC. (注) 3	米国 デラウェア州	万米ドル 16,017	持株会社	100.0	〔有り 7名〕
その他 9社					
(持分法適用非連結 子会社)					
エヌジーケー・ライ フ(株)	岐阜県多治見市	百万円 50	その他の事業	100.0	同社より資金借入を 行っております。 〔有り 4名〕
(持分法適用関連会 社)					
メタウォーター(株) (注) 4	東京都千代田区	百万円 11,946	その他の事業	21.9	当社より製品を供給 しております。 〔無し〕

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称等を記載しております。
2. 議決権の所有割合の()内は間接所有割合を内数で示しております。
3. 特定子会社に該当しております。
4. 有価証券報告書を提出しております。
5. NGK EUROPE GmbH、NGK(蘇州)環保陶瓷有限公司及びNGK ELECTRONICS USA, INC.については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。主要な損益情報等は以下の通りであります。

	NGK EUROPE GmbH	NGK(蘇州)環保陶瓷 有限公司	NGK ELECTRONICS USA, INC.
売上高 (百万円)	140,727	64,314	82,323
経常利益 (百万円)	3,856	25	1,023
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	2,766	4,693	839
純資産 (百万円)	11,855	59,300	6,100
総資産 (百万円)	58,311	92,199	12,399

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
エンパイロメント事業	11,585	(1,266)
デジタルソサエティ事業	4,960	(716)
エネルギー & インダストリー事業	2,232	(522)
全社(共通)	1,300	(133)
合計	20,077	(2,637)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2023年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
4,547 (750)	39.4	14.8	8,240,174

セグメントの名称	従業員数(人)	
エンパイロメント事業	1,541	(310)
デジタルソサエティ事業	874	(184)
エネルギー & インダストリー事業	832	(123)
全社(共通)	1,300	(133)
合計	4,547	(750)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社においては、日本碍子労働組合(組合員総数 4,047名)が組織されており、セラミックス産業労働組合連合会に属しております。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

対象期間(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当事業年度				
管理職に占める 女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の 育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の 賃金の差異(%) (注)1		
		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者
3.8	91.6	77.1	77.2	103.2

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものであります。

連結子会社

対象期間(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当事業年度								
名称	管理職に 占める 女性労働者 の割合(%) (注)2	男性労働者の 育児休業取得率(%)			労働者の男女の 賃金の差異(%) (注)2			
		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者	全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者	
エヌジーケイ・ セラミックデバイス (株)	1.7	95.7	*	*	(注)3	76.0	76.0	62.1
NGKエレクトロ デバイス(株)		*	*	*		67.4	66.1	69.7
エナジーサポート(株)	*	*	*	*		65.9	68.1	90.0
明知ガイシ(株)	*	*	75.0	*	(注)2	*	*	*
エヌジーケイ・ ケミテック(株)	3.2	*	*	*		*	*	*

(注) 1. 「 」は、該当者がいない又は差異がないことを示しております。

「*」は、法令等により開示の必要がない指標について記載を省略していることを示しております。

2. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
3. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものであります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループが掲げる「NGKグループ理念」と「NGKグループビジョン Road to 2050」は以下の通りです。

< NGKグループ理念 >

私たちの使命

「社会に新しい価値を そして、幸せを」

私たちが目指すもの

「人材 挑戦し高めあう」

「製品 期待を超えていく」

「経営 信頼こそが全ての礎」

< NGKグループビジョン Road to 2050 >

2050年の未来社会を見据え、カーボンニュートラルの実現とデジタル社会への爆発的進化という大きな流れを新たな発展機会と捉え、ESG経営の推進、収益力向上、研究開発への注力、商品開発への注力、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進の5つの変革に取り組み“Surprising Ceramics.”をスローガンに当社独自のセラミック技術を活かし、「第三の創業」に向けて事業構成の転換を図ってまいります。

(2) 主要な経営指標と資本政策

当社グループは、自己資本利益率（ROE）を主要な経営指標とし、資本効率を重視した経営を推進しております。関連性の高い投下資本利益率（NGK版ROIC）を管理指標に採用し、投下資本の代わりに事業資産（売掛債権、棚卸資産、固定資産）、税引後利益の代わりに事業部門の営業利益を用いることにより、事業部門が自ら目標管理できるようにしております。中長期の観点でROE10%以上の水準を意識し、持続的な企業価値の向上に資するよう事業リスクの変化に適合した資本政策を展開します。株主・投資家との透明で適切なコミュニケーションで資本コストの引き下げに努めると共に、これを上回る収益性確保に向けて事業計画の立案や設備投資の意思決定プロセスを回してまいります。また、配当性向及び純資産配当率等を参照して積極的な株主還元を努めます。これらにより財務健全性と両立を図りつつ、ROEを構成する利益率、資本回転率、財務レバレッジを事業戦略と整合した健全な水準に維持することを目指します。

更に、当社の企業価値向上に資する管理指標として、営業利益にCO₂排出コストや労務費、研究開発費、ESG目標達成率を加味したNGK版付加価値（NGK Value-added）を導入しております。短期の収益性や中長期の成長性といった「財務価値」に加えて、超長期的に社会性を高めていくために、将来の競争力の源泉となる人的資本や知的資本の向上に継続的に取り組むと共に、環境負荷の低減や人権尊重への取り組みなど多岐にわたる社会的責任を果たしてまいります。このような取り組みにより「非財務価値」も高めて企業価値を向上してまいります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略、経営環境及び優先的に対処すべき事業上、財務上の課題

当社グループを取り巻く環境は、ウクライナ情勢の長期化や物価上昇、半導体不足、米中貿易摩擦等の影響により不透明な状況が続くことが予想されます。一方、中長期の観点では、脱炭素社会実現への世界的潮流を背景としたカーボンニュートラル化に加えて、情報通信の高度化や自動運転など社会のデジタル化が進むと想定しております。当社グループは社会に新しい価値を提供する企業を目指し、NGKグループビジョンにおいて「独自のセラミック技術でカーボンニュートラルとデジタル社会に貢献する」ことをありたい姿として定め、その実現に向けて「5つの変革」を推進しております。当社グループの基幹事業である自動車関連製品は電動化の進展により縮小していく懸念はありますが、2050年の未来社会に向けて、カーボンニュートラルやデジタルソサエティ関連の製品を拡大させ、事業構成の転換を着実に進めるべく、「ESG経営の推進」と「既存事業の収益力向上と新規事業の創出」を図ってまいります。

当社グループの重点課題に対する取り組みは以下の通りです。

ESG経営の推進

当社グループは、持続的な成長と将来のありたい姿への変容を推進すべく、ESGを経営の中心に位置づけております。当社グループの存在目的は製品やサービスを通じた社会課題の解決であり、事業活動の根幹である「環境」「社会」「ガバナンス」への取り組みは、長期の成長に不可欠な重要課題です。当社グループは海外19カ国で37のグループ会社（うち製造会社19社）がビジネスを展開しており、これら課題への対応と経営の透明性・自律性を高めるべく、グループで働く全員が公正な価値観や国際的な水準の判断基準に従って行動できるよう環境整備を進めております。社長を委員長とする「ESG統括委員会」のもと、経営レベルでESG要素を始めとする当社グ

ループのサステナビリティ課題への取組みを、取締役会が適切に監督してまいります。

〔環境（E）〕

当社グループは、2050年までにCO₂排出量ネットゼロとする目標を掲げ、カーボンニュートラル、循環型社会、自然との共生への寄与を骨子とした「NGKグループ環境ビジョン」を策定し、具体的な行動計画として「カーボンニュートラル戦略ロードマップ」と環境5カ年計画を定め、その実現を目指しております。2025年度はScope1及びScope2におけるCO₂排出量を55万トン（2013年度比25%削減）、マイルストーン（中間目標）とする2030年度には同37万トンの排出量（同50%削減）とする目標を設定しており、実現のための取組みの一つとして2025年度までに海外拠点で使用する電力の全量を再生可能エネルギー由来に切り替え、国内外の製造拠点到合計40メガワットの太陽光発電設備の導入を計画しております。また、目標達成を前倒しで実現すべく、水素やアンモニアなどカーボンニュートラル燃料によるセラミックス焼成設備や、CO₂分離膜やDAC（Direct Air Capture）などCCU・CCS（CO₂の回収・利用・貯蔵）関連技術の開発に着手しており、当社グループ内での実証・適用を進めるほか、カーボンニュートラル関連製品・サービスの開発にも取り組んでまいります。2022年11月には一昨年に続き2度目のグリーンボンド（無担保社債）を発行しました。環境効果のある製品・サービスの提供、自社の事業活動・生産活動におけるカーボンニュートラルへの取組みなどを加速してまいります。

気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）については、「ガバナンス」「戦略」「リスクマネジメント」「指標と目標」の4項目に沿ったシナリオ分析結果に関する情報を当社ウェブサイトにて公開しております。今後も社会的な要請に遅れることなく関連情報の開示を拡充してまいります。

〔社会（S）〕

当社グループは、自社及びサプライチェーンにおける人権を尊重する取組みを展開することで、事業活動が影響を及ぼす全ての人々の人権が侵害されることのない社会づくりに貢献します。国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、「NGKグループ人権方針」を定めたほか、英国現代奴隷法に関する声明を開示、また「子どもの権利とビジネス原則」を支持し事業活動において子どもの権利を尊重し、子どもの権利の推進に向けた社会貢献活動等に取り組むことを宣言しております。

当社グループにおいては、NGKグループ理念で「人材」を私たちが目指すものの出発点と位置付けており、NGKグループビジョンで掲げる「5つの変革」に不可欠な人材の育成と、多様な人材が全力で取り組むための舞台として、挑戦と変革を後押しする職場の実現に取り組めます。当社では、自律的な成長に取り組むことが出来るような多様なキャリアパスの提供や、テレワーク活用といった柔軟な働き方、長時間労働の削減を中心とする社内環境整備などの施策にも取り組んでおります。女性活躍については、新卒採用に占める女性比率の数値目標を設定すると共に、配属先・異動先での職域拡大を図っています。また、育休・産休取得者のキャリア早期再開を促すための早期復職支援制度の導入、育休からの復職者研修の実施、男性育休制度の拡充などの制度面からのアプローチに加えて、仕事と家庭の両立への理解を深めることを目的とした社内講演会を開催するなど、女性が活躍しやすい環境づくりに取り組んでおります。海外人材については、当社グループは従業員約20,000人のうち、約6割が海外に所在しています。グループ運営において、それぞれの地域の事情、文化、習慣に基づく素早く適切な意思決定を行うためには現地人材の活躍が不可欠と考えており、海外拠点の幹部層も現地化するなど、現地人材の積極的な登用に努めております。

当社グループのサプライチェーンにおいては、サプライチェーンを構成する調達パートナーと共に公正・公平な取引を行い、共に繁栄を図るため、「門戸開放」「共存共栄」「社会的協調」を調達の基本方針とした「購買基本方針」を定めており、内閣府、中小企業庁が推進する「パートナーシップ構築宣言」を公表しております。サプライチェーンにおけるCSRへの配慮が社会的要請として高まっていることからCSR調達を推進しており、企業の選定や調達する原材料、利用するサービスについては、「CSR調達ガイドライン」に基づき、CSRに配慮されたものを採用しています。また取引先企業への訪問や実態調査アンケート等を通して、リスク・CSR詳細評価を行っているほか、2022年度はサプライヤーの重要度、事業実態に応じて改善サポートも実施しています。

〔ガバナンス（G）〕

コーポレートガバナンスについては、取締役会の更なる機能発揮の観点から、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する独立社外取締役を選任し、その数を全取締役の3分の1以上としております。また、経営の透明性を確保し取締役会の監督・監視機能を強化するため、独立社外取締役を過半数として構成する指名・報酬諮問委員会で役員的人事及び報酬決定等に係る公正性の確保及び透明性の向上を図ると共に、社外役員を主要な構成員とし役員等が関与する不正及び法令違反等への対応を取り扱う経営倫理委員会を設置し、取締役会への答申または報告、勧告等を行うこととしております。役員等が関与する不正・法令違反に歯止めをかける仕組みとして、従業員からの相談・報告を受けるヘルプライン制度とは別に、社外弁護士を通じて経営倫理委員会に直接報告するホットライン制度を設置し、経営陣から独立した通報体制を設けるなど、コンプライアンス体制の充実を図っております。

また、当社グループで働く全ての人が倫理観を持って正しい事業活動を行うための道しるべとしてNGKグループ企業行動指針を策定しており、その周知徹底に取り組んでおります。さらに様々な領域で取り組むコンプ

ライアンス活動を国際的な水準に照らして評価検証し、共通の理解と価値観に基づき継続的に改善する仕組み作りを行うため、「コンプライアンス活動基本要領」を制定しております。

競争法及び海外腐敗行為防止法などの法令遵守については、継続的な経営トップのメッセージ発信、国内外グループ会社の役員・従業員向けのコンプライアンス教育の実施、国際的な水準に沿った競争法遵守プログラムの運用、「競争法遵守ハンドブック」の活用などにより徹底を図っております。

品質コンプライアンスについては、経営トップによる品質活動や品質委員会の直接指導の実施などの仕組みを強化すると共に、経営層及び従業員に対する品質教育の徹底など企業体質の改善に取り組んでおります。労働環境の安全面では、国内外グループ会社のリスクアセスメントの推進による重大災害リスクの特定と未然防止対策の強化に加え、グループ全体の現場マネジメント力の強化を図り、業務災害リスクの低減に取り組んでまいります。

リスクマネジメントについては、経営レベルの視点から重要と考えるリスクを事業環境、戦略、内部要因に分類し継続的に見直しを行っております。当社グループのサステナビリティ課題を含む個別のリスク事項については、各種の委員会を設置してリスク管理を行っておりますが、国内外の環境変化が加速する中、部門を横断し全社視点で取締役会につながる統合的なリスク管理の仕組みを構築するため、2023年度より社長直轄の統括委員会として「リスク統括委員会」を設置しております。

既存事業の収益力向上と新規事業の創出

当社グループは、全社の視点から企業価値を高めるために事業ポートフォリオ方針を定め、NGK版ROICを用いた収益性と、売上高成長率を用いた成長性の二軸で精査しております。コア事業や今後の成長が期待される事業群への経営資源の投入を検討するほか、低成長・低収益に区分される事業については、今後の事業継続の判断において単年度及び中期的な経営計画に基づく計数面での評価に加えて、長期的な視点での成長可能性、収益性等を個別に社内の戦略会議等で議論し、経営に関する重要な事項として取締役会が監督してまいります。また、設備投資の意思決定にあたっては、個別の投資の回収期間のほか、NGK版ROICや2022年度より導入したインターナルカーボンプライシング（ICP）を用いたESG視点での価値評価も考慮し判断してまいります。さらに利益の追求と将来の企業価値の源泉となる人的資本や知的資本への投資を両立させ、同時に環境負荷の低減や人権尊重への取組みなどサステナビリティに関する取組みも総合的に評価するため、管理指標として営業利益にCO₂排出コストや労務費、研究開発費、ESG目標達成率を加味したNGK版付加価値（NGK Value-added）を導入しております。これにより、短期の収益性や中長期の成長性といった財務価値に加えて財務諸表に表れない非財務価値を高め、企業価値向上につなげてまいります。

各事業の収益性改善に向けて、世界的なインフレに伴う費用増を適切に価格に転嫁していくほか、収益力をさらに高めるべく「モノづくり（チェーン）革新」を進めております。モノづくりチェーンにおける理想と現状のギャップを埋める「生産革新活動」、工場単位のロス削減により製造原価を改善する「原価低減活動」を柱とし、デジタル技術の活用によりモノづくりの見える化とグローバル連携を進め、競争力強化につなげてまいります。

また、将来に向けた企業変革を遂げるべく、2022年4月に「NGKグループデジタルビジョン」を公表し、2030年までの推進ロードマップに沿ってDXを強力に推進しております。全社横断的な部門であるDX推進統括部を核として、「人材」（経営層から一般社員まで全従業員へのDX啓蒙、データ活用人材の育成、ブリッジ人材の育成）、「デジタル」（デジタル利活用基盤の構築、次世代技術の開発、強固なITセキュリティ）、「組織・風土」（ビジョン策定による経営層コミットメント、グローバルでの連携・推進、グループ全員の意識改革）の3つを柱に、開発、製造、営業、購買をはじめ様々な部門で改善活動を進めております。2023年度はデータ活用の推進及びサプライチェーン・エンジニアリングチェーン連携の加速・強化を図ってまいります。

事業構成の転換には新規事業の創出が不可欠であり、その重要施策として、2030年に新事業売上高を1,000億円以上とする「New Value 1000」を目標に掲げております。マーケティング機能を主体としたNV推進本部、セラミックス材料技術や要素技術など当社独自の差異化技術を有する研究開発本部、試作・量産技術などモノづくりの製造技術本部の3本部が連携し「研究開発」から「商品開花」へのスピードを高めてまいります。2022年度から、社内の研究開発及び事業化プロセスの全体を統括し、方針策定を担う上位の会議体として開発・事業化委員会を設置しました。2023年度の研究開発費は過去最高の310億円を投じることを計画しており、10年間で3,000億円、このうち8割をカーボンニュートラルとデジタル社会関連に配分し、社会課題の解決に資する将来の有望なテーマに対して重点的に経営資源を投じてまいります。また、開発スピードを上げつつこれまで以上の差異化技術を作るべく、早い段階から製造技術本部を巻き込んだコンカレント開発に取り組むほか、当社が保有する大量の実験データをデータベース化しAI技術を組み合わせるマテリアルズ・インフォマティクスの推進により、短期間で革新的なセラミック材料の開発につなげることを目指します。更には、ベンチャーキャピタルやスタートアップ企業への出資など外部とのアライアンスを活用した新製品・新規事業の創出も積極的に推進し、事業構成の転換を図ってまいります。

セグメント別の重点課題は以下の通りです。

〔エンバイロメント事業〕

世界の自動車生産の回復や各国の排ガス規制強化等により、当面は需要拡大に対応しつつ生産性の改善やグローバル生産体制の最適化と安定供給体制の構築により利益最大化を目指します。電気自動車の普及拡大により

将来的には内燃機関ビジネスは漸減するものの、短期的には欧州をはじめとする更なる規制強化の対応に向けて、ガソリン用センサーや電気加熱式触媒（EHC）等の新製品の開発スピードを加速させてまいります。また世界的に市場拡大が期待されるカーボンニュートラル関連市場にDACなどCCU・CCS関連製品を展開し、広義に環境関連を包含する事業として、高付加価値品の投入を進めてまいります。

〔デジタルソサエティ事業〕

NGKグループビジョンで掲げたデジタル社会関連の事業領域は、経済状況の悪化に伴い短期的には需要が減少するものの、中長期ではIoTや5Gの進展などにより半導体関連や電子部品関連で需要が拡大すると期待されています。半導体製造装置用製品や電子部品関連については、次世代製品の開発や顧客開拓を進めるほか、中長期を見据えた設備投資を進め、拡大する需要に対応していきます。また、チップ型セラミックス二次電池（EnerCera[®]）や絶縁放熱回路基板など新製品の開発を着実に進め、デジタル社会に貢献する製品群の拡大を目指します。

〔エネルギー＆インダストリー事業〕

2050年のカーボンニュートラルを目指し、日本では補助金などの再エネ導入に向けた施策も顕在化しており、世界で蓄電池の重要性が高まっております。エナジーストレージ関連では、NAS[®]電池の本格的な需要拡大には暫く時間を要しますが、大容量、長寿命、長時間充放電の特性を生かしたビジネスモデルの構築に取り組んでまいります。NAS[®]電池と独自のエネルギーマネジメントシステム（EMS）を組み合わせることで、NAS[®]電池の容量の有効活用、エネルギーリソース価値の最大化が可能となり、従来の「モノ売り」に加え、サービスや価値を提供する「コト売り」ビジネスへの展開も加速してまいります。がいしは、国内電力会社の設備投資抑制が継続する中、中長期の市場変化を想定して事業の効率化を進めます。また、産業プロセス事業は、耐火物製品や医薬用水設備の収益拡大を図ると共に、CO₂分離や水素分離、バイオエコノミーといった社会の環境ニーズに貢献できる製品や設備を投入し、新たなカーボンニュートラル製品の受け皿となる事業領域を目指してまいります。

当社グループは、こうした取組みを通じて経営基盤の更なる強化に努め、持続的な成長と企業価値の向上を実現し、資本効率重視、株主重視の経営を継続してまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する基本方針は以下の通りです。

なお、文中の将来に関する事項は、別途記載がある場合を除き当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(基本的な考え方)

日本ガイシ株式会社（NGK）及びそのグループ会社は、NGKグループ理念「社会に新しい価値をそして、幸せを」に基づき、独自のセラミック技術で新しい価値を提供することで持続可能な社会の実現に貢献し、社会の皆さまからの期待に応え、信頼を得たいと考えています。これをNGKグループのサステナビリティに係わる基本的な考え方とし、NGKグループ理念の実現に向けて策定した「NGKグループビジョン Road to 2050」の下で、ESG（環境・社会・ガバナンス）及びSDGs（持続可能な開発目標・Sustainable Development Goals）を念頭に置きつつ、カーボンニュートラルとデジタル社会の実現に貢献し、持続的な企業価値の向上を目指します。

(重要な課題（マテリアリティ）の特定と取組みの推進)

NGKグループ理念の実現、また社会とNGKグループの持続的な発展のために、NGKグループ及びステークホルダーの双方にとって重要な課題をマテリアリティとして特定します。特定されたマテリアリティに対応し、課題解決を目指すと共に、企業行動指針など各種の行動の基本となる方針を整備し実践します。

(取締役会の責務)

取締役会は、ESG要素を始めとするNGKグループのサステナビリティ課題を正しく認識し、サステナビリティ課題への取組みを適切に監督し対応を進めることで中長期的な企業価値の向上に結びつけることを目指します。また、取締役会は、適切に情報を開示し、様々なステークホルダーとの対話を重視してその意見を取締役会にフィードバックすることで、経営の改善に努め、社会からの信頼と期待に応えます。

(1) ガバナンス及びリスク管理

ガバナンス

当社グループのサステナビリティ課題を含む全社的なリスクについては、取締役会決議による「業務の適正を確保するための体制等の整備」において損失の危険の管理に関する規程その他の体制を策定し、重大なリスクに関しては関係する各種の委員会を設置してリスク管理を行っています。各委員会で審議された個別の事項のうち重要なものは経営会議及び取締役会で審議、または報告され、各委員会の活動内容は年1回以上取締役会に報告されます。

危機管理に関わる体制については、「NGKグループサステナビリティウェブサイトデータ2022」のP128、リスクマネジメントのページをご覧ください。

<https://www.ngk.co.jp/sustainability/pdf/2022/ngk2022data.pdf>

なお、2023年4月以降はリスク統括委員会を新たに設置し、グループのリスク課題を包括的に取り扱い、それらの活動内容を同様に年1回以上取締役会に報告することを決定しています。リスク統括委員会及びESG統括委員会の委員長は取締役社長が務め、その他の委員会は部門を所管する取締役、ないしは担当する執行役員が委員長を務めることとしております。全ての委員会について、本社部門、事業部門など主要な部門を担当する執行役員がその構成員となっています。

リスク管理

当社グループの全社横断的なリスクに関しては、危機管理基本規程に基づき日々のリスク管理を関係職制によって行うとともに、重大なリスクに関してはESG統括委員会を始めとする各委員会の活動によってリスクの発生を回避、予防します。サステナビリティ関連のリスクと機会については、ESG統括委員会がグループ横断的に取り扱うこととしており、重要な項目をマテリアリティとして特定する議論を行った上で、経営会議及び取締役会で審議、決定します。

マテリアリティの特定については、当連結会計年度において社内各部門の代表からなるワーキンググループによる検討を重ね、マテリアリティ候補となる環境・社会に関する課題を事業への影響度、ステークホルダーの要請・期待の2軸で評価し、マテリアリティ・マップの作成を行いました。これを基に、ESG統括委員会においてマテリアリティ候補を抽出し、ワーキンググループと共にそれらに対するリスクと機会、主な取組みの検討を行いました。

この過程を経てマテリアリティとして特定した項目のうち、ステークホルダーの要請・期待（インパクトマテリアリティ）、及び事業への影響度（財務マテリアリティ）のいずれかにおいて最も高い影響を有するとされたESG課題に関わる項目を特に重要視し、以下の4項目を抽出しました。これらの項目は、各々に関係する委員会で取り扱われ、これらの委員会の活動、及び経営会議・取締役会への報告等を通じて、リスクと機会の監視・管理（ガバナンス）、識別・評価（リスク管理）を行っています。

イ. 気候変動への対応

気候変動対応は、地球の持続可能性において最重要課題の1つであると認識し、「NGKグループビ

ジョン」を踏まえ併せて策定した「NGKグループ環境ビジョン」及び「カーボンニュートラル戦略ロードマップ」に基づき、事業活動を通じての2050年までのCO₂排出ネットゼロを目指しています。具体的な活動として「環境行動5カ年計画」によって管理指標と年度ごとの達成目標を定めています。これらは、社長を委員長とするESG統括委員会で審議され、年1回以上、取締役会に報告されます。

ロ. 品質と製品の安全性の追求

お客様視点に立った信頼される品質を追求し、期待を超えた安心・信頼のある製品・サービスを安定的に供給することで、より良い社会づくりに貢献します。

このために、品質委員会において品質方針及び品質目標の決定改廃、市場における重大な品質不良の発生防止と万が一発生した場合の技術的対応等を取り扱い、委員会の審議を経て決定した事項のうち重要と判断されるもの、また年度の品質実績については、年1回以上取締役会に報告されます。

ハ. 人権の尊重

自社及びバリューチェーンにおける人権を尊重する取組みを展開することで、事業活動が影響を及ぼす全ての人々の人権が侵害されることのない社会づくりに貢献します。

このために、HR委員会において人権に関する基本方針の決定改廃、グループ会社を含めた人権に対する啓発活動や人権デュー・ディリジェンスの実施、苦情処理と救済対応等を取り扱い、委員会の審議を経て決定した事項のうち重要と判断されるもの、また年度の実績については、年1回以上取締役会に報告されます。

ニ. 人材価値の向上

多様な経験・価値観を持った人材が活躍する豊かで活気ある職場環境を整備し、従業員一人ひとりが自律的に挑戦し高めあうことで、社会に新しい価値を提供していきます。

このために、HR委員会においてNGKグループ人的資本経営方針を策定し、これに基づく各種の人事施策を展開するとともに、長時間労働等の労働に関わる問題の把握を行います。委員会の審議を経て決定した事項のうち重要と判断されるもの、また年度の実績については、年1回以上取締役会に報告されます。

その他の当社がリスクと認識する項目全般については、「第2 事業の概況 3〔事業等のリスク〕」をご覧ください。

マテリアリティについては、当社ウェブサイトをご覧ください。

https://www.ngk.co.jp/sustainability/pdf/materiality_r0.pdf

(2) 戦略並びに指標及び目標

マテリアリティのうち特に重要なものとして抽出された項目については、各々以下の取組みを行っています。

気候変動への対応

バリューチェーン全体にカーボンニュートラルを働きかけ、CO₂排出ネットゼロの事業活動を目指します。

データとデジタル技術の活用を通じてカーボンニュートラル関連製品の開発スピードを加速し、独自のセラミック技術の中核とした製品・サービスの開発・提供により、2050年までのカーボンニュートラル社会の実現に貢献します。

NGKグループは「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」提言への賛同を表明しており、その枠組みに基づく開示のうち、戦略、並びに指標及び目標に関する部分は以下の通りです。

〔戦略〕

イ. 気候変動のリスクと機会

NGKグループの事業に関連する気候変動のリスクと機会及びその影響の大きさについて、時間軸とシナリオを設定して分析をしています。シナリオ分析は、複数の将来シナリオを想定した上で、各シナリオ下で気候関連のリスクと機会がNGKグループに与える影響を把握し、今後の戦略や対応の検討に活かすことを目的とした手法です。

(イ) 前提条件

(a) 時間軸 リスクと機会を検討するための時間軸として、短期・中期・長期を設定しました。

	時間軸	設定理由
短期	2025年度	第5期環境行動5カ年計画の最終年度であるため
中期	2030年度	NGKグループ環境ビジョンの中間目標年であるため
長期	2050年度	NGKグループビジョン及びNGKグループ環境ビジョンの目標年であるため

(b) シナリオ

カーボンニュートラルへの移行によるリスクと機会、物理的なリスクと機会がそれぞれ最大化すると考えられるシナリオとして、1.5 シナリオと4 シナリオを設定しました。

シナリオ	概要	参照した主な外部シナリオ
1.5 シナリオ	2050年カーボンニュートラルに向けて、政策・規制導入や市場変化が急速に進行することで、地球の平均気温上昇が産業革命前の水準に比べ1.5 に抑えられる。	・IEA(国際エネルギー機関) Net Zero by 2050シナリオ ・SSP1-2.6シナリオ など
4 シナリオ	CO ₂ 排出量削減に向けた政策・規制や社会の取り組みが進まず、地球の平均気温上昇が産業革命前の水準に比べ4 となる。災害などの気候変動による影響が甚大化する。	・SSP5-8.5シナリオ など

(ロ) 特に重要度の高いリスクと機会

各時間軸とシナリオにおいて、TCFDの分類に沿ってリスクと機会を特定しました。リスクと機会各々の財務影響の大きさは、全社のリスク評価基準を参考に定性的に評価を行った上で、一定の影響があると考えられ、シナリオに基づく定量的な検討が可能な一部の項目については、財務影響の定量化を実施しました。

なお、本シナリオ分析はNGKグループの業績の将来見通しではなく、各シナリオ下で気候変動によるリスクと機会がNGKグループに将来与える影響を分析し、今後の戦略や対応の検討に活かすためのものです。また、財務影響の試算において使用している情報は検討時点のものであり、不確実な要素や仮定を含んでいます。

(a) カーボンニュートラル社会への移行リスクと機会(1.5 シナリオ)(主な項目のみ)

分類	事業における リスク・機会	リスク・機会の内容	時間軸	対応戦略 (抜粋)	財務影響
政策 ・ 法規制	温室効果ガス排出削減強化による対応コストの増加	省エネ、再生可能エネルギーの調達、エネルギー源の電化、焼成用燃料の天然ガスから水素・アンモニアなどへのエネルギー転換に向けた設備入替・導入などの対応コストが発生	短期 ～ 長期	<ul style="list-style-type: none"> 各国の規制や炭素価格制度の動向や予測のモニタリング NGKグループ環境ビジョン、カーボンニュートラル戦略ロードマップに沿った省エネ強化、技術イノベーション推進、再生可能エネルギー利用拡大の取り組み CSR調達ガイドラインによる温室効果ガス排出削減の推進 	エネルギー転換/炭素価格の財務影響額(経費増) 1 2025年: 20億円 2030年: 58億円 2050年: 123億円 (参考: 削減しない場合の炭素価格影響: 59~177億円)
	炭素価格の導入によるコスト増加	自社での排出、およびサプライチェーン上流での排出への炭素価格の導入によりコストが増加			

分類	事業における リスク・機会		リスク・機会の内容	時間軸	対応戦略 (抜粋)	財務影響
技術	バッテリーの技術 革新/新技術の登 場・普及によるリ スク・機会	機会	・自社の技術開発が進む 場合、競争力の強化 ・蓄電池ニーズが増加	中期 ～ 長期	・技術革新の動向に関す るモニタリング ・研究開発の推進	定量化のための指標が 不足しているため現時 点では定性的に検討
		リスク	競合製品の技術革新が進 む場合、自社技術の競争 力低下			
	CCU/CCS (CO ₂ の回収・ 利用・貯留)の普 及による市場拡大	機会	CCU/CCS市場拡大 により当社のセラミック 製品(サブナノセラミッ ク膜など)の事業機会の 増加	中期 ～ 長期	CCU/CCS市場にお ける事業拡大、新製品開 発の推進マーケティング、 ビジネススキーム、 新製品開発を加速する New Value 1000の推進	CCUS関連製品での 財務影響額 2 2025年: + 0億円 2030年: + 140億円 2050年: + 2,700億円
市場	自動車関連製品の 需要増減	機会	・短期的には排ガス規制 強化により、自動車排 ガス浄化用部品、NO xセンサーの需要が増 加 ・中長期的には、EV向 けに窒化ガリウム (GaN)ウエハー「FG AN [®] 」や絶縁放熱回路 基板、ベリリウム銅部 材等の需要が増加	短期 ～ 長期	・排ガス規制の強化に伴 う新製品や高機能品の 増加で内燃機関自動車 向け需要低下をカバー ・窒化ガリウムウエハー やベリリウム銅、絶縁 放熱回路基板の、E V・プラグインハイブ リッド自動車向け採用 拡大 ・EV用熱マネジメント 向け製品、合成燃料向 け新製品等の開発・提 供	自動車関連製品での財 務影響額 2 2025年: + 650億円 2030年: 500億円 2050年: 2,440億円
		リスク	中長期的には内燃機関自 動車向け製品の需要が減 少			
	蓄電池需要の拡大	機会	・「NAS [®] 電池」や亜 鉛二次電池「ZNB [®] 」 の需要増加 ・リチウムイオン二次電 池向け加熱・耐火物事 業のビジネス機会拡大	短期 ～ 長期	・ソリューションサービ スを通じての新しい価 値の提供 ・亜鉛二次電池「ZN B [®] 」の事業化	蓄電池関連製品での財 務影響額 2 2025年: + 230億円 2030年: + 330億円 2050年: + 680億円
	半導体関連製品の 需要拡大	機会	半導体製造装置用部品 や、エレクトロニクス事 業における電子部品・金 属関連の需要が増加	短期 ～ 長期	半導体製造装置メーカー と連携し、設備能力や人 員・設備体制等の都度増 強	定量化のための指標が 不足しているため現時 点では定性的に検討

1: IEA(国際エネルギー機関)のNet Zero by 2050(2021年版)シナリオ等のパラメーター(炭素価格、エネルギー単価、電源構成など)に基づき、将来の事業拡大等について一定の前提や仮定を置いた上で、エネルギー転換や省エネにかかるコストと、温室効果ガスに対する炭素価格を合わせて利益に対する影響額を概算し、財務影響としています。

2: IEAのNet Zero by 2050(2021年版)シナリオ等に基づく、自動車市場、CCU/CCS市場、電力向け蓄電池市場の変化に基づき、当社シェア等について一定の前提や仮定を置いた上で、一部の製品を対象に現在と比較した売上高への影響額を概算し、財務影響としています。

(b) 気候変動の顕在化に伴う物理的リスクと機会（主に4 シナリオ）

分類	シナリオの概要	事業におけるリスク・機会	リスク・機会の内容	時間軸	対応戦略	財務影響
急性	・日本やアジア等の地域で洪水頻度が増大する ・猛烈な台風の頻度が増大する	風水害による工場・サプライチェーンへの影響	・風水災により、施設、機械などのプロパティ損害、事業停止による利益損害、従業員の会社困難などの影響が増加 ・風水害の増加によりサプライチェーンが途絶	短期 ～ 長期	・主要拠点における将来気候も含めた水災リスクの評価 ・サプライチェーンも含むBCP（事業継続計画）の構築・推進 ・拠点の分散により、グローバルに代替可能な体制の構築 ・サプライチェーン途絶に備え、災害リスクの高い産地を中心に、予め代替の調達方法の検討 ・主要サプライヤーにおける水災リスク評価の検討	当社工場及びサプライヤーにおける洪水・高潮による当社損失額（期待値）の変化 3 2025年： 0.7億円 2030年： 1.0億円 2050年： 5.4億円
慢性	海面上昇が進行する	沿岸部工場における高潮等の影響	・高潮リスクが高まり、浸水被害によるプロパティ損害、利益損害が増加 ・かさ上げ、防壁等の対策や移転費用の発生	中期 ～ 長期		

3：米国Jupiter Intelligence社が開発したClimate Score Global（CSG）モデルでのシミュレーションにより、工場及び主要サプライヤーの位置情報に基づき、90mの解像度で河川洪水・高潮による浸水深の評価を行いました。評価から当社工場における資産の損失額・操業停止による損失額と主要サプライヤーの操業停止による当社の損失額を集計し、利益に与える影響額の期待値を算出しました。期待値は、水災による損失額と年当たりの水災発生確率から算出した指標です。

なお、損失額は浸水深に応じた一律の被害率に基づき概算したものであり、各拠点がある地域の防災対策等の詳細状況は反映しておりません。

ロ．気候変動のリスクと機会を踏まえた戦略

シナリオ分析を通じて特定したリスクと機会に対して各々の影響度を認識した上で、社会や市場の動向を注視しながら、各項目について設定した対応戦略に沿って行動していきます。

移行リスクのうち、CO₂排出に伴うリスクについては、「カーボンニュートラル戦略ロードマップ」に基づきCO₂排出量ネットゼロに向けた取組みを推進することでリスクを低減していきます。

水災害リスクについては、比較的発生頻度の高い降雨に対してBCP（事業継続計画）の観点から土地の高上げ等の対応策をすでに講じています。それ以上の災害についても、人命を守ることを第一優先として壊滅的な被害が発生しないように対応策を取っています。今後も気候変動によるリスク低減のために、4シナリオのような最悪の事態の可能性も認識した上でリスク評価を継続するとともに、BCP等の対応策の強化に取り組んでいきます。

NGKグループは「NGKグループビジョン」において、「独自のセラミック技術でカーボンニュートラルとデジタル社会に貢献する」ことをありたい姿として定め、2050年にこれらの分野における関連製品が売上高の80%を占めることを目指しています。

カーボンニュートラル社会の実現による事業機会について、今回のシナリオ分析では現在想定しうる一部の事業に対する定量的な財務影響を算定しました。「NGKグループビジョン」の実現に向けて今後もカーボンニュートラル及びデジタル社会関連の新製品の開発に努め、新たな価値を社会に提供し持続的な成長を目指します。

シナリオ分析については、参照した外部シナリオや各種のパラメーター等の追加や更新、新製品の開発状況に応じて適宜充実、深化させ、気候変動のリスクと機会が経営にもたらす影響を継続的に分析し、対応を検討していきます。

〔指標及び目標〕

「NGKグループ環境ビジョン」の達成に向けて、目標実現のための「カーボンニュートラル戦略ロードマップ」を策定しました。2050年の目標をグループ全体のCO₂排出量ネットゼロとし、そこに至るまでのマイルストーンとして、2025年度に排出量55万トン（基準年2013年度比25%削減）、2030年度に同37万トン（同50%削減）を設定しています。

また「NGKグループ環境ビジョン」の実現に向け、2021～2025年度における環境活動の目標として、「第5期環境行動5カ年計画」を策定しました。2050年ネットゼロ、及びマイルストーンである2030年度の2013年度比50%削減の達成への進捗をわかりやすくすることが狙いです。また、再生可能エネルギーの利用拡大への取り組みとして、グループ全体の電力使用量に対し、再生可能エネルギー利用率の目標を新たに設定したほか、カーボンニュートラル関連製品での登録数を増やす目標も定めました。

G H G 排出量及びCO₂排出量（Scope1、Scope2及びScope3）については、当社ウェブサイトで開催しております。2023年3月期のデータについては2023年9月頃に公表を予定しております。
<https://www.ngk.co.jp/sustainability/environment-performance.html>

なお、(2) 戦略並びに指標及び目標 気候変動への対応に記載された将来情報は、気候変動によるリスク及び機会への当社グループの戦略のレジリエンスを担保するため、信頼できる外部機関が策定したシナリオ及び将来予測数値を用いて想定値として算出し、ESG統括委員会の審議を経て経営会議・取締役会で報告されたものです。あくまでもシナリオに基づく想定値であり、実際の企業業績とは一致しません。

品質と製品の安全性の追求

〔戦略〕

当社グループは、エネルギー・エコロジー・エレクトロニクスの分野でグローバルにセラミックス製品を生産・販売しており、リスクとして、品質と製品の安全性に関わる重大な市場クレームや契約違反など業務の不備によるブランド・レピュテーションの毀損、訴訟の提起等、一方で機会として、品質と製品の安全性を追求することによるブランド・レピュテーションや競争力の向上、及びビジネス機会の拡大と認識しております。そのため、経営トップの直接指導の下、

品質方針「品質を大切に、お客様と世の中に信頼され役に立つ製品とサービスを提供する」

品質目標「一人ひとりが自律して業務品質の改善に取り組む」

を掲げて、品質経営統括部が各事業本部の品質活動をモニタリングするとともに、重要課題については品質会議を開催して迅速な解決を図るなど品質リスク低減を図っております。

業務品質（お客様との約束を遵守するための仕組み）の改善については、全社品質コンプライアンスプログラムを設定し、経営層による意思表示、規程・ルールの整備、教育の実施、監査及びモニタリング、防止活動、の各項目を進めています。

また、品質向上とリスク排除を強化し製品の安全性を確保するため、4つの品質活動をルール化するとともに守るべき6つの品質を定め、その考え方・やり方をQRE - P（Quality Risk Elimination - Process、製品の企画から量産に至る商品化プロセスで、より効果的に品質リスクを排除するための手順）に示して全社展開する活動を推進しています。

〔指標及び目標〕

全社品質コンプライアンスプログラムに関する実施目標は以下の通りです。

経営層による意思表示 : 取締役社長によるトップメッセージの発信、社内各階層での周知とグループ会社展開

規程・ルールの整備 : 全社のコンプライアンス規程への反映

教育の実施 : 品質経営教育（対象者、対象グループ会社の拡大）

監査及びモニタリング : 監査計画の策定と部門、グループ会社監査の実施

防止活動 : 品質コンプライアンスの理解の促進

人権の尊重

〔戦略〕

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、グループの事業活動が影響を及ぼすすべての人々の人権が侵害されることのないように「NGKグループ人権方針」を定めたほか、「英国現代奴隷法に関する声明」を開示、また「子どもの権利とビジネス原則」を支持し事業活動において子どもの権利を尊重し、子どもの権利の推進に向けた社会貢献活動等に取り組むことを宣言しています。

この「NGKグループ人権方針」に基づき、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、事業活動が人権に対して及ぼす負の影響を特定し防止・軽減する取組みを進めること、また事業活動が人権に対して負の影響を及ぼしたことが明らかになった場合や、及ぼしたことが疑われる場合は、関係者と誠実に対話し、適切かつ効果的な救済に取り組むこととしております。

〔指標及び目標〕

人権の尊重に向けた取組みについての行動計画は以下の通りです。

- ・人権デュー・ディリジェンスプロセス
 - 当社及びグループ会社に対するセルフチェックの実施（レスポンシブル・ビジネス・アライアンス（RBA）行動規範に準拠）
 - 国内外取引先に対する、「CSR調達ガイドライン」遵守についての同意書提出要請、及びCSR調達に対する理解度や活動状況を把握するためのセルフアセスメント調査の実施
- ・役員及び全従業員に対する人権教育の実施
- ・「NGKグループ人権方針」及び「英国現代奴隷法に関する声明」の必要に応じた適切な改定

人材価値の向上

人材価値の向上に関わる戦略並びに指標及び目標については、(3) 人的資本に関する戦略並びに指標及び目標をご覧ください。

(3) 人的資本に関する戦略並びに指標及び目標

人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針

(NGKグループ人的資本経営方針)

当社グループは、NGKグループ理念の中で、挑戦し高めあう人材を私たちが目指すものの1つと位置付け、「社会に新しい価値をそして、幸せを」という私たちの使命の実現に取り組んでいます。また当社グループは、NGKグループビジョンの実現に向けて、「5つの変革」に取り組んでいます。5つの変革を成し遂げるためには、人材一人ひとりの活躍が不可欠です。採用や育成を通じて5つの変革に取り組む人材の充実を図ること、その人材が持てる力を十分に発揮できる環境を整えることを、当社グループの人的資本経営の基本とし、次の通り「人材育成方針」ならびに「社内環境整備方針」を定めます。

(イ) 人材育成方針

NGKグループは、5つの変革を実現するため、以下のような能力、マインドを持つ人材を育成していきます。

- ・高度な知識、技術、能力を身につけ、主体的に問題に取り組む人材
- ・チームワークを発揮し、粘り強く成果につなげる人材
- ・自律的に成長し、自身と会社を変革し続ける人材

(ロ) 社内環境整備方針

NGKグループは、人材が持てる力を十分に発揮できる舞台として、以下のような職場環境をつくり上げていきます。

- ・多様性を尊重し、さまざまな人が活躍できる職場
 - 人種、国籍、性別、年齢や信念、経験、価値観などにかかわらず、誰もが認められ、尊重される職場。
- ・豊かで活気あふれる職場
 - 多様な人材が、やりがいをもって、尊敬できる仲間と楽しく働くことができ、こころと体の健康、仕事と生活の調和が保てる職場。
- ・挑戦を後押しするオープンな職場
 - 果敢な挑戦を後押しする、風通しよく心理的安全性が守られた職場。

方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績

当社では、当社グループが求める人材を育成し、その人材が持てる力を発揮できるように、人材育成及び社内環境整備の達成状況を把握すべく、それぞれ目標を設定しておりますが、連結グループに属する全ての会社では行われていないため、連結グループにおける記載が困難であります。このため、次の指標に関する目標及び実績は、連結グループにおける主要な事業を営む提出会社のものを記載しております。

	指標	目標	実績 (当事業年度)
人材育成方針に関わるもの	組織活性化調査におけるキャリア自律項目スコア	3.5以上	3.6
社内環境整備方針に関わるもの	組織活性化調査における女性活躍推進スコア	3.5以上	3.45
	組織活性化調査における多様性の活用にかかわるスコア	3.5以上	3.34
	組織活性化調査における挑戦にかかわるスコア	3.5以上	3.26
	組織活性化調査における心理的安全性にかかわるスコア	3.5以上	3.71
	組織活性化調査における仕事のやりがいにかかわるスコア	3.5以上	3.49
	組織活性化調査における仕事と生活のバランスにかかわるスコア	3.5以上	3.52

- (注) 1. 当社は、組織や所属社員の活性化状態を「仕事」「職場」「上司」など様々な要素から可視化しているサーベイである組織活性化調査を現在は年次で実施しております。50問から成る設問ごとに、スコアが1点～5点で示され、5点に近づくほど、その設問に対する社員の満足度が高いことを意味しております。目標の3.5以上とは所属社員の過半数が満足度4点以上である状態であります。
2. 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金差異についての実績は、「第1 企業の概況 5〔従業員の状況〕(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異」に記載しております。

3 【事業等のリスク】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（2023年6月26日現在）において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業運営におけるリスク

当社グループは、海外19カ国に37のグループ会社を展開し、うち19社において製造を行っております。各国・地域の政治や対日感情の安定、法律、規制、税制、インフラの整備、関税を含むインセンティブ、教育や人材確保などが各事業の前提条件となっております。当社は様々な観点から拠点を分散し、グローバルに代替可能な体制構築に取り組んでおりますが、デモ、テロ、戦争、感染症などによる社会的混乱等を含め、これらの諸条件に予期せぬ事象が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼすリスクがあります。

また、主要な製品の需要動向、競争や収益環境につきましては以下の通りです。

エンバイロメント事業

当事業の主力製品である自動車排ガス浄化用セラミックス製品（ハニセラム[®]、センサ製品群）は、当社製品を搭載する内燃機関自動車（EV（電気自動車）やFCV（燃料電池車）等の非内燃機関車に置き換わることや、あるいは消費者の価値観やビジネスモデルが変化することによって、需要が変動する可能性があります。当社グループでは、2030年段階において内燃機関車の市場はピークアウトしているものの、各国の排ガス規制の強化もあり、当社製品需要は現在と同程度の規模で推移すると予想しており、新製品や高機能品の開発、市場投入が必要不可欠とみております。しかしながら、内燃機関車の減少に繋がる変化が当社の想定を超えて進捗した場合には、期待する業績を達成できないリスクがあります。

また、重要性が高い中国市場においては、競争が台頭するリスクがあります。当社グループでは、環境規制を先取りした技術対応力や安定した供給力により競争力を強化してまいりますが、競争が当社グループの想定を上回る競争力を得た場合には、市場シェアの一部を喪失するリスクがあります。

当事業においては、環境規制の内容と時期、需要動向を十分にモニタリングしておりますが、景況の悪化や規制時期の遅れなど短時間で需要見通しが下方修正される場合には、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼすリスクがあります。

デジタルソサエティ事業

当事業は、半導体製造装置メーカー向けの部材、スマートフォン向け高性能SAWフィルター用複合ウエハー、データセンターに用いられる大容量HDDヘッド用のアクチュエーター、各種電子デバイス向けチップ型セラミック二次電池「EnerCera[®]」、基地局で使用される高周波デバイス用セラミックパッケージ、自動車部品・家電・情報通信機器等のスイッチやコネクタに用いられるベリリウム銅展伸材を供給しております。

主力の半導体製造装置用製品の需要は半導体の需給状況や各国の規制、技術革新により大きく左右されます。当社グループは、各国の輸出規制並びに直接の顧客である半導体製造装置メーカーからの需要情報や半導体市場及び大手半導体メーカーの設備投資動向を踏まえて、都度、設備能力や人員・生産体制等を見直しておりますが、想定を上回る規模で需要が減少した場合には、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼすリスクがあります。また、当社独自の技術対応力や製品供給力を高めることで業界トップのポジションを維持しておりますが、顧客ニーズへの対応遅れ等により市場シェアを喪失する可能性があります。社会のデジタルシフトとともに半導体の物量は増大し、当該事業も中長期に成長すると見込んでおりますが、革新的な発明により半導体製造プロセスが大幅に変更された場合等において、期待する成長水準を達成できない可能性があります。

その他の製品群においては、最終消費財の販売動向や基地局・データセンターへの投資の動向等に大きく左右されることから、客先動向を注視した上で需要の変動に素早く対応できるよう適宜人員体制、生産体制等を見直しております。しかしながら、当社グループの想定を超えて大きく需要が減少する場合や、需要低迷が長期化する場合には、販売の急激な減少や過剰在庫の発生により業績及び財政状態に影響を及ぼすリスクがあります。

当事業が属する半導体・電子部品業界は、技術革新やモデルチェンジのペースが速く、主要顧客のニーズに応じてタイムリーに新技術開発、製品投入が出来ない、もしくは競合メーカーが当社グループの想定を上回って伸長した場合には受注を失い、収益が大幅に減少するリスクがあります。

エネルギー&インダストリー事業

当事業は、電力貯蔵用NAS[®]電池（ナトリウム/硫黄電池）、電力絶縁用がいし及び機器類に加え、リチウムイオン電池の正極材用焼成炉、電子部品製造用の耐火物、医薬用水設備等の産業機器関連製品を供給しております。NAS[®]電池については、脱炭素に向けた世界的な潮流を受けて、再生可能エネルギー普及に伴う大容量・長時間用途の蓄電池のニーズが顕在化しつつあり、将来需要が拡大する可能性があります。当事業では引き続き、NAS[®]電池の持つ優位性（大容量・長時間）をアピールすると共に、欧州などの有力企業とのパートナーシップ強化や政府の支援策等も活用し、ニーズの取り込みを図ってまいります。しかしながら、リチウムイオン電池などの競合製品が技術革新により一層普及した場合には、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼすリスクがあります。

がいしや機器類については、各国のエネルギー政策や電力会社の設備投資の動向に大きく左右されます。国内では主要顧客である電力会社の設備投資抑制により先行きが不透明であるほか、海外でも競合企業の動向や各国の電力政策が影響し、収益が減少するリスクがあります。国内市場の一部で、磁器製に対して長期的性能に懸念があるものの、比較的安価で軽量のポリマー製がいしが採用される動きがあり、想定を上回って普及した場合には業績に悪影響を及ぼすリスクがあります。

産業機器関連製品については、リチウムイオン電池正極材及び電子部品向け焼成炉の成長が見込まれますが、競合が当社グループの想定を上回る競争力を得た場合には、市場シェアを喪失するリスクがあります。

(2) 研究開発に関するリスク

当社グループは、創業以来強みとして培ってきたセラミックスの材料及び加工プロセス技術を核として、既存製品の高性能化のみならず有望テーマの探索にもインプットを継続しております。全社売上高に占める新製品（5年以内に事業化した製品）比率は30%を目標に、研究開発費合計は連結売上高の5%程度を目安として事業規模の拡大に対応して増加させております。

また、「NGKグループビジョン Road to 2050」では、2030年までの10年間で総額3,000億円の研究開発費を確保し、その80%を「カーボンニュートラル（CN）」、「デジタルソサエティ（DS）」分野に配分し、その通過点となる2030年の目標としては、新製品・新規事業の売上高1,000億円を実現する「New Value 1000」を掲げました。目標達成に向けて2022年4月にマーケティングを主体とした「NV推進本部」を新設し、研究開発本部、製造技術本部と連携して新製品創出や事業化を推進しております。しかしながら、技術開発、製品開発には不確定要素が多く、また技術間競争も複雑化していることから、インプットが十分な成果に結びつかず業績に影響を及ぼすリスクがあります。

(3) 法令遵守、人権・安全、品質に関するリスク

法令等の遵守に関するリスク

当社グループは、他社との技術差別化により高い市場シェアを占める製品をグローバルに供給しており、国内外で競争法、輸出入関連法規、労働関連法規等の各種法令や外国公務員贈賄規制等の規制を遵守して事業活動を行っております。これらの法令・規制への違反や、人権の尊重、契約遵守等の社会的規範に反した行動があった場合には、処罰や訴訟の提起、社会的な制裁を受け、レピュテーション低下につながるおそれがあります。

そのため、NGKグループ企業行動指針に基づいた誠実な事業活動を行うことを最重要課題の一つとして位置付け、従業員への各種教育の実施やハンドブック配布による関連法規制の周知徹底とコンプライアンス意識の一層の向上に取り組んでおります。コンプライアンス活動を国際的な水準に照らし評価検証し、共通の理解と価値観に基づき継続的に改善する仕組み作りを行うため、「コンプライアンス活動基本要領」を制定しています。重要な不正事案や法令違反については、社外役員とコンプライアンスを担当する社内取締役から構成される経営倫理委員会で予防と監視に当たっています。

また、国内外で内部通報制度に関する規程を整備し、経営倫理委員会に直結する内部通報制度「ホットライン」やヘルプライン制度を設置することにより、当社役員や従業員が関与する法令違反や社会的規範に反する行為等の発生可能性の低減を図っております。

人権・安全に関するリスク

当社グループは、従業員の労働災害や疾病・身体・メンタルヘルス問題のリスクに対し、安全衛生基本方針に基づき重大災害リスクの特定とリスクアセスメントによる未然防止対策強化を図ると共に、長時間労働者へのフォローや階層別メンタルケア教育にも力を入れております。従業員の健康増進にも力を入れており、当社は2023年3月に経済産業省と日本健康会議が共同で進める「健康経営優良法人」の認定を5年連続で受けました。

また、グループの事業活動にともない、グループ従業員のみならず、サプライチェーンや当社製品を通じて、当社の事業活動に関わるすべての人々の人権を侵害するリスクがあることを認識しております。当社グループでは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」をはじめとする人権に関する国際規範を遵守し、2021年4月に「NGKグループ人権方針」を定めたほか、英国現代奴隷法に関する声明を提出し、人権侵害リスクの防止、軽減に努めております。しかしながら、当社グループの予想し得ない問題が発生した場合には、業績に悪影響を及ぼすリスクがあります。

品質に関するリスク

当社グループは、エネルギー・エコロジー・エレクトロニクスの分野でグローバルにセラミックス製品を生産・販売しており、重大な市場クレームや契約違反など業務の不備に伴う信用の失墜、利益の喪失、成長の減退等の品質リスクを認識しております。

当社グループは、経営トップの直接指導の下、品質委員会の定める品質方針に基づき、品質経営統括部が各事業本部の品質活動をモニタリングすると共に、重要課題については品質会議を開催して迅速な解決を図るなど品質リスク低減を図っております。また、お客様の品質要求の高度化・多様化に的確に対応するため、開発から生産立ち上げ、製造工程の変更時に守るべき品質の確認 製品設計に対する審査（DR:デザイン・レビュー）の実施 製造不良と市場クレームの状況の監視・共有 重大な品質問題への処置の検討など4つの品質活動をルール化し、更に業務のレベルでは、品質向上とリスク排除を強化するための業務プロセスを強化する品質リスク排除プロセス活動及び、お客様との約束を遵守するための業務品質を強化する品質コンプライアンス活動を全社展開するなど、品質管理の有効性を高める活動を推進しております。しかしながら、当社グループが製造・販売する製品において、予想し得ない品

質問題が生じた場合には、業績に重大な影響を及ぼすリスクがあります。

(4) 情報システムのリスク

当社グループは、受注・販売、生産管理、会計、研究開発等の業務に広くITシステムを活用しております。また、働き方改革の実現に向けてグループ共通の情報通信システム（ICT）やデータプラットフォームを構築し、活用を促進しております。当社グループでは、グループ内共通の基準に基づきITセキュリティ体制の構築や全体のセキュリティ向上に取り組んでおり、従業員に対しては情報セキュリティ教育を実施し、内部の情報資産の適正な管理・運用の徹底に努めております。しかしながら、外部からのサイバー攻撃や不正アクセス、想定外のシステム不具合やセキュリティ上の問題によりデータ処理の停止、データの盗難・破壊・改ざん・喪失等が発生した場合には、当社グループの社会的信用や業務の継続に悪影響を及ぼすリスクがあります。

(5) 為替、資金及び資材調達リスク

当社グループは、グローバルに製品の生産・販売を行っており、海外売上高比率は7割を超える水準にあります。為替レートの変動に対しては、需要地生産、現地通貨での資金調達、為替状況に応じた最適購買などの対策を実施すると共に、短期的な変動に対しては、先物為替予約等によりリスクヘッジしておりますが、円高は売上高・利益の減少要因となって業績に悪影響を及ぼします。また、設備投資などの資金調達を行う場合には、地域により大きな金融危機などで資金調達が困難となり、当社グループの事業運営や業績及び財政状態に悪影響を及ぼすリスクがあります。

資材調達については、各地域における素材価格やエネルギーコスト、物流費の上昇によって製造・販売コストが増加し業績に悪影響を及ぼすほか、サプライチェーンの混乱による資材調達の遅延や顧客への出荷滞留など、当社グループの事業運営に悪影響を及ぼす可能性があります。素材価格やエネルギーコスト等の上昇に対しては適正な売価への反映、競争購買、設計見直しによるコストダウンなどに取り組んでいるほか、サプライチェーンについては在庫管理や調達先の多様化を図るなどリスク低減に努めています。しかしながら、特定の素材・設備の流通が滞り、過度の価格の上昇やサプライチェーンの混乱が起こる場合には、当社グループの事業運営や業績及び財政状態に悪影響を及ぼすリスクがあります。

(6) 気候変動と災害のリスク

気候変動問題への関心が世界的に高まる中で、当社グループは、金融安定理事会により設置された「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言への賛同を表明、2022年4月にはTCFD提言で開示を推奨している「ガバナンス」「戦略」「リスクマネジメント」「指標と目標」の4項目に沿った情報を当社ウェブサイトで公表しています（<https://www.ngk.co.jp/sustainability/environment-effort07.html>）。また、2023年3月には「戦略」においてシナリオ分析を深化させ財務影響額を算出しました。

2021年4月に「NGKグループ環境ビジョン」を策定し、カーボンニュートラル社会の実現に資する製品とサービスを開発・提供するとともに、グループの事業活動にも適用することで、2050年までにCO₂排出量ネットゼロを目指してまいります。しかしながら、将来的に国際的な温室効果ガスの排出規制や環境税・炭素税などの税制が導入された場合には追加的費用が生じ、業績に悪影響を及ぼすリスクがあります。

また、温暖化に伴う海水面の上昇や台風の大型化、局地的な暴雨の頻発等による水害、大規模災害や火災等の事故により操業困難な拠点が発生する可能性があります。

当社グループは、BCP（事業継続計画）をグループ全体で推進し、災害発生時の事業継続や早期復旧のため、主力事業の製造拠点の分散化や購買先の複数化、建物・設備の減災、従業員の安全確保等の各種対策に取り組んでおります。しかしながら、想定を超える事象によって主要製造拠点の生産設備に深刻な被害が発生した場合、また、工場が立地する地域のインフラ側に長期の供給障害が生じた場合等には相当期間、生産活動が停止し、業績及び財政状態に悪影響を及ぼすリスクがあります。

また、新型コロナウイルス等の重大な感染症が発生・蔓延し、社員、サプライヤーや顧客に罹患者が出た場合や、顧客の操業が著しく低下した場合には、当社グループの製品の生産・販売に悪影響を及ぼすリスクがあります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績

当連結会計年度における日本経済は、ウクライナ情勢の悪化による世界的な物価高騰等の影響を受けたものの、ウィズコロナの下で経済社会活動の正常化が進み、景気は緩やかに持ち直しの動きが見られました。海外においても、各国で経済活動の再開が段階的に進み、景気は緩やかに回復しましたが、金融引締めにより需要の低下や世界経済の下振れが顕在化しました。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、エンバイロメント事業では、中国における経済活動の抑制等が影響したものの、世界全体の乗用車・トラックの販売台数はほぼ横ばいであったことから、自動車関連製品の出荷は前期並みに推移しました。デジタルソサエティ事業では、半導体投資やデータセンター投資の減少等に伴い、半導体製造装置用製品やハードディスクドライブ（HDD）用圧電マイクロアクチュエーター等の電子部品の出荷が減少しました。エネルギー＆インダストリー事業では、がいしや加熱装置を中心に出荷が増加しました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は、半導体製造装置用製品などの物量が減少したものの、為替円安によるプラス効果から前期比9.6%増の5,592億40百万円となりました。利益面では、営業利益は為替円安によるプラス効果があったものの、物量減に加え、インフレに伴う労務費上昇や原燃料価格高騰が影響し、同20.1%減の667億61百万円となりました。経常利益は営業利益の減少や関係会社清算損などにより同23.6%減の658億87百万円、親会社株主に帰属する当期純利益については、法人税等還付税額等を計上した一方、エンバイロメント事業の生産能力適正化に伴う減損損失等を計上したことなどから同22.3%減の550億48百万円となりました。

当社グループは、自己資本利益率（ROE）を主要な経営指標とし、資本効率を重視した経営を推進しております。関連性の高い投下資本利益率（NGK版ROIC）を管理指標に採用し、投下資本の代わりに事業資産（売掛債権、棚卸資産、固定資産）、税引後利益の代わりに事業部門の営業利益を用いることにより、事業部門が自ら目標管理できるようにしております。中長期の観点でROE 10%以上の水準を意識し、持続的な企業価値の向上に資するよう事業リスクの変化に適合した資本政策を展開します。

当連結会計年度におけるROEは、親会社株主に帰属する当期純利益が減少したこと等から9.0%（前年同期比3.9ポイント悪化）となり、目標である10%以上の水準を下回りました。今後は資本効率の向上等を通して、ROEの改善・向上に努めてまいります。

セグメントの業績は次の通りであります。

〔エンバイロメント事業〕

当事業の売上高は、3,207億87百万円と前期に比して9.6%増加いたしました。

中国における経済活動の抑制等が影響したものの、自動車関連製品の出荷は前年並みで推移したほか、為替円安のプラス効果により増収となりました。

営業利益は、為替円安のプラス効果があったものの、インフレに伴う労務費上昇や原燃料価格高騰による費用の増加などから前期比22.0%減の507億28百万円となりました。

〔デジタルソサエティ事業〕

当事業の売上高は、1,631億92百万円と前期に比して8.6%増加いたしました。

半導体投資やデータセンター投資の抑制等に伴い、半導体製造装置用製品やハードディスクドライブ（HDD）用圧電マイクロアクチュエーター等の出荷が減少したものの、為替円安のプラス影響により増収となりました。

営業利益は、為替円安のプラス効果があったものの、出荷物量の減少に加え、減価償却費の増加などにより前期比11.6%減の175億57百万円となりました。

〔エネルギー＆インダストリー事業〕

当事業の売上高は、777億68百万円と前期に比して11.3%増加いたしました。

がいしは、国内電力会社の設備投資抑制が継続したものの、北米・豪州の需要が活況であったことなどから出荷が増加しました。NAS[®]電池は、国内を中心に出荷が増加しました。産業機器関連製品はリチウムイオン電池正極材用の加熱装置を中心に出荷が増加しました。

損益面では、出荷物量が増加したものの、原材料価格高騰の影響により、前期14億6百万円の営業損失から15億36百万円の営業損失に赤字が拡大しました。

なお、当連結会計年度より、組織変更に伴い「エネルギーインフラ事業」、「セラミックス事業」、「エレクトロニクス事業」及び「プロセステクノロジー事業」としていた報告セグメントを「エンパイロメント事業」、「デジタルソサエティ事業」及び「エネルギー&インダストリー事業」に変更しており、各セグメントの前期比につきましては、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた上で算出しております。

生産、受注及び販売の実績は、次の通りであります。

生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次の通りであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前年同期比(%)
エンパイロメント事業(百万円)	315,220	96.5
デジタルソサエティ事業(百万円)	178,375	114.2
エネルギー&インダストリー事業(百万円)	83,731	123.1
合計(百万円)	577,327	104.8

- (注) 1. 購入品仕入実績については区分して記載することが困難なため、生産実績に含めて記載しております。
2. 上記は、販売価格をもって表示しております。
3. セグメント間取引については、相殺消去しております。

受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次の通りであります。

セグメントの名称	受注高 (百万円)	前年同期比(%)	受注残高 (百万円)	前年同期比(%)
エンパイロメント事業	320,485	109.4	2,903	90.7
デジタルソサエティ事業	163,104	92.5	92,632	107.1
エネルギー&インダストリー事業	82,804	98.6	60,674	114.8
合計	566,394	102.4	156,210	109.6

(注) セグメント間取引については、相殺消去しております。

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次の通りであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前年同期比(%)
エンパイロメント事業(百万円)	320,783	109.6
デジタルソサエティ事業(百万円)	163,164	108.6
エネルギー&インダストリー事業(百万円)	75,292	111.6
合計(百万円)	559,240	109.6

(注) セグメント間取引については、相殺消去しております。

(2) 財政状態

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比し4.7%増加し1兆291億68百万円となりました。

流動資産は、売掛金が減少した一方、現金及び預金や棚卸資産などが増加したことから、前期比8.8%増の5,737億18百万円となりました。固定資産は、前期並みの4,554億49百万円となりました。

流動負債は、短期借入金や契約負債が増加した一方、未払法人税等が減少したことなどから、前期比1.5%減の1,495億7百万円となりました。固定負債は、社債が増加した一方、長期借入金などが減少したことにより、同1.8%減の2,372億14百万円となりました。

純資産は、利益剰余金が増加したほか、為替換算調整勘定が増加したことなどから、前期比9.0%増の6,424億46百万円となりました。

これらの結果、当連結会計年度末における自己資本比率は61.7%(前連結会計年度末59.3%)となり、1株当たり純資産は2,074.66円と、前期を203.44円上回りました。

セグメントごとの資産は、次の通りであります。

〔エンパイロメント事業〕

当事業の総資産は、売上債権や資金が増加したことなどにより、前期比0.8%増加の4,786億75百万円となりました。

〔デジタルソサエティ事業〕

当事業の総資産は、棚卸資産が増加したほか、増産投資により有形固定資産が増加したことなどにより前期比7.9%増加の1,990億77百万円となりました。

〔エネルギー & インダストリー事業〕

当事業の総資産は、資金が減少したことなどにより前期比1.5%減少の927億41百万円となりました。

(3) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、営業活動による979億49百万円の収入、投資活動による520億6百万円の支出、及び財務活動による345億68百万円の支出などにより、前期末に比し140億8百万円増加し、当期末残高は1,688億63百万円となりました。

〔営業活動によるキャッシュ・フロー〕

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、棚卸資産が増加しましたが、税金等調整前当期純利益575億22百万円に減価償却費を加え、合計では979億49百万円の収入となりました。前期との比較では、31億18百万円の収入増となりました。

〔投資活動によるキャッシュ・フロー〕

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、自動車関連製品を中心とした設備投資に加え、有価証券の取得や定期預金の増加による支出もあり、合計で520億6百万円の支出となりました。前期との比較では、57億15百万円の支出増となりました。

〔財務活動によるキャッシュ・フロー〕

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、将来の設備投資やカーボンニュートラルへの取り組みなどへ充当するため長期借入及び社債の発行を実施した一方、長期借入金の返済や配当金の支払い、自己株式の取得などによる支出から、合計で345億68百万円の支出となりました。前期との比較では、106億95百万円の支出減となりました。

資本の財源及び資金の流動性について、当社グループの運転資金需要のうち主なものは原材料の購入費用、労務費等の製造費や販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、設備投資等によるものであります。当社グループは、事業運営上必要な資金の調達について、調達手段の多様化を図ることで、低コストかつ安定的に資金を確保するよう努めております。また、グループ各社における余剰資金の一元管理を図り、資金効率の向上と金融費用の削減を目的として、国内外でCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入してまいります。

(4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成しております。連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表] [注記事項] (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループは、研究開発を重要な経営課題のひとつとし、ファインセラミックスを中心とした材料技術とプロセス技術とをベースに、高付加価値、高機能な新製品の提供を目指し、研究開発に積極的に資源投入しております。

推進体制としては、本社部門では、マーケティングを主体とした「NV推進本部」、差異化技術を強みとする「研究開発本部」、モノづくりを強みとする「製造技術本部」の3本部が連携して、「研究開発」から「商品開花」へのスピードを高めていく体制を取っています。また、事業本部や子会社では、本社部門とも連携しながら、商品化・事業化に近い研究開発を中心に進めています。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は26,157百万円であり、この中にはグループ外部からの受託研究にかかわる費用867百万円が含まれております。各事業別の主要な研究開発テーマ、成果及び研究開発費は次の通りであります。

〔エンバイロメント事業〕

エンバイロメント事業では、エンジン排ガス用NO_xセンサーや電気加熱触媒(EHC)、ガソリン・パティキュレート・フィルター(GPF)の商品開発、及び自動車排ガス浄化用触媒担体、ディーゼル・パティキュレート・フィルター(DPF)の生産技術改善等の研究開発に取り組んでおります。

なお、当事業に係る研究開発費は7,758百万円であります。

〔デジタルソサエティ事業〕

デジタルソサエティ事業では、半導体製造装置の高機能化に対応するセラミック部品及びモジュール、圧電セラミックス技術をコアとした各種応用デバイス、SAWフィルタ用複合ウエハー、情報通信用各種セラミックパッケージ、自動車・産業用機器・デジタル家電用コネクタ、リレー、摺動部品用などのベリリウム銅及び非ベリリウム銅製品等の研究に取り組んでおります。

なお、当事業に係る研究開発費は3,544百万円であります。

〔エネルギー&インダストリー事業〕

エネルギー&インダストリー事業では、電力貯蔵用NAS[®]電池、がいし製品の性能向上及びコストダウンの研究に加え、配電用機器及び一般産業用セラミックス製品・機器装置の商品開発の研究に取り組んでおります。

なお、当事業に係る研究開発費は1,078百万円であります。

〔本社部門〕

本社部門では、NV推進本部、研究開発本部、製造技術本部の3本部が連携して、商品化・事業化へのスピードを高めていく体制を取っています。

NV推進本部は、潜在顧客の開拓や市場や顧客のニーズを研究開発にフィードバックすること、研究開発本部は、中・長期にわたるセラミックス基礎技術の創出・育成と新商品の種を生み出すこと、製造技術本部は、試作・量産技術などを用いてモノづくりの面から研究開発を支援することを役割としています。

また、当連結会計年度における研究開発テーマとして、亜鉛二次電池「ZNB[®]」、CO₂分離用DDR型ゼオライト膜、DAC(Direct Air Capture)用セラミック担体等があります。

なお、本社部門に係る研究開発費は13,775百万円であります。

(2) 国内子会社

2023年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	工具、 器具及び 備品	土地 (面積 千㎡)	合計	
エヌジーケー・セラミックデバイス㈱	石川工場 (石川県能美市) 他	エンパイロメント事業、デジタルソサエティ事業	センサー生産設備、半導体製造装置用製品生産設備、電子工業用製品生産設備	6,011	24,231	248	45 ()	30,537	1,391

(注) 1. 帳簿価額は、内部取引に伴う未実現利益消去前の金額を記載しております。
2. 従業員数は就業人員であり臨時雇用者数を除いております。

(3) 在外子会社

2023年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	工具、 器具及び 備品	土地 (面積 千㎡)	合計	
NGK CERAMICS USA, INC.	本社工場 (米国 ノースキャロライナ州)	エンパイロメント事業	自動車排ガス浄化用部品生産設備	3,620	2,503	109	448 (400)	6,681	655
NGK(蘇州)環保陶瓷有限公司	本社工場 (中華人民共和国江蘇省蘇州市) 他	エンパイロメント事業	自動車排ガス浄化用部品生産設備	8,468	27,238	2,936	()	38,644	1,801
NGK CERAMICS POLSKA SP.Z O.O.	本社工場 (ポーランド グリヴィツエ市) 他	エンパイロメント事業	自動車排ガス浄化用部品、センサー生産設備	20,231	52,549	432	1,279 (518)	74,492	4,302
NGK CERAMICS MEXICO, S.DE R.L.DE C.V.	本社工場 (メキシコ ヌエボ・レオン州)	エンパイロメント事業	自動車排ガス浄化用部品生産設備	7,824	4,896	485	1,267 (234)	14,473	1,304
NGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD.	本社工場 (タイ サムットプラカーン県)	エンパイロメント事業	自動車排ガス浄化用部品生産設備	3,383	8,638	548	4,279 (225)	16,850	224

(注) 1. 帳簿価額は、内部取引に伴う未実現利益消去前の金額を記載しております。
2. 従業員数は就業人員であり臨時雇用者数を除いております。
3. NGK(蘇州)環保陶瓷有限公司の帳簿価額は設備の稼働計画の見直しにより計上した減損損失を加味した金額です。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末後1年間の設備の新設、拡充等にかかる投資予定金額は660億円であり、セグメントごとの内訳は以下の通りであります。

なお、経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却の計画はありません。

セグメントの名称	投資予定金額 (百万円)	主な内容・目的
エンバイロメント事業	21,500	生産設備の増設、更新等
デジタルソサエティ事業	25,000	生産設備の新設、増設、更新等
エネルギー & インダストリー事業	4,000	生産設備の更新等
本社部門	15,500	設備の更新、研究開発関連設備の新設等
合 計	66,000	

- (注) 1. 設備投資計画の今後の所要資金については、自己資金及び金融機関からの借入金等を充当する予定であります。
2. エンバイロメント事業においては、自動車排ガス浄化用触媒担体などの自動車関連製品で生産設備増設、更新等を計画しております。また、デジタルソサエティ事業においては、半導体製造装置用製品の生産設備新設、増設、更新等、電子工業用製品の生産設備増設、更新等を計画しております。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	735,030,000
計	735,030,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2023年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年6月26日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	311,829,996	311,829,996	東京証券取引所 プライム市場 名古屋証券取引所 プレミア市場	単元株式数 100株
計	311,829,996	311,829,996	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

新株予約権等の状況は、次の通りであります。なお、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、発行した新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数から、行使されたもの及び失効したものの数を減じております。

会社法に基づき発行した新株予約権（ストックオプション）は、次の通りであります。

第3回新株予約権	
決議年月日	2007年7月27日及び同年8月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く） 12 当社執行役員（取締役兼務執行役員を除く） 10
新株予約権の数（個）	2（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 2007年8月31日 至 2037年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額（注）3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から、同じく6年を経過する日または2037年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、2036年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2036年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、取締役会決議および「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2023年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
- また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
- なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条（現第17条）第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3 に準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 新株予約権の取得事由
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- その他の新株予約権の行使の条件
上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第4回新株予約権	
決議年月日	2008年7月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 11 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 9
新株予約権の数(個)	4 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 2008年8月14日 至 2038年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または2038年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、2037年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2037年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
- また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
- なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条（現第17条）第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3 に準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 新株予約権の取得事由
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- その他の新株予約権の行使の条件
上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第 5 回新株予約権	
決議年月日	2009年 7 月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役(社外取締役を除く) 12 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 10
新株予約権の数（個）	4 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数（株）	4,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 2009年 8 月18日 至 2039年 6 月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または2039年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、2038年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2038年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2023年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
- また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
- なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3 に準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 新株予約権の取得事由
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- その他の新株予約権の行使の条件
上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第 6 回新株予約権	
決議年月日	2010年 7月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 12 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 11
新株予約権の数(個)	8 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 2010年 8月17日 至 2040年 6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または2040年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、2039年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2039年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
- また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
- なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3 に準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 新株予約権の取得事由
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- その他の新株予約権の行使の条件
上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第7回新株予約権	
決議年月日	2011年7月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 11 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 11
新株予約権の数(個)	10 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 2011年8月16日 至 2041年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または2041年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、2040年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2040年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
- また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
- なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3 に準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 新株予約権の取得事由
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- その他の新株予約権の行使の条件
上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第 8 回新株予約権	
決議年月日	2012年 7 月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く） 10 当社執行役員（取締役兼務執行役員を除く） 14
新株予約権の数（個）	12（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数（株）	12,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 2012年 8 月16日 至 2042年 6 月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2023年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみにわたるものとする。
また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または2042年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
前記にかかわらず、2041年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2041年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。
新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、以下のとおりとする。
- ア. 新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合
当社の退職金規程に定める遺族が新株予約権を承継する（以下、「権利承継者」という。）ものとする。
- イ. 権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。
- () 新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合
死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
- () 新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合
新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
- ウ. 遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。

5. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）3 に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第9回新株予約権	
決議年月日	2013年7月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 9 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 16
新株予約権の数(個)	16 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 2013年8月17日 至 2043年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみに行われるものとする。
また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または2043年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
前記にかかわらず、2042年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2042年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。
新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、以下のとおりとする。
- ア. 新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合
当社の退職金規程に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者」という。)ものとする。
- イ. 権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。
- () 新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合
死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
- () 新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合
新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
- ウ. 遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。

5. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）3 に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第10回新株予約権	
決議年月日	2014年7月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 10 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 13
新株予約権の数(個)	22 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 2014年8月20日 至 2044年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または2044年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
前記にかかわらず、2043年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2043年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。
新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、以下のとおりとする。
ア. 新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合
当社の退職金規程に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者」という。)ものとする。
イ. 権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。
() 新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合
死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
() 新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合
新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
ウ. 遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。

5. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）3 に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第11回新株予約権	
決議年月日	2015年7月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 10 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 10
新株予約権の数(個)	34 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 2015年8月19日 至 2045年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
 なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
 また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
 なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または2045年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
 前記にかかわらず、2044年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2044年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。
 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
 新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、以下のとおりとする。
- ア. 新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合
 当社の退職金規程に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者」という。)ものとする。
- イ. 権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。
- () 新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合
 死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
- () 新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合
 新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
- ウ. 遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。

5. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）3 に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第12回新株予約権	
決議年月日	2016年7月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 10 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 13
新株予約権の数(個)	50 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 2016年8月17日 至 2046年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみに行われるものとする。
また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または2046年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
前記にかかわらず、2045年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2045年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。
新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、以下のとおりとする。
ア. 新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合
当社の退職金規程に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者」という。)ものとする。
イ. 権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。
() 新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合
死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
() 新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合
新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
ウ. 遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。

5. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）3 に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第13回新株予約権	
決議年月日	2017年7月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 10 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 12
新株予約権の数(個)	52 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	52,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 2017年8月17日 至 2047年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみに行われるものとする。
また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または2047年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
前記にかかわらず、2046年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2046年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。
新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、以下のとおりとする。
ア. 新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合
当社の退職金規程に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者」という。)ものとする。
イ. 権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。
() 新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合
死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
() 新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合
新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
ウ. 遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。

5. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）3 に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第14回新株予約権	
決議年月日	2018年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 9 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 13
新株予約権の数(個)	55 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	55,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 2018年7月13日 至 2048年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。

2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみにわたるものとする。

また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。

なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または2048年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。前記にかかわらず、2047年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2047年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、以下のとおりとする。

ア. 新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合

当社の退職金規程に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者」という。)ものとする。

イ. 権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。

() 新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合

死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間

() 新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合

新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間

ウ. 遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。

5. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）3 に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第15回新株予約権	
決議年月日	2019年6月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 9 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 15
新株予約権の数(個)	61 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	61,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 2019年7月10日 至 2049年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。

2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。

なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または2049年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。前記にかかわらず、2048年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2048年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、以下のとおりとする。

ア. 新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合

当社の退職金規程に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者」という。)ものとする。

イ. 権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。

() 新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合

死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間

() 新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合

新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間

ウ. 遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。

5. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）3 に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第16回新株予約権	
決議年月日	2020年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 10 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 15
新株予約権の数(個)	61 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	61,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 2020年7月16日 至 2050年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。

2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。

なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または2050年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。前記にかかわらず、2049年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2049年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、以下のとおりとする。

ア. 新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合

当社の退職金規程に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者」という。)ものとする。

イ. 権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。

() 新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合

死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間

() 新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合

新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間

ウ. 遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。

5. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）3 に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第17回新株予約権	
決議年月日	2021年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 6 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 21
新株予約権の数(個)	116 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	116,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 2021年7月15日 至 2051年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または2051年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
前記にかかわらず、2050年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2050年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。
新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、以下のとおりとする。
ア. 新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合
当社の退職金規程に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者」という。)ものとする。
イ. 権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。
() 新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合
死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
() 新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合
新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
ウ. 遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。

5. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）3 に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年3月13日(注)1	5,348	322,211	-	69,849	-	70,135
2021年9月10日(注)1	5,000	317,211	-	69,849	-	70,135
2022年8月3日(注)2	118	317,329	106	69,955	106	70,241
2023年3月31日(注)1	5,500	311,829	-	69,955	-	70,241

(注)1. 自己株式の消却による減少であります。

2. 譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加であります。

発行価格 1,801円

資本組入額 900.5円

割当先 当社の取締役(社外取締役を除く) 6名 43,000株

当社の取締役を兼務しない執行役員 21名 75,000株

(一時的でない海外居住者である執行役員を除く)

(5) 【所有者別状況】

2023年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	102	51	457	648	39	49,800	51,097	-
所有株式数 (単元)	-	1,594,200	114,492	158,550	759,550	270	488,946	3,116,008	229,196
所有株式数 の割合 (%)	-	51.16	3.67	5.09	24.38	0.01	15.69	100.00	-

(注)1. 自己株式5,539,120株のうち55,391単元(5,539,100株)は「個人その他」の欄に、20株は「単元未満株式の状況」の欄にそれぞれ含めて表示しております。

2. 「その他の法人」の欄に、証券保管振替機構名義の株式20単元(2,000株)を含めて表示しております。

(6) 【大株主の状況】

2023年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所 有株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	53,199	17.36
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	21,695	7.08
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1-13-1	21,457	7.00
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	21,054	6.87
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	7,204	2.35
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2-7-9	7,029	2.29
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	4,387	1.43
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリ ティー 505234	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A.	4,074	1.33
ジェーピー モルガン チェース バンク 385781	25 BANK STREET, CANARY WHARF LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM	3,391	1.10
株式会社愛知銀行	愛知県名古屋市中区栄3-14-12	3,108	1.01
計	-	146,601	47.86

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式数は、各行の信託業務に係る株式数であります。
2. 当社は、自己株式5,539千株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため、上記大株主から除いております。
3. 2022年12月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、株式会社三菱UFJ銀行及び共同保有者3社が2022年12月12日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2023年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。
- なお、その大量保有報告書に係る変更報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	7,204	2.27
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	10,365	3.27
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町1-12-1	4,519	1.42
エム・ユー投資顧問株式会社	東京都千代田区神田駿河台2-3-11	323	0.10
計	-	22,413	7.06

4. 2023年4月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社及び共同保有者7社が2023年3月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2023年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。
なお、その大量保有報告書に係る変更報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内1-8-3	5,756	1.85
ブラックロック・フィナンシャル・マネジメン ト・インク (BlackRock Financial Management, Inc.)	米国 デラウェア州 ウィルミン トン リトル・フォ・ルズ・ドライ ブ 251	685	0.22
ブラックロック(ネザerland)BV (BlackRock (Netherlands) BV)	オランダ王国 アムステルダム HA1096 アムステルブレイン 1	807	0.26
ブラックロック・ファンド・マネジャー ズ・リミテッド (BlackRock Fund Managers Limited)	英国 ロンドン市 スログモート ン・アベニュー 12	1,638	0.53
ブラックロック・アセット・マネジメン ト・アイルランド・リミテッド (BlackRock Asset Management Ireland Limited)	アイルランド共和国 ダブリン ボールスブリッジ ボールスブ リッジパーク 2 1階	2,002	0.64
ブラックロック・ファンド・アドバイ ザーズ (BlackRock Fund Advisors)	米国 カリフォルニア州 サンフ ランシスコ市 ハワード・スト リート 400	3,972	1.27
ブラックロック・インスティテューショ ナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エ イ (BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)	米国 カリフォルニア州 サンフ ランシスコ市 ハワード・スト リート 400	3,380	1.08
ブラックロック・インベストメント・マ ネジメント(ユーク)リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited)	英国 ロンドン市 スログモート ン・アベニュー 12	894	0.29
計	-	19,137	6.14

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,539,100	-	単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 306,061,700	3,060,617	同上
単元未満株式	普通株式 229,196	-	-
発行済株式総数	311,829,996	-	-
総株主の議決権	-	3,060,617	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式2,000株が含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数20個が含まれております。

【自己株式等】

2023年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本碍子株式会社	名古屋市瑞穂区須田町2番56号	5,539,100	-	5,539,100	1.78
計	-	5,539,100	-	5,539,100	1.78

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条3号及び会社法第155条7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2022年10月28日)での決議状況 (取得期間 2022年10月31日～2023年2月28日)	5,500,000	10,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	5,500,000	9,632
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(注) 当期間における取得自己株式数には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までに取得した株式は含まれておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価格の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,311	2,378,348
当期間における取得自己株式	238	411,942

(注) 当期間における取得自己株式数には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式	5,500,000	10,222,019,630		
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(注)1	33,110	248,079		
保有自己株式数(注)2	5,539,120		5,539,358	

(注) 1. 当事業年度の内訳は、ストック・オプションの権利行使(株式数33,000株、処分価額の総額33,000円)及び単元未満株式の買増請求による処分(株式数110株、処分価額の総額215,079円)であります。なお、当期間には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までのストック・オプションの権利行使、単元未満株式の買取り及び買増しは含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までのストック・オプションの権利行使、単元未満株式の買取り及び買増しは含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様の利益を重視し、持続的な企業価値向上と利益還元を経営の最重要政策の一つに位置づけています。

主要な経営指標では、資本コストを上回るROEを中長期で必須の目標と考え、この社内展開にあたっては、各々が管理可能なNGK版ROIC（製品別の営業利益、売掛債権、棚卸資産、固定資産で計算）を用いて向上に努めています。

配当金については、事業リスクの変化に合わせた純資産管理と3年程度の期間業績（ROE）へのリンクも勘案し、純資産配当率3%及び連結配当性向30%程度を中期的な目処として、さらにはキャッシュ・フローの見通し等も勘案して配分することとしています。

当期の配当金につきましては、1株当たり期末配当金を33円とし、すでに実施済みの中間配当金33円と合わせて、通期では1株当たり66円となりました。

次期の配当金につきましては、配当性向や純資産配当率の水準を鑑みて中間25円、期末25円、年間50円とさせていただきます。

また、内部留保資金につきましては、既存コア事業の拡大や新規事業への設備投資など企業価値向上のために活用してまいります。

なお、当社は「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下の通りであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
2022年10月28日 取締役会決議	10,288	33.00
2023年6月26日 定時株主総会決議	10,107	33.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンス体制に関する基本的な考え方

当社は、事業活動の適法性と経営の透明性を確保し、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と、株主重視の公正な経営システムを構築、維持することをコーポレートガバナンスの基本的な考え方としております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社を選択し、コーポレートガバナンス体制としては、株主総会、取締役会、監査役会に加え、社長の意思決定を補助するための経営会議、ESG統括委員会、リスク統括委員会及び各委員会を設置し、重要事項の審議・検討を通じて、ガバナンスの実効性を高めております。

また、事業環境の変化に即応し、迅速かつ最適な意思決定及びその執行を行っていく必要があるとの認識のもと、当社は執行役員制度を導入することによって、経営の「意思決定・監督機能」と「業務執行機能」の分離を進め、それぞれの役割の明確化と機能強化を図っております。

更には、取締役会の監督・監視機能を強化するため、当社を取り巻く各々のリスクを取り扱う各委員会のうち、主要な委員会から取締役会への報告を義務付けるとともに、指名・報酬諮問委員会、経営協議会、社外役員会議、経営倫理委員会等を設置し、コーポレートガバナンス・コードの趣旨の徹底を図っております。

会社機関の内容

(取締役会)

取締役会は、9名(男性8名、女性1名)の取締役(うち3分の1が社外取締役)により構成されており、会社法、当社定款及び取締役会規則に定める事項(例えば全社総合予算、会社の解散・合併・提携等の戦略的計画、代表取締役の選定及び解職、事業報告及び計算書類等の承認、重要な財産の処分及び譲受、重要な使用人の選解任等)について決議し、また、取締役の職務執行を監督しております。その構成員の氏名等は以下の通りです。

取締役会議長 大島卓(代表取締役会長)

社内取締役 小林茂、丹羽智明、岩崎良平、山田忠明、神藤英明

社外取締役 蒲野宏之、浜田恵美子、古川一夫

また、取締役会には、常勤監査役及び社外監査役が出席し、必要があると認めるときは意見を述べることであります。

(監査役会)

監査役会は、監査役4名(男性4名)により構成されており、各監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めるなどして取締役の意思決定プロセスと職務執行状況を監査するとともに、いわゆる内部統制システムの整備・運用状況を確認するほか、会計監査人の監査の方法と結果の相当性についても確認いたします。その構成員の氏名等は以下の通りです。

監査役会議長 佐治信光(常勤監査役)

常勤監査役 八木尚也

社外監査役 坂口正芳、木村高志

(経営会議)

経営会議は、社長の決定を助けるため、必要な事項を審議する機関であり、社長・副社長・各事業本部長・NV推進本部長・研究開発本部長・製造技術本部長・各部門の所管取締役・常勤監査役及び社長の指名する執行役員・委員長・事業部長・部長により構成しております。

その構成員の氏名等は以下の通りです。

議長 小林茂(社長)

副社長 丹羽智明、岩崎良平(NV推進本部長を兼務)

各事業本部長 石川修平、松田弘人、森潤

研究開発本部長 七瀧努

製造技術本部長 宮嶋敦

各部門の所管取締役 山田忠明、神藤英明

常勤監査役 佐治信光、八木尚也

社長の指名する執行役員・部長 稲垣真弓、野崎正人、藤田浩基、津久井英明

(指名・報酬諮問委員会)

指名・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問機関として役員の人事及び報酬決定等に係る公正性の確保及び透明性の向上を目的に設置されたもので、同委員会は取締役会からの諮問を受け、取締役及び監査役の人事に関する事項、取締役及び執行役員の報酬等に関する事項、取締役及び監査役全体の報酬等の総額の上限、最高経営責任者の後継者計画等について審議し、その結果を取締役に答申しております。その構成は独立社外取締役を過半数とし、委員長は独立社外取締役から選出しております。加えて、審議プロセスの適正性確認のため、社外監査役1名がオブザーバーとして出席しております。その構成員及びオブザーバーの氏名等は以下の通りです。

委員長 社外取締役 蒲野宏之
委員 社外取締役 浜田恵美子、古川一夫
代表取締役 大島卓、小林茂
オブザーバー 社外監査役 坂口正芳
社外取締役3名及び社外監査役1名は当社の独立役員であります。

(経営協議会)

経営協議会は、社外役員と社内取締役の意見交換の会合であり、経営に関する様々な課題について、社外役員から経営陣への積極的な助言を求めるものです。その構成員の氏名等は以下の通りです。

社外取締役 蒲野宏之、浜田恵美子、古川一夫
社外監査役 坂口正芳、木村高志
社内取締役 大島卓、小林茂、丹羽智明、岩崎良平、山田忠明、神藤英明

(社外役員会議)

社外役員会議は、社外役員のみで構成され、取締役会における議論に積極的に貢献することを目的に、当社の経営課題等について意見を交換するものです。その構成員の氏名等は以下の通りです。

社外取締役 蒲野宏之、浜田恵美子、古川一夫
社外監査役 坂口正芳、木村高志

(監査役・社外取締役ヒアリング)

監査役及び社外取締役で構成され、当社の事業環境や課題について社内関係者から情報を聴取するものです。その構成員の氏名等は以下の通りです。

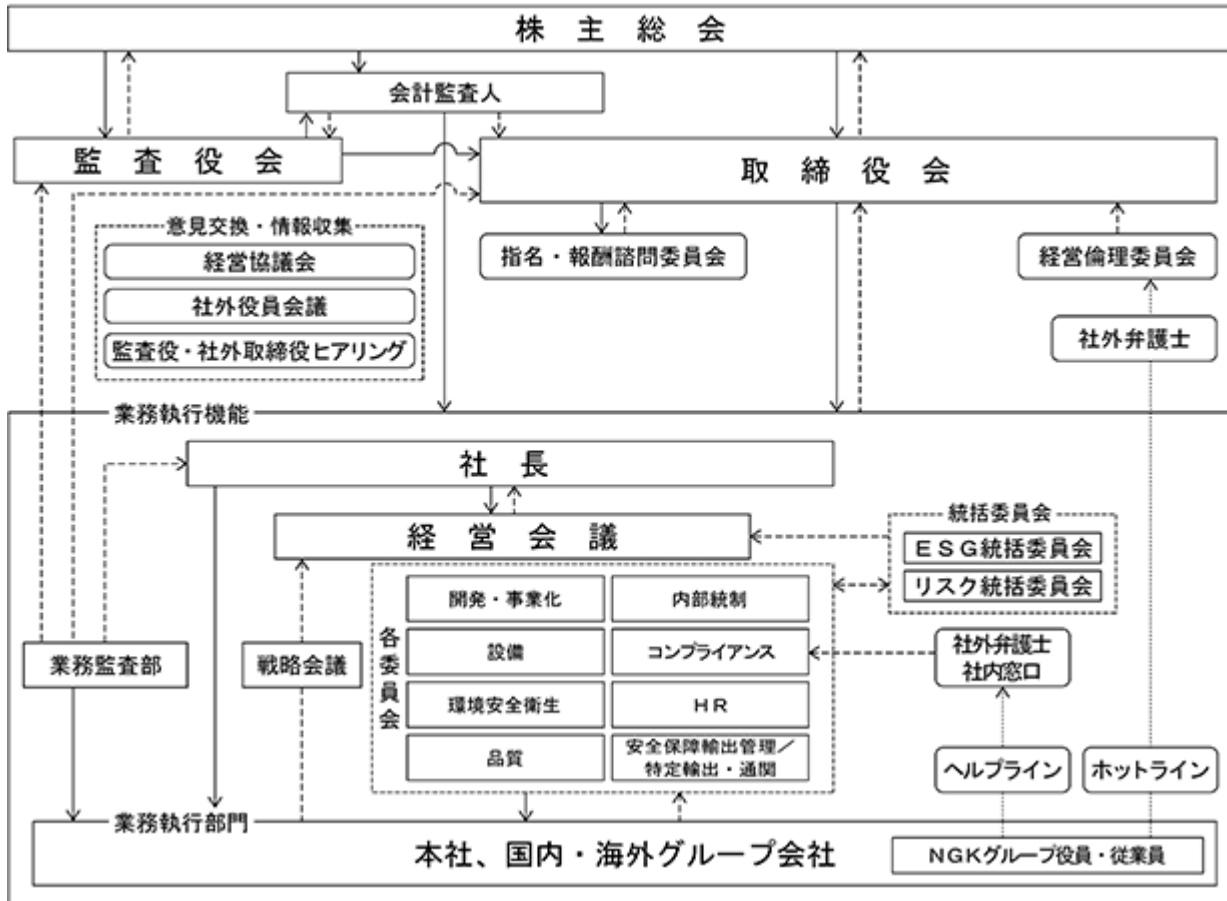
常勤監査役 佐治信光、八木尚也
社外監査役 坂口正芳、木村高志
社外取締役 蒲野宏之、浜田恵美子、古川一夫

(経営倫理委員会)

経営倫理委員会は、社外役員とコンプライアンスを担当する社内取締役1名で構成され、当社の役員等が関与する不正・法令違反について必要な調査を実施し、再発防止策等を取締役に勧告するとともに、競争法及び海外腐敗行為防止法の遵守のため、遵守体制の構築や遵守活動の検討を行い取締役会に提言するものです。これらの不正・法令違反に歯止めをかける仕組みとして、ヘルプライン制度とは別に、経営倫理委員会に直結する内部通報制度(ホットライン)を設置し、コンプライアンス体制の強化を図っております。その構成員の氏名等は以下の通りです。

委員長 社外取締役 蒲野宏之
委員 社外取締役 浜田恵美子、古川一夫
社外監査役 坂口正芳、木村高志
社内取締役 山田忠明

→ 決裁、監督、選任・解任、業務執行委任、監査、等 --> 報告、提案、上程、答申、審議、勧告、等 ---> 通報、相談、等



企業統治に関するその他の事項

イ. 業務の適正を確保するための体制等の整備の状況

当社は、2023年4月1日付でのリスク統括委員会の設置の反映等のため、2023年3月22日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制等の整備について、次の通り決議しております。

当社取締役会は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとされる体制を以下の通り構築し、社長以下の業務執行機関がその運用にあたる。

- (イ) 当社取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- a. 取締役会は、取締役が法令、定款及び企業倫理に則りその職務を執行するため、取締役会規則、及びその行動規範として子会社を包含するNGKグループ企業行動指針を制定し、取締役はこれを遵守する。
 - b. コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス活動基本要領に基づいて法令・企業倫理の遵守活動、特別危機管理事案への対応等を審議する。また、本委員会に各部門のコンプライアンス遵守の実務責任者から構成される推進部会を設置し、日常業務における法令・社内規則の遵守を図る。
法令・社内規則違反その他NGKグループ企業行動指針の趣旨に反する事実を発見した場合における職制外の相談・報告ルートとしてヘルプライン制度を設置し、ヘルプライン制度運用規程に基づき運営する。
 - c. 内部統制委員会を設置し、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び報告」についての審議を行う。
業務監査部を設置し、内部監査の専門部署として各部門の業務執行状況について内部監査を実施するとともに、適切な統制の実行体制が構築・運営されることを確保する。
品質委員会及び環境安全衛生委員会を設置し、その事務局である各部署は専門分野に特化した形でグループ内の監査（以下、「専門監査」という。）を実施する。専門監査には、必要に応じてコンプライアンス委員長が関与する。
 - d. 経営倫理委員会を設置し、社外役員を主要な構成員として、当社の役員等が関与する不正及び法令違反並びに競争法及び海外腐敗行為防止法への対応（以下、「本件事項」という。）を取り扱う。本件事項に係る内部通報については、ヘルプライン制度とは別に設置するホットライン制度を利用する。ホットライン制度においては予め指定された外部の弁護士が内部通報を受理し、本委員会に直接報告する。本件事項については本委員会が取締役に直接報告する管理体制を構築し、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。
 - e. 取締役は、上記コンプライアンス体制の実効性を日常的に点検し、その実効性に関する問題又は法令違反その他コンプライアンス上の問題を発見した場合は、取締役会及び監査役に報告し、対策を講じる。
 - f. 取締役は、個別の業務領域におけるコンプライアンス管理について、コンプライアンス活動基本要領を構成する基本的な考え方に留意しつつ、必要に応じて適切な体制を構築し、継続的に見直しを図る。
- (ロ) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に関する規程等に基づき、適切且つ検索性の高い状態で保存・管理するものとし、取締役及び監査役はこれらの情報を常時閲覧できるものとする。
- (ハ) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 全社的なリスクについては、リスク統括委員会がリスク統括委員会規程に基づき、リスクマネジメントに係る方針策定、体制構築、リスクマネジメント全般の執行状況のモニタリング等を取り扱う。
また、個別のリスク事項（管理すべき重要なリスクを含む）への対処は、当該リスク事項を管理、監督すべき部門または次に掲げる委員会の長の責任の下で、当該部門または委員会が一義的に行う。
 - ・ ESG統括委員会：ESG・SDGs要素を含むサステナビリティ課題に関する事項
 - ・ 開発・事業化委員会：開発・事業化に関する事項
 - ・ 設備委員会：設備投資・情報システムに関する事項
 - ・ 品質委員会：製品等品質問題に関する事項
 - ・ 環境安全衛生委員会：法令対応等の環境管理及び安全衛生に関する事項
 - ・ コンプライアンス委員会：法令・企業倫理に関する事項
 - ・ 内部統制委員会：財務報告に係る内部統制の評価及び報告に関する事項
 - ・ HR委員会：人権・人事施策に関する事項
 - ・ BCP対策本部：事業継続に関する事項
 - ・ 中央防災対策本部：設備等関連事件・事故・災害に関する事項
 - ・ 安全保障輸出管理/特定輸出・通関管理委員会：輸出管理等に関する事項
 - ・ 経営倫理委員会：上記(イ)d.に定める本件事項
 - b. 災害、事故その他のリスクが現に発現した場合等には、危機管理基本規程に基づき、同規程が定める部門及び委員会等が対応する。このうち著しく重大なリスクに関しては、経営企画室担当執行役員の判断で、社長の参加する対策会議を招集し、対応に当たる。

- c. 日常的な事業運営上のリスクについては、関係職制において日々のリスク管理を行うとともに、予算策定、設備投資及び研究開発等の決裁プロセスにおいて総合的にリスクの検討・分析を行い、これを回避・予防する。
- (二) 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役会の決定に基づく業務執行については、社長が業務執行上の最高責任者として当社の業務を統括する。社長の意思決定を助けるため、経営会議、戦略会議、ESG統括委員会、リスク統括委員会、開発・事業化委員会、設備委員会、品質委員会、環境安全衛生委員会、コンプライアンス委員会、内部統制委員会、HR委員会、その他の委員会を設置し、総合的に審議・調整を行う。
- b. 取締役の日々の業務執行については、職務権限表・業務分掌規程・各種決裁手続規程によって、それぞれの責任者及びその責任範囲、並びに執行手続の詳細について定めることで各部門の長等に権限委譲を行い、業務執行の効率化を図る。
- (ホ) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- a. 取締役会は、NGKグループ企業行動指針を制定し、使用人が法令及び定款並びに企業倫理に則りその職務を執行するための行動規範を定める。また、コンプライアンス委員会による使用人に対するコンプライアンス教育の実施、ヘルプライン制度及びホットライン制度の運用を通じて、コンプライアンス体制の整備を図る。
- b. 使用人は、法令違反その他コンプライアンス上の問題を発見した場合には直ちに上司、関連部門の取締役又は社内担当部門に報告する。
- c. 業務監査部は、各部門の業務執行状況について内部監査を実施するとともに、適切な統制の実行体制が構築・運営されることを確保する。また、品質委員会・環境安全衛生委員会の事務局である各部署は専門監査を実施し、必要に応じてコンプライアンス委員長がこれに関与する。
- (ヘ) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (a) 子会社を所管する部門は、所管する子会社に対し、子会社運営上の動向・変化（経営体制、労務、コンプライアンス等）について、適宜、報告させるものとする。子会社から報告を受けた所管部門は、必要に応じてグループ会社統括事務局である経営企画室に報告し、グループ会社統括執行役員への情報の一元化を図るとともに、関連する本社部門に報告するものとする。所管部門は、子会社においてコンプライアンス上の問題や事件・事故が発生した場合には、上記に加え、遅滞なくコンプライアンス委員長に報告するものとする。
- (b) 当社による経営管理、経営指導内容が法令に違反し、又はコンプライアンス上問題があると子会社が認めた場合には、当社のコンプライアンス委員会に報告するものとする。
- b. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社は、子会社における重要な財産の処分及び譲受け、設備投資、資金借入れ、融資及び債務保証、営業債権の処分等について、その内容・規模に応じて当社の所管部門の決裁、経営会議審議の上での社長決裁又は取締役会決議による承認を得ることとする旨を「職務権限表」に定め、子会社の損失の危険を管理するものとする。
- c. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 子会社を所管する部門はその指導の下、子会社に事業方針を策定させ、取締役会の決定に反映させる。取締役会の決定に基づく業務執行については、子会社の社長に、業務執行上の最高責任者として子会社の業務を統括させる。
- (b) 子会社の取締役の日々の業務執行については、子会社において職務権限、業務分掌、決裁手続に係る規程を作成させ、これらの規程においてそれぞれの責任者及びその責任並びに執行手続の詳細について定めることで権限委譲を行わせ、業務執行の効率化を図らせる。
- d. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 当社及びその子会社に共通するNGKグループ企業行動指針を定め、当社及びその子会社の取締役・使用人を一体として法令遵守意識の醸成を図るとともに、適正に業務を執行する体制を整備する。また、子会社への監査役の派遣並びに当社の業務監査部による内部監査及び専門監査の実施等により、リスク管理体制及び法令遵守体制の維持を図る。当社のヘルプライン制度及びホットライン制度については、子会社の役職員も利用可能とする。また、海外子会社においては、各々の国情・文化・社会風土等を勘案し、ヘルプライン又はこれを補完・代替する制度を整備する。
- (ト) 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項及び当社監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役と協議の上、適切に対処する。
- b. 監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合、その人事異動・人事評価・懲戒処分は監査役会の同意を得て行う。
- c. 監査役は必要に応じていつでも当該使用人に対し指示を行うことができ、当該使用人は当該指示を優先して職務を行う。

(チ) 当社監査役への報告に関する体制

a. 当社の取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制

- (a) 取締役は、上記(イ)に定める場合の他、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとする。
- (b) 使用人は、上記(ホ)に定める場合の他、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに上司、関連部門の取締役又は社内担当部門に報告し、報告を受けた上司、関連部門の取締役又は社内担当部門は、直ちに監査役に報告するものとする。
- (c) コンプライアンス体制の運用状況、ヘルプライン制度の運用状況、内部監査結果の他、監査役がその職務執行上報告を受ける必要があると判断した事項について、各担当部門は監査役に報告するものとする。
- (d) 監査役は、取締役会のほか、経営会議、その他の重要な会議に出席し、必要な情報を適時に入手する。

b. 子会社の取締役、監査役及び使用人(以下、「役職員」という。)又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

- (a) 子会社の役職員又は上記(ヘ) a.(a)の定めにより子会社から報告を受けた所管部門は、法令違反その他コンプライアンス上の問題又は当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに当社監査役に報告するものとする。
- (b) 当社監査役は、定期的に子会社の監査役または監査担当者との連絡会を開催し、子会社の運営状況について報告させるものとする。
- (c) 子会社の役職員も利用可能であるヘルプラインの運営事務局は、子会社の案件を含めたヘルプラインの運用実績について、当社監査役も出席するコンプライアンス委員会において報告を行う他、必要に応じて当社監査役に対し報告を行うものとする。

(リ) 上記(チ)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社監査役への報告を行った当社及びその子会社の役職員は、当該報告をしたことを理由として、解雇・降格・減給・配置転換等を含むいかなる不利益な取扱いも受けないものとする。

(ヌ) 当社監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務の執行に係る費用について、監査役会が策定した内容に基づく予算を措置する。予算外の費用が生じる場合も、その前払又は償還に応じる。

(ル) その他当社監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。また、監査役は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施するものとする。

また、当社は、グループの企業理念、経営理念、行動規範を実践していくための道しるべとして、NGKグループで働くすべての人が業務を遂行する上で遵守すべき事項を整理し、誠実に事業活動を行い社会的責任を果たすための行動の基本姿勢を具体的に示した「NGKグループ企業行動指針」を以下の通り定めております。

「NGKグループ企業行動指針」

持続可能な社会の実現

1. 地球環境を守り、社会に資する商品やサービスの提供を通じて新しい価値を創造し、持続可能な社会の実現に取り組みます。

安全性に十分に配慮し、環境規制も遵守した品質の高い商品やサービスを提供することにより、お客さまと社会からの信頼に応えます。

お客さまと社会からの新たなニーズや改善への要望を真摯に受け止め、商品やサービスの開発や改良を行います。

人権尊重

2. 人権に関する国際規範を遵守し、人々の多様性を尊重します。

人権を尊重し、強制労働や児童労働のない事業活動を行います。

社員の個性と自主性を尊重し、人種、国籍、性別、年齢、宗教、信条、障がいの有無、性の多様性などによる差別は行いません。

職場におけるハラスメントの発生を防止し、発生があった場合には迅速に適切な対応をとります。

安全・快適な職場環境の提供

3. 安全・快適で誰もが働きやすい職場環境を提供します。
各国および地域の労働と安全衛生関連の法令を遵守します。
仕事と生活の調和を図り、多様な働き方の実現を目指します。
社員との誠実な対話と協議を通じて信頼関係を構築します。
社員に教育の機会を与えると共に、意欲、能力を伸ばす機会を提供します。

誠実な事業活動

4. 国際規範や各国および地域の法令を遵守し、公正かつ透明で誠実な事業活動を行います。
コンプライアンスを徹底し、倫理に基づき良識を持って事業活動を行います。
お客さまおよび取引先との契約や合意を確実に履行します。
競争法を遵守します。
贈収賄は一切行いません。
個人情報、機密情報の管理を徹底します。
他者の知的財産権を尊重します。
輸出入管理体制を整備し、確実に管理します。
反社会的勢力とは一切関わりません。
事業上のリスクを管理し、問題の未然防止と発生時の迅速な対応に努めます。
不正行為の抑止と是正を図るため、内部通報制度を適切に整備し、運用します。

企業情報の開示と説明

5. 積極的な情報の開示とステークホルダーとの対話を通じて経営の健全性と透明性を高めます。
社会が必要とする情報は、正確かつ速やかに開示します。
ステークホルダーの声を真摯に受け止め、説明責任を果たします。

サプライチェーンへの社会的責任の浸透

6. 取引先をはじめとするサプライチェーン全体で、社会的責任を果たす取り組みを推進します。
取引先は対等なパートナーとして尊重し、信頼関係の構築と相互発展に努めます。
グリーン調達やCSR調達の実践を通じて、地域や社会の発展に貢献します。
サプライチェーンにも人権尊重や法令遵守を求めます。

環境保全

7. 地球環境の保全と問題の解決に取り組みます。
地球環境の保全に貢献する商品やサービスを提供します。
事業活動における環境負荷の低減に率先して取り組みます。
生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組みます。
各国および地域の環境関連の法令を遵守します。

地域、社会との協調

8. 良き企業市民として地域、社会の発展に貢献します。
地域、社会の一員として社会貢献活動に積極的に取り組みます。
社員の自主的な社会貢献活動を積極的に支援します。

ロ．当該体制等の運用状況の概要

(イ) 業務の適正確保に係る重要な会議の開催状況

当事業年度において、取締役会は14回開催され、重要な業務執行の決定や当該決定に基づく業務執行の状況の報告がなされており、取締役の職務執行の適正を確保すべく、職務執行の監督がなされております。社長の意思決定を助けるため、主要な業務執行者が参加する経営会議は21回開催され、グループ経営の観点を含め業務執行全般について、総合的な審議を行っております。

各議題に係る業務執行者が参加する戦略会議は14回開催され、経営上の重要な課題等について問題点の抽出や解決方策の検討等を行っております。

社長を委員長とするESG統括委員会は6回開催され、NGKグループのサステナビリティ（ESG要素を含む中長期の持続可能性）に関する重要な課題、戦略及び行動計画等について審議し、取締役会に報告しております。

コンプライアンス委員会は3回開催され、法令・企業倫理の遵守に係る活動、並びにヘルプライン及びコンプライアンス教育の運営等に関する報告、審議を行っております。内部統制委員会は3回開催され、「財務報告に係る内部統制の評価及び報告」に関する審議を行っております。コンプライアンス委員会及び内部統制委員会においては委員会開催の都度、その概要を取締役に報告するとともに、監査役がオブザーバーとして参加し、これらの会議における報告、審議に係る情報を入手しております。

経営倫理委員会は5回開催され、役員等の不正・法令違反の防止、競争法・海外腐敗行為防止法への対応、ホットラインの運営等に関する報告、審議を行っております。特に、競争法遵守については、取締役会が遵守プログラムを策定し、競争法全社統括責任者が経営倫理委員会による監督の下で当該プログラムを実施し、その運用状況を取締役に報告する体制を構築しております。

また、品質コンプライアンスについては、グループ内で共有している品質方針の下、品質委員会が中心となり、品質経営の観点からグループ内への指導・教育等の活動を強力に推進しております。

当社においては、上記のほか、業務の適正確保のみならず、リスク管理や業務執行の効率化の観点から、各種の委員会において実質的な審議が行われ、その概要は必要に応じて取締役会に報告されております。加えて、2023年3月22日開催の取締役会において、NGKグループのリスクマネジメント体制の高度化に資することを目的に、社長を委員長とするリスク統括委員会の設置を決議しました。同委員会の活動を通じて、全社視点で取締役会につながる統合的なリスク管理の仕組みの構築を図ります。

(ロ) 内部通報制度及び子会社情報の管理に係る状況

ヘルプライン及びホットラインについては、その通報窓口が社内に周知され、各規程に従って適切に運用されております。子会社運営上の動向・変化（経営体制、労務、コンプライアンス等）については、グループ会社統括事務局である経営企画室を通じ、グループ会社統括執行役員に適切に報告がなされております。加えて、子会社におけるコンプライアンス上の問題や事件・事故については、コンプライアンス委員長に適切に報告がなされております。

(ハ) 法令等遵守に関する教育の実施状況

当社は、コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、各使用人の入社、昇格・昇級及び海外赴任のタイミングで、各対象者に対しそれぞれ法令等遵守に関する研修を実施しているほか、主に基幹職を対象に法令等の解説を行う法令/コンプライアンス連絡会を実施しております。加えて、社外弁護士を講師とし新任役員を対象に会社法及び競争法についての解説を行う研修や、社外弁護士を講師とし役員と基幹職を対象に競争法や契約遵守の重要性についての解説を行う講演会等を実施しております。

(ニ) 内部監査の実施状況

内部監査部門としては、業務監査部を設けており、業務監査部長は内部統制委員会の委員となっております。業務監査部は、取締役会決議により承認された監査計画に沿って当社及び国内外グループ各社の業務執行状況を監査し、社長及び取締役会並びに監査役会に対し監査結果を報告しております。

内部監査については、監査役監査及び会計監査と独立して実施しておりますが、監査の実効性、効率性をあげるため、業務監査部は、監査役（会）及び会計監査人と、監査の方針・計画・結果などについて定期的に情報交換を行っていることに加え、随時、個別の監査結果についてとりまとめ、社長及び常勤監査役に報告しております。

また、品質・環境・安全衛生の各分野の監査については専門的な知見を要することから、各分野に係る委員会の事務局である専門部署がグループ内の監査を実施しており、これらの監査結果については各委員会において報告され、委員会の概要は取締役会において報告されております。

取締役に関する事項

・取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めております。

・取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を14回開催しており、個々の取締役の出席状況については以下の通りです。

役職名	氏名	出席状況（出席率）
代表取締役会長	大島 卓	14回 /14回 (100%)
代表取締役社長	小林 茂	14回 /14回 (100%)
代表取締役副社長	丹羽 智明	14回 /14回 (100%)
代表取締役副社長	岩崎 良平	14回 /14回 (100%)
取締役専務執行役員	山田 忠明	11回 /11回 (100%) (注) 2
取締役常務執行役員	神藤 英明	13回 /14回 (93%)
社外取締役	蒲野 宏之	14回 /14回 (100%)
社外取締役	浜田 恵美子	14回 /14回 (100%)
社外取締役	古川 一夫	14回 /14回 (100%)

(注) 1. 「 」は、議長を示しております。

2. 取締役専務執行役員 山田忠明氏の取締役会への出席状況は2022年6月27日の就任以降に開催された取締役会を対象としております。

取締役会では、会社法、当社定款及び取締役会規則に定める事項（例えば全社総合予算、会社の解散・合併・提携等の戦略的計画、代表取締役の選定及び解職、計算書類及び事業報告等の承認、重要な財産の処分及び譲受、重要な使用人の選解任等）について決議し、また、取締役の職務執行を監督しております。

当事業年度の主要議題については以下の通りです。

- ・ 予算と決算
- ・ 生産設備、研究開発等への投資
- ・ N G Kグループ デジタルビジョンの策定
- ・ 新規事業の創出についての取組み (New Value 1000の進捗報告)
- ・ 英国現代奴隷法ステートメントの策定
- ・ 第5期環境行動5カ年計画の進捗報告
- ・ 事業ポートフォリオについての取組み
- ・ モノづくり (チェーン) 革新の進捗報告
- ・ 日本ガイシグループ最高経営責任者の後継者計画の改定
- ・ グループ会社の解散・清算、合併会社への出資
- ・ リスク統括委員会の設立
- ・ 主要な委員会活動、知的財産活動、I R活動等の報告

指名・報酬諮問委員会の活動状況

当事業年度において当社は指名・報酬諮問委員会を2回開催しており、同委員会の構成員及びオブザーバー個々の出席状況については以下の通りです。

役職名	氏名	出席状況（出席率）
社外取締役	蒲野 宏之	2回 / 2回 (100%)
社外取締役	浜田 恵美子	2回 / 2回 (100%)
社外取締役	古川 一夫	2回 / 2回 (100%)
代表取締役会長	大島 卓	2回 / 2回 (100%)
代表取締役社長	小林 茂	2回 / 2回 (100%)
社外監査役	坂口 正芳	2回 / 2回 (100%)

(注)「 」は議長、「 」はオブザーバーを示しております。

指名・報酬諮問委員会では、取締役から諮問を受けた事項について審議し、その結果を取締役会へ答申しております。

当事業年度の主要な審議事項については以下の通りです。

- ・取締役及び監査役の人事に関する事項
- ・最高経営責任者に非常事態が生じた際の対応
- ・取締役及び監査役全体の報酬等の総額の上限
- ・取締役及び執行役員の各個人の役職位に応じた報酬（現金報酬及び株式関連報酬）
- ・取締役の各個人の当事業年度における業績連動賞与の支給額
- ・最高経営責任者の後継者計画に関する事項

責任限定契約の内容の概要

当社は、2006年6月29日開催の第140期定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役について、その期待される役割を十分に発揮することができるよう、責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結している責任限定契約の内容の概要は次の通りであります。

社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後も中立の立場から客観的にその職務を執行する。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は以下の内容で、役員等を対象とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。2023年7月に現行契約が満了しますが、同様の内容で更新予定です。

- ・被保険者の範囲
全ての当社の取締役、監査役及び執行役員
- ・保険契約の内容の概要
被保険者が当社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する場合、犯罪行為または違法であることを認識しながら行った行為に起因する場合等における役員等自身の損害等は補償の対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。保険料については、全額当社が負担しております。

株主総会決議事項を取締役会で決議できることとした事項

(自己の株式の取得)

当社は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を遂行できるようにするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

(中間配当)

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性12名 女性1名 (役員のうち女性の比率7.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長	大島 卓	1956年7月14日生	1980年3月 当社入社 2004年4月 電力事業本部N A S 事業部長 2007年6月 当社執行役員 2011年6月 当社常務執行役員 2014年6月 当社代表取締役社長 2020年6月 東海旅客鉄道株式会社 社外取締役(現任) 2021年4月 当社代表取締役会長(現任) 2021年5月 愛知県経営者協会 会長(現任) 2021年6月 東邦瓦斯株式会社 社外取締役 (現任)	(注)4	20,000
代表取締役 社長	小林 茂	1961年3月23日生	1983年3月 当社入社 2016年4月 電力事業本部ガイシ事業部長 2016年6月 当社執行役員 2018年6月 当社常務執行役員 2020年6月 当社取締役専務執行役員 2021年4月 当社代表取締役社長(現任)	(注)4	20,126
代表取締役 副社長	丹羽 智明	1960年2月16日生	1984年3月 当社入社 2013年4月 製造技術本部施設統括部長代理兼 同部設計1部長 2013年6月 当社執行役員 2015年6月 当社取締役執行役員 2016年6月 当社取締役常務執行役員 2018年6月 当社取締役専務執行役員 2020年6月 当社代表取締役副社長(現任)	(注)4	17,000
代表取締役 副社長	岩崎 良平	1960年1月30日生	1982年3月 当社入社 2007年4月 経営戦略本部経営企画室長 2008年6月 当社執行役員 2009年6月 当社取締役執行役員 2012年6月 当社取締役常務執行役員 2016年6月 当社取締役専務執行役員 2022年6月 当社代表取締役副社長(現任)	(注)4	17,000
取締役 専務執行役員	山田 忠明	1961年6月26日生	1984年3月 当社入社 2012年4月 総務部長 2015年6月 当社執行役員 2019年6月 当社常務執行役員 2022年6月 当社取締役専務執行役員(現任)	(注)4	10,000
取締役 常務執行役員	神藤 英明	1964年11月1日生	1988年4月 当社入社 2013年4月 財務部長 2018年6月 当社執行役員 2021年6月 当社取締役常務執行役員(現任)	(注)4	9,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (注) 1	蒲野 宏之	1945年 7月21日生	1971年 4月 外務省入省 1979年 4月 最高裁判所司法研修所 1981年 4月 弁護士登録 1988年10月 蒲野綜合法律事務所 代表弁護士 (現任) 2007年 6月 株式会社小松製作所 社外監査役 2007年 7月 住友生命保険相互会社 社外取締役 2009年 4月 東京弁護士会 副会長 2011年 6月 当社取締役(現任) 2015年 6月 ハウス食品グループ本社株式会社 社外監査役 2020年 6月 株式会社スパンクリートコーポ レーション 社外取締役(現任) 2021年 6月 ハウス食品グループ本社株式会社 社外取締役(監査等委員) (現任)	(注) 4	1,000
取締役 (注) 1	浜田 恵美子 (注) 3	1958年11月23日生	1984年 4月 太陽誘電株式会社入社 2001年12月 同社技術グループ技術品証統括 R 技術部 部長 2003年 9月 同社技術グループ総合研究所基礎 開発部 主席研究員 2008年11月 国立大学法人名古屋工業大学産学 官連携センター 准教授 2011年 4月 同大学産学官連携センター 教授、 同大学大学院産業戦略工学専攻 教 授 2012年 4月 同大学コミュニティ創成教育研究 センター 教授 2015年 5月 国立研究開発法人科学技術振興機 構 研究成果最適展開支援プログラ ム 第3分野 プログラムオフィサー 2016年 7月 国立大学法人名古屋工業大学 非常勤講師 2016年 8月 国立大学法人名古屋大学(現 国立 大学法人東海国立大学機構名古屋 大学) 客員教授 2017年 6月 当社取締役(現任) 2019年 6月 太陽誘電株式会社 社外取締役 (現任)	(注) 4	5,000
取締役 (注) 1	古川 一夫	1946年11月 3日生	1971年 4月 株式会社日立製作所入社 2005年 4月 同社代表執行役 執行役副社長 情報・通信グループ長&CEO兼 輸出管理本部長 2006年 4月 同社代表執行役 執行役社長 2006年 6月 同社取締役代表執行役 執行役社長 2007年 5月 社団法人日本経済団体連合会(現 一般社団法人日本経済団体連合 会) 副会長 2009年 4月 株式会社日立製作所 取締役代表執 行役 執行役副会長 2009年 6月 同社特別顧問 2011年 6月 一般社団法人情報処理学会 会長 2011年10月 独立行政法人新エネルギー・産業 技術総合開発機構(現 国立研究開 発法人新エネルギー・産業技術総 合開発機構) 理事長 2019年 6月 当社取締役(現任) 2019年 8月 株式会社パソナグループ 社外取締 役(監査等委員)(現任)	(注) 4	5,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	佐治 信光	1958年7月3日生	1984年3月 当社入社 2012年10月 法務部長 2013年6月 当社執行役員 2014年6月 当社取締役執行役員 2015年6月 当社取締役常務執行役員 2019年6月 当社取締役専務執行役員 2021年6月 当社常勤監査役（現任）	(注) 5	5,000
常勤監査役	八木 尚也	1965年6月8日生	1989年4月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行 1999年7月 当社入社 2019年6月 業務監査部長 2023年6月 当社常勤監査役（現任）	(注) 6	4,243
監査役 (注) 2	坂口 正芳	1957年8月18日生	1980年4月 警察庁採用 1999年2月 警視庁第一方面本部長 2001年9月 秋田県警察本部長 2003年1月 大阪府警察本部刑事部長 2011年10月 大阪府警察本部長 2013年1月 警察庁長官官房長 2015年1月 警察庁次長 2016年8月 警察庁長官 2018年5月 日本生命保険相互会社 特別顧問 2019年6月 当社監査役（現任） 2019年6月 一般社団法人日本自動車連盟代表理事・副会長 2022年6月 一般社団法人日本自動車連盟代表理事・会長（現任）	(注) 6	-
監査役 (注) 2	木村 高志	1954年9月1日生	1977年4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 2004年6月 株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）執行役員 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（現 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ）執行役員 2005年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員 2006年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）執行役員 2007年5月 同行 常務執行役員 2009年10月 三菱総研DCS株式会社 代表取締役社長 兼 社長執行役員 2014年6月 三菱瓦斯化学株式会社 社外監査役（常勤） 2022年6月 当社監査役（現任）	(注) 7	-
計					113,369

- (注) 1. 取締役蒲野宏之、取締役浜田恵美子、取締役古川一夫は、社外取締役であります。
2. 監査役坂口正芳、監査役木村高志は、社外監査役であります。
3. 浜田恵美子の戸籍上の氏名は、加藤恵美子であります。
4. 2023年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2021年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
6. 2023年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

7. 2022年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

8. 当社は、執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は、以下の25名です。

役職名	氏名
専務執行役員	石川修平、七瀨努、松田弘人
常務執行役員	森潤、倉知寛、井上昌信、加藤宏治、宮嶋敦、篠原宏行
執行役員	大和田巖、市岡立美、石原亮、稲垣真弓、坂本浩文、清水秀樹、多田和史、武田龍悟、David Miller、大西孝生、吉野隆史、則竹基生、夏目欣秀、野崎正人、今井康喜、藤田浩基

9. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は以下の通りであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
橋本 修三	1956年4月5日生	1987年4月 弁護士登録(名古屋弁護士会) 小栗法律事務所入所 1992年4月 橋本法律事務所開設・所長(現任) 2004年4月 名古屋弁護士会(現 愛知県弁護士会)副会長 2020年6月 C K D株式会社 社外監査役(現任)	-

社外役員の状況

当社は、社外取締役を3名、社外監査役を2名選任しております。

イ. 社外役員の独立性基準又は方針

(社外取締役)

当社は、会社法上の社外取締役及び東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、次の各項のいずれかに該当する者を当社において独立性を有する社外取締役(以下、「独立社外取締役」という。)とすることができないものとします。ただし、このいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし当社の独立社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、会社法上の社外取締役及び東京証券取引所の独立役員の要件を充足し、かつ当該人物が当社の独立社外取締役としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を独立社外取締役とすることができるものとします。

なお、この判断基準において、業務執行者とは会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人を、当社グループとは当社、当社の子会社又は関連会社を指すものとします。

(イ) 当社の現在の議決権所有割合10%以上の主要株主、また当該主要株主が法人である場合には直近を含めた最近の3事業年度において当該法人の業務執行者であったことがある者。

(ロ) 当社グループとの間で、直近を含めた最近の3事業年度のいずれかにおいて、双方いずれかの連結売上高の2%以上の取引がある取引先の現在の業務執行者。

(ハ) 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者である法人において、直近を含めた最近の3事業年度において業務執行者であったことがある者。

(ニ) 当社グループから、直近を含めた最近の3事業年度のいずれかにおいて、年間1,000万円又は当該団体の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付又は助成を受けている団体の現在の理事、役員。

(ホ) 直近を含めた最近の3事業年度において、当社グループの会計監査人又は会計参与であったことがある公認会計士、税理士又は監査法人もしくは税理士法人の現在の社員等。

(ヘ) 上記(ホ)に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントで、役員報酬以外に当社グループから、直近を含めた最近の3事業年度のいずれかにおいて、年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者、又は上記(ホ)に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイスを行う団体で、直近を含めた最近の3事業年度のいずれかにおいて、当該団体の連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けている団体の現在の社員等。

(ト) 当社が現在主要株主である会社において、直近を含めた最近の3事業年度において業務執行者であったことがある者。

(チ) 上記(イ)~(ト)項に掲げる者の配偶者又は二親等内の親族。

(社外監査役)

社外監査役の独立性については、一般株主と利益相反の生じるおそれがないよう、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」を参考として総合的に判断しております。

ロ．当社と社外役員の関係及び選任状況に関する当社の考え方

(イ) 社外取締役の蒲野宏之氏は、長年弁護士として法律実務に携わるとともに、東京弁護士会の副会長を務める等、法曹界において豊富な経験と実績を有しております。当社は同氏に対して、その専門性及び豊富な経験、幅広い見識を活かし、主にコンプライアンスの観点に基づき独立した客観的立場から当社の経営を監督することを期待しております。また、同氏は現に当社の社外取締役として法務戦略や品質マネジメント体制の強化等について意見を述べる等、当社の業務執行への提言及び経営の監督を適切に行っております。これらのことから、引き続き社外取締役に選任したものであります。

同氏は当社株式1,000株を保有しておりますが、この他に当社と同氏の間には、人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

同氏は、株式会社スパンクリートコーポレーション社外取締役及びハウス食品グループ本社株式会社社外取締役（監査等委員）等を兼務しておりますが、当社と重要な兼務先の間には、人的関係、重要な資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

(ロ) 社外取締役の浜田恵美子氏は、太陽誘電株式会社に在籍中、C D - R（記録できるC D）の発明及び世界初の製品化を主導する等の顕著な業績を挙げ、その後は名古屋工業大学教授、名古屋大学客員教授として産学官連携を主体とした研究活動に携わってきました。当社は同氏に対して、その経歴を通じて培った見識を活かし、主に研究開発、製品事業化の観点に基づき独立した客観的立場から当社の経営を監督することを期待しております。また、同氏は現に当社の社外取締役として商品開発や新規事業の進め方、人事施策等について意見を述べる等、当社の業務執行への提言及び経営の監督を適切に行っております。これらのことから、引き続き社外取締役に選任したものであります。

同氏は当社株式5,000株を保有しておりますが、この他に当社と同氏の間には、人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

同氏は、太陽誘電株式会社社外取締役等を兼務しておりますが、当社と重要な兼務先の間には、人的関係、重要な資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

(ハ) 社外取締役の古川一夫氏は、株式会社日立製作所において、情報・通信グループ長&CEO等の要職を経て同社取締役代表執行役執行役社長を務め、また国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構において理事長を務める等、情報通信をはじめとする技術分野の知見と大規模組織運営の経験を有しております。当社は同氏に対して、これらの知見と経験を活かし、経営の専門家として独立した客観的立場から当社の経営を監督することを期待しております。また、同氏は現に当社の社外取締役として経営判断・事業活動全般について幅広く意見を述べる等、当社の業務執行への提言及び経営の監督を適切に行っております。これらのことから、引き続き社外取締役に選任したものであります。

同氏は当社株式5,000株を保有しておりますが、この他に当社と同氏の間には、人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

同氏は、株式会社パナグループ社外取締役（監査等委員）等を兼務しておりますが、当社と重要な兼務先の間には、人的関係、重要な資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

(ニ) 社外監査役の坂口正芳氏は、大阪府警察本部長、警察庁長官官房長等の要職を経て警察庁長官を務めており、行政における豊富な経験と大規模組織の運営の実績を有しております。同氏は、これらの経験を活かした業務の適法性やリスク管理の観点に基づき、現に当社の社外監査役として国際情勢や国内外における規制のビジネスへの影響、リスク管理体制の整備等について意見を述べる等、当社の企業価値向上のために適切な役割を果たしていることから、引き続き社外監査役に選任したものであります。

当社と同氏の間には、人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

同氏は、当社の株主かつ資金調達先である日本生命保険相互会社において特別顧問を務めておりましたが、当事業年度末時点における当社による当社株式の保有比率は0.96%にすぎず、また当社は多数の金融機関と取引を行っており、資金調達において代替性がない程度にまでは同社に依存しておりません。したがって、株式保有及び資金借入れにおける当社と当社の関係が当社の経営に影響を及ぼすことはないものと考えております。また、当社は当社に対し、企業年金の運用手数料の支払いを行っておりますが、その取引額は連結営業費用の0.1%未満であり、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。

同氏は、一般社団法人日本自動車連盟代表理事・会長等を兼務しておりますが、当社と重要な兼務先の間には、人的関係、重要な資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

(ホ) 社外監査役の木村高志氏は、株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）の常務執行役員及び三菱総研DCS株式会社の代表取締役社長を務める等、長年にわたり会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った金融及びコーポレート・ガバナンスに関する経験・知見に加え、三菱瓦斯化学株式会社の常勤監査役を務め、上場企業の監査役として豊富な経験・知見も有しております。これらの経験を活かした当社の経営全般に対する監査により、当社の企業価値向上に貢献できると判断し、社外監査役に選任したものであります。

当社と同氏の間には、人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

同氏は、当社の株主かつ資金調達先である株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）の出身者ですが、当事業年度末時点における同行による当社株式の保有比率は2.31%にすぎず、また当社は多数の金融機関と取引を行っており、資金調達において代替性がない程度にまでは同行に依存しておりません。さらに、同氏自身も同行を退社して既に13年が経過していること等を踏まえると、同氏の判断に株式会社三菱UFJ銀行の意向が影響することはなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。その他、当社と重要な兼務先の間には、人的関係、重要な資本的关系及び主要な取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役と社外監査役は、取締役会において、内部監査部門や内部統制部門からそれぞれの活動の報告を受けるとともに適宜意見交換・情報共有を行い、会計監査人の監査結果も確認しております。また監査役会では、毎回業務監査部長の出席の下、内部監査の進捗状況や結果を確認し、会計監査人からは四半期ごとの監査内容や監査法人としての体制整備状況等を聴取しております。監査役会が主催する監査役・社外取締役ヒアリングにおいて、当社の事業環境や課題について社内関係者から情報を聴取し、監査役と社外取締役相互の情報共有・意見交換等の連携に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

イ．組織、人員及び手続

当社の監査役会は、常勤監査役2名と社外監査役2名から構成されています。

社外監査役2名は独立性を有する社外監査役で、坂口監査役は、警察行政における豊富な経験と大規模組織運営の実績を有し、業務の適法性やリスク管理に関する幅広い見識を有しております。木村監査役は、長年の金融機関での経験に加え事業会社で代表取締役社長や常勤監査役を務め、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

常勤監査役は2名からなり、佐治監査役は、複数の事業部門と海外での業務を経験後、取締役として法務、コンプライアンス関連部門を所管し、当社グループにおける事業運営とコンプライアンスに関する豊富な知識と経験を有していることに加え、公認不正検査士の資格を有しております。八木監査役は、金融機関での業務経験に加え、当社入社以来、財務部門、海外子会社、経営企画部門など多様な業務を経験した後、業務監査部長を務め、海外を含めた当社グループの財務会計及び業務監査の実務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役職務を補助するスタッフとして、適正な知識、能力、経験を有する専任者を1名配置し、監査役職務遂行のサポートを行っています。当該監査役スタッフの人事異動・人事評価等に関しては監査役会の同意を得るものとし、取締役からの独立性を高め、監査役の指示の実効性を確保しています。また、監査の実効性、効率性をあげるため、内部監査部門の長である業務監査部長に監査役会への出席を求め、監査の方針・計画・結果などについて情報交換を行うとともに、安全・環境・品質の各分野での監査を担当している部門からの情報提供を受けています。

各監査役は、独立した立場から取締役及び会計監査人の職務の執行状況を確認する一方で、監査役会において常勤監査役の個別の監査活動結果も含めて情報を共有し、実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。

ロ．監査役会の活動状況

監査役会は、取締役会開催前後に月次で開催される他、必要に応じて随時開催されます。当事業年度は合計14回開催し、1回あたりの所要時間は約1.25時間でした。監査役の出席率は以下の通りです。

役職名	氏名	出席状況（出席率）
常勤監査役	佐治 信光	14回 / 14回 （100%）
常勤監査役	島崎 毅（注）2	14回 / 14回 （100%）
監査役	坂口 正芳	14回 / 14回 （100%）
監査役	木村 高志	10回 / 10回 （100%）（注）3

（注）1．「 」は、議長を示しております。

- 2．島崎毅氏は2023年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任しております。
- 3．監査役 木村高志氏の監査役会への出席状況は2022年6月27日の就任以降に開催された監査役会を対象としております。

年間を通じたような決議、報告がなされました。

決議 16件：監査役監査方針・監査計画、監査役監査基準の改定、監査役会規則の改定、監査役選任議案への同意、監査役会の監査報告、会計監査人の報酬等に関する同意、株主総会に提出される議案及び書類の確認、会計監査人の所属する監査法人及びそのネットワーク・ファームが提供する非保証業務の事前了解プロセスの同意等

報告 33件：常勤監査役の監査活動報告、会計監査人監査計画、会計監査人による会計監査報告、業務監査部の内部監査結果報告、米国子会社会計監査人変更に関する報告等

ハ．監査役の主な活動

当事業年度は、N G Kグループビジョンに関し、E S Gに係る取組みの浸透状況、新規事業の立ち上げ、事業再編等の進捗状況、各事業に係るリスク認識と経営判断プロセスの合理性、また、危機管理対応体制と今後の変化への備えの確認を重点監査項目として取り組みました。

監査役は、取締役会に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、必要により意見表明を行っています。また、監査役・社外取締役ヒアリングにおいて各本部長及び本社部門所管取締役から予算の内容、事業の状況、リスク管理の状況、法令遵守体制などをヒアリングし、意見を交換し、社外取締役との連携を図っています。当事業年度において、監査役・社外取締役ヒアリングは14回行われました。その他、必要に応じ、取締役や執行役員、各部門担当者、子会社の取締役等から事業の状況、リスク管理の状況、法令遵守体制などをヒアリングし、意見を交換しています。さらに、社外監査役は、経営倫理委員会に出席し、当社の役員等の不正・法令違反の防止、競争法・海外腐敗行為防止法への対応、ホットラインの運営に関する報告、審議に参加しているほか、社外監査役の坂口正芳氏は指名・報酬諮問

委員会にオブザーバーとして出席し、取締役及び監査役の人事に関する事項や取締役及び執行役員の報酬等に関する事項等、役員の人事及び報酬等に関する審議が適切に行われていることを確認しています。

上記のほか常勤監査役は、経営会議、ESG統括委員会、コンプライアンス委員会、内部統制委員会等の社内の重要な会議及び委員会に出席し、業務執行の判断プロセスや管理状況等を確認しました。また、各代表取締役との面談を半期毎に開催し、監査結果の共有や意見交換を行ったほか、企業集団の監査として、海外子会社の中から重要性及びリスク・アプローチに基づき対象を選定し、海外子会社8社の往査を実施、国内子会社のうち大会社の監査役との会議を年2回実施したほか、国内子会社2社の往査を行い、その他の国内及び中国・韓国の子会社の監査役・監事、または監査担当者が参加する監査報告会を年2回実施しました。

さらには、重要な決裁書類等の閲覧、業務監査部による内部監査の結果の確認、安全・環境・品質の各分野での監査を担当している部門からの情報入手、財務報告に係る内部統制監査について会計監査人による監査の講評の聴取、財産状況の調査として会計監査人等による棚卸資産の実地棚卸立会い同行等を行いました。これらの常勤監査役の監査活動の内容は、監査役会等を通じて社外監査役とも適時に共有しております。

二．監査役と会計監査人の連携

監査役は、相互の監査の実効性を高め監査品質の向上を図るため、会計監査人との連携を強化し、必要に応じて随時の協議を行っております。当事業年度の会計監査人の連携内容は次の通りです。

連携内容	概要	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
監査計画	監査計画及び監査報酬案の説明												
四半期レビュー報告	四半期レビュー結果報告、期中監査手続の経過報告												
監査報告	重要な発見事項、会社法・金融商品取引法監査の結果												
内部統制監査報告	監査結果の説明												
情報・意見交換	KAM、諸規制や法令の施行・改定、内部統制監査講評立会い等												

内部監査の状況

内部監査部門としては、業務監査部（16名）を設けており、業務監査部長は内部統制委員会の委員となっております。業務監査部は、取締役会決議により承認された監査計画に沿って当社及び国内外グループ各社の業務執行状況を監査し、社長及び取締役会並びに監査役会に対し監査結果を報告しております。

内部監査については、監査役監査及び会計監査と独立して実施しておりますが、監査の実効性、効率性をあげるため、業務監査部は、監査役（会）及び会計監査人と、監査の方針・計画・結果などについて定期的に情報交換を行っていることに加え、随時、個別の監査結果についてとりまとめ、社長及び常勤監査役に報告しております。

また、品質・環境・安全衛生の各分野の監査については専門的な知見を要することから、各分野に係る委員会の事務局である専門部署がグループ内の監査を実施しており、これらの監査結果については各委員会において報告され、委員会の概要は取締役会において報告されております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

ロ．継続監査期間

1969年3月期以降

業務執行社員のローテーションは適切に実施されており、連続して7会計期間を超えて監査業務に関与しておりません。筆頭業務執行社員については、連続して5会計期間を超えて監査業務に関与しておりません。業務執行社員については、7会計期間の関与の後、再度同じ会計監査業務に関与する場合には2会計期間のインターバルを設けることとしています。また、筆頭業務執行社員については5会計期間の関与の後に、5会計期間のインターバルを設けることとしています。

ハ．業務を執行した公認会計士

水上 圭祐
水越 徹

二．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士20名、その他40名であります。

ホ．監査法人の選定方針と理由

当社監査役会は、監査法人の選定方針として、会社計算規則が定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」の体制等を整備していること、職業的専門家として独立の立場を保持し適切な監査を実施すること、会社法の会計監査人の解任事由が存しないこと、等の基準に照らして選定の可否を判断することとしており、これらを確認した結果、現会計監査人の有限責任監査法人トーマツを選定しております。

ヘ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、上述監査法人の選定方針に掲げた基準の適否に加え、日頃の監査活動等を通じ、経営者・監査役・財務部門・内部監査部門等とのコミュニケーション、グループ全体の監査、不正リスクへの対応等が適切に行われているかという観点で評価した結果、有限責任監査法人トーマツは監査法人として適格であると判断しております。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬の内容

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	68	33	69	32
連結子会社	35	1	35	-
計	104	34	105	32

当社及び連結子会社における非監査業務の内容は以下の通りであります。

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、個人情報保護関連法規制対応に関するアドバイザー業務等であります。

また、連結子会社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、収益認識基準の適用に関する助言に係る業務等であります。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、個人情報保護関連法規制対応に関するアドバイザー業務等であります。

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワーク(デロイトトーマツグループ)に対する報酬(イ.を除く)

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	11	157	13	84
連結子会社	40	149	51	138
計	52	307	64	222

当社及び連結子会社における非監査業務の内容は以下の通りであります。

(前連結会計年度)

当社及び連結子会社における非監査業務の内容は、税務に関する助言に係る業務等であります。

(当連結会計年度)

当社及び連結子会社における非監査業務の内容は、税務に関する助言に係る業務等であります。

ハ．その他重要な報酬の内容

一部の在外連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属さないIKPMG LLP等に対して、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

ニ．監査報酬の決定方針

当社の監査報酬については、監査公認会計士等の監査内容、監査日数等を勘案し、監査公認会計士等と十分に協議した上で決定しております。

ホ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、会計監査人から監査項目の内容と予定監査時間等の算定根拠について説明を受け、また、監査報酬の推移と増減理由も確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2022年4月28日開催の当社取締役会において、「取締役等の報酬等の内容の決定に関する方針」を、同年6月27日開催の第156期定時株主総会において第6号議案「取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、改定することを決議いたしました。その内容の概要は以下の通りです。

イ. 基本的な考え方

当社の役員報酬については、NGKグループ理念の実践、NGKグループビジョンの実現を通じ、グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に資することを目的としてその制度を定める。報酬等の水準や構成等は上記の目的に照らして適切であるか適宜見直しを行い、また、報酬ガバナンスの透明性と公正性を確保すべく努める。

ロ. 報酬等の水準

報酬等の水準の決定に際しては、社会経済情勢や当社が置かれた経営環境に拠り、信頼できる外部調査機関の役員報酬に関する集計データを参照し、また、必要に応じて類似規模の企業群や国内外の人材市場における報酬水準等を勘案する。

ハ. 報酬等の構成

(イ) 取締役（社外取締役を除く）及び執行役員

業績向上のための健全なリスクテイクを促し役員の意欲を高めること、株主との価値共有を進めること、将来の企業価値向上に対する意識付けを行うこと、これらの観点から報酬等の構成を以下の通りとする。また、現金報酬部分についてその職に応じた代表取締役手当、取締役手当を設定する。

- ・現金報酬：年額固定の基本報酬
- ・現金報酬：単年度の業績に応じて変動する業績連動賞与
- ・株式関連報酬：株価を通じて中長期的な企業価値向上に連動する譲渡制限付株式

（ただし、譲渡制限付株式の付与について、一時的ではない海外居住者である執行役員に対しては別の取扱いをすることがある）

(ロ) 社外取締役及び監査役

それぞれ、経営の監督機能、経営の監査業務を担うことから、経営からの独立性を重視する観点に立ち、年額固定の基本報酬のみを支給して業績連動賞与及び譲渡制限付株式は支給しない。

監査役の個人別の報酬等は監査役の協議により決定する。

二. 報酬等の内容

(イ) 基本報酬の算定方法の決定方針

報酬全体的水準並びに後記(ロ)及び(ハ)の変動報酬部分の割合を決定した上で、適切な年額固定の基本報酬額を設定する。その額は役職位に応じて決定する。

(ロ) 業績連動賞与に関わる業績指標の内容及び算定方法の決定方針

連結の売上高、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益（以下、純利益という。）、資本効率等の指標、並びに当社の中期的な重要経営課題として掲げる事項を指標とし、当該年度の業績の実績と外部公表を行った業績目標及び前年度業績との比較、また、中期的経営課題の当該年度の達成度の評価等により業績連動賞与の支給額を算定する。

その算定の考え方は、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員の役職位ごとに基準となる賞与額を定め（以下、基準額という。）、基準額に対して一定の幅で変動するターゲット方式とする。

(ハ) 譲渡制限付株式の内容及び算定方法の決定方針

取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対して、株価への感度をより引き上げること、株価変動によるメリットとリスクの株主との一層の共有、中長期的な企業価値向上への意欲を高めること等を目的として、譲渡制限付株式を付与する。譲渡制限付株式は、予めこれを付与した上で原則として在任中は保有を義務付け、譲渡制限は当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位から退任した時をもって解除する。ただし、正式な事由以外の事由により退任した場合には、譲渡制限を解除する株式数及び時期を必要に応じて合理的に調整し、当社は、譲渡制限の解除の直後の時点において譲渡制限が解除されていない譲渡制限付株式を当然に無償で取得する。株価の変動がその価値に直結することから、譲渡制限付株式は付与金額を固定するのではなく、その付与数を役職位に応じて固定的に設定する。

(二) 基本報酬、業績連動賞与及び譲渡制限付株式が占める割合の決定方針

当社の事業が産業や生活の社会的基盤に資する製品を多く取り扱っている素材型産業であること、また新製品や新事業の創出に際して材料技術や生産技術など自社が独自に開発した技術を重視し、その開発と新製品の上市及び収益への貢献には比較的長期間を要していることから、中長期の業績の安定と向上を重視する観点に立ち、業績連動賞与の額と譲渡制限付株式の金額換算を合計した変動報酬部分が、報酬等の合計額の適切な割合を占めるよう設定する。

なお、当事業年度における取締役の報酬等の構成比率は下記の通りです。

支給対象者	基本報酬	業績連動賞与	株式関連報酬(注)
代表取締役	54%	32%	14%
取締役(社外取締役を除く)	62%	24%	14%
社外取締役	100%	-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬と株式報酬型ストックオプションを含みます。

(ホ) 報酬等を支給または付与する時期

年額固定の基本報酬は、その12分の1を毎月末に支払う。

業績連動賞与は、当期の業績確定後にこれを反映した額を毎年6月末に支払う。譲渡制限付株式は、取締役(社外取締役を除く)及び執行役員の選任後原則1ヶ月の内に取締役会で行われる決議に基づき各対象者に支給される金銭報酬債権の全部について、当該取締役会決議後原則1ヶ月の内に定められた払込期日において現物出資財産として払い込みを受け、これに対し当社普通株式の付与を行う。

ホ. 報酬ガバナンス

(イ) 役員の報酬等に関わる指名・報酬諮問委員会の権能

独立社外取締役を過半数として設置した指名・報酬諮問委員会は、取締役、執行役員及び監査役の報酬等に関わる以下の項目について取締役会からの諮問を受け、これを審議し、決議した内容を取締役会に答申する。

- ・報酬等の決定に関する方針と手続
- ・取締役及び監査役全体の報酬等の総額の上限
- ・取締役及び執行役員の各個人の役職位に応じた基本報酬額、業績連動賞与の基準額、及び譲渡制限付株式の付与数(譲渡制限付株式の付与のための報酬等として支給する金銭債権の水準)
- ・取締役の各個人の業績連動賞与の支給額

また、執行役員の各個人の業績連動賞与の支給額は、取締役会からの諮問を受け、指名・報酬諮問委員会が確認し、取締役会に報告する。

(ロ) 取締役会決議による決定

取締役会は、指名・報酬諮問委員会の答申を受け、これを十分に斟酌した上で、その決議により取締役及び執行役員の各個人の役職位に応じた基本報酬額、業績連動賞与の基準額、及び譲渡制限付株式の付与数(譲渡制限付株式の付与のための報酬等として支給する金銭債権の水準)並びに取締役の各個人の業績連動賞与の支給額を決定する。

当事業年度の第1四半期に係る各取締役及び執行役員の個人別の基本報酬額の決定は下記へ、の通り代表取締役の協議に一任しております。

へ. 取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容(当事業年度の第1四半期に係る取締役の各個人の役職位に応じた基本報酬額を除く)については、委員長を独立社外取締役が務め、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会において当該方針と報酬等の額の決定方法の整合性、報酬等の額を算出する方法の合理性をはじめとする事項について審議し、取締役会は同委員会の審議及び答申の内容を確認した上で決定を行っていることから、当該方針に沿うものであると判断しております。

また、当事業年度の第1四半期に係る取締役の各個人の役職位に応じた基本報酬額の決定については多様な事業を展開する当社グループにおいて、俯瞰的な観点より適切な評価及び判断を行うことができるとの考えから、その業務執行を統括している代表取締役の協議に一任することを2021年6月28日開催の取締役会において決議いたしました。代表取締役の協議により決定される取締役の各個人の役職位に応じた基本報酬額については、これが当該方針に沿うものであることを指名・報酬諮問委員会が確認し、取締役会に報告することとしていることから、取締役会として適切であると判断しております。委任を受けた者の氏名、並びに当社における地位及び担当は以下の通りです。なお、当事業年度の第2四半期以降については取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項はございません。

代表取締役会長 大島卓
代表取締役社長 小林茂
代表取締役副社長 蟹江浩嗣、丹羽智明

当事業年度における指名・報酬諮問委員会の構成員の氏名等は以下の通りです。また、審議プロセスの適正性確認のため、社外監査役1名がオブザーバーとして出席しております。

委員長 社外取締役 蒲野宏之
委員 社外取締役 浜田恵美子、古川一夫
代表取締役 大島卓、小林茂
オブザーバー 社外監査役 坂口正芳

社外取締役の3名及び社外監査役1名は当社の独立役員であります。

役員の報酬等に関する株主総会の決議及びその内容について

支給対象者	決議年月日と決議の内容	決議時の支給対象者の員数	(参考)報酬の種類
取締役	2007年6月28日 報酬等の額：年額8億円以内	14名 (うち社外取締役2名)	基本報酬・ 業績連動賞与(社外 取締役除く)
	2017年6月29日 上記のうち社外取締役に対する報酬枠 として年額3,000万円以内から年額 6,000万円以内に改定	13名 (うち社外取締役3名)	
取締役 (社外取締役 を除く)	2022年6月27日 譲渡制限付株式の付与のための報酬等 として支給する金銭債権の総額：年額 2億円以内	6名	譲渡制限付株式報酬
監査役	2023年6月26日 報酬等の額：年額1億5,000万円以内	4名	基本報酬

(注) 当社は、2021年6月28日開催の定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)に対する株式報酬型ストックオプションに係る報酬等の額を年額2億円以内と決議をいただいておりますが(決議時の取締役(社外取締役を除く)の員数は6名)、2022年6月27日開催の定時株主総会において、既に付与済みのものを除き、株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、これに代えて譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議いただいております。

業績連動報酬等に関する事項

イ. 業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び理由

当社は、業績連動報酬等として業績連動賞与を取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に支給しており、その算定に用いる指標は以下の通りです。

短期的な指標としては、業績達成目標と毎年度の成長を重視しつつ、資本効率の観点を加味し、以下の連結業績数値を採用しております。

- (イ) 当事業年度の連結業績実績のうち、売上高、営業利益、純利益、
投下資本利益率(期首(又は期中)に設定した目標と実績)
- (ロ) 前事業年度の連結業績実績のうち、売上高、営業利益、純利益
NGK版ROIC(営業利益、売掛債権、棚卸資産、固定資産を基に計算)

また、中期的な成長を重視し、NGKグループビジョンの達成及びESG重視の観点より、以下の重要課題について、各年度の目標に対する達成度を指標といたします。

- (イ) NGKグループビジョンに掲げた中長期業績目標のうち営業利益
- (ロ) 新製品・新事業の創出 - Keep Up 30
- (ハ) CO₂排出量削減の取組み

ロ. 業績連動報酬等の額の算定方法

業績連動賞与については、以下の方法に則って個人別の支払額を決定しております。

- (イ) 役職位ごとに算定の基準となる基準賞与額を設定する。
- (ロ) 基準賞与額を各業績指標に配分する。配分は短期視点より中長期視点の項目の比率を高め、代表取締役以外の取締役、及び執行役員については個人業績に対する代表取締役の査定を配分項目に加える。
- (ハ) 配分された各項目について 100%から+100%の範囲で評価し、各項目の評価額を算出する。
- (ニ) これらの額を合計して業績連動賞与の額を算出する。

これらにより、業績連動賞与の実際の支払い額は基準賞与額に対して 100%から+100%の範囲で変動いたします。

業績連動賞与の項目別の配分割合と業績評価指数（除く個人評価）

項目	配分割合	評価係数変動割合	業績評価指数
短期的 指標	40%	100% ~ + 100%	連結業績（売上高・営業利益・純利益） ・ 前期実績値 ・ 当期実績値
		100% ~ + 100%	投下資本利益率 ・ 期首目標値 ・ 当期実績値
中長期的 指標	60%	100% ~ + 100%	中長期業績目標（営業利益） ・ 2025年目標に向けた経過年別目標値 ・ 当期実績値
		100% ~ + 100%	重要課題達成度（新製品・新事業の創出 - Keep Up 30、 C O ₂ 排出量削減の取組み等）

ハ. 業績連動報酬の額の算定に用いた業績指標に関する実績

当年度の業績連動賞与の算出に用いた主な指標の実績は以下の通りです。

- (イ) 前期連結業績数値：
売上高 5,104億円、営業利益 835億円、純利益 708億円
- (ロ) 期首目標値：
投下資本利益率 13.6%
- (ハ) 当期連結業績数値：
売上高 5,592億円、営業利益 667億円、純利益 550億円、投下資本利益率 10.1%
- (ニ) N G K グループビジョンに掲げた中長期業績目標のうち営業利益：
実績 667億円
- (ホ) 新製品・新事業の創出 - Keep Up 30：
新製品（当社定義による）売上高比率は未達成
- (ヘ) C O₂ 排出量削減の取組み：
C O₂ 削減効果：C O₂ 排出量原単位 の削減（省エネ）等により、
2022年度C O₂ 排出量（連結）目標60万トン達成
C O₂ 排出量単位：C O₂ 排出量 ÷ 単位生産量

非金銭報酬等について

イ. 非金銭報酬等の内容

取締役（社外取締役を除く）及び執行役員（一時的でない海外居住者である執行役員を除く）に対して、株価への感度をより引き上げること、株価変動によるメリットとリスクの株主との一層の共有、中長期的な企業価値向上への意欲を高めること等を目的として譲渡制限付株式報酬を付与いたします。株価の変動がその価値に直結することから、譲渡制限付株式は付与額を固定するのではなく、その付与数を役職位に応じて固定的に設定しております。

なお、当社は、2022年4月28日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、2022年6月27日開催の第156期定時株主総会において、既に付与済みのものを除き株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、これに代えて譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議いたしました。当事業年度に付与した譲渡制限付株式報酬の概要は以下の通りです。

譲渡制限付株式報酬の概要	
発行する株式の種類及び数	当社普通株式 118,000株
発行価額	1株につき1,801円
発行総額	212,518,000円
割当対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く） 6名 43,000株 当社の取締役を兼務しない執行役員 21名 75,000株 （一時的でない海外居住者である執行役員を除く）

（注）譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という）に定める譲渡制限期間について
割当対象者は、本割当契約により割当を受けた日より当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの期間、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

ロ. クローバック条項

当社は、譲渡制限付株式の割当対象者が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、累積した本割当株式の全部を無償で取得する条項を定めております。

ハ. 取締役及び執行役員の株式保有ガイドライン

取締役及び執行役員と株主との価値共有意識を醸成し、NGKグループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に資することを目的に、自社株式等の保有ガイドラインを定め、原則として就任から3年以内に以下の価値に相当する自社株式等の保有に努めることとしております。

権利行使開始日到達前の株式報酬型ストックオプションを含んでおります。

対象者	
取締役（会長、社長）	基本報酬（年額）の150%以上
取締役(注)1、及び執行役員(注)2	基本報酬（年額）の100%以上

（注）1. 会長、社長、社外取締役を除きます。
2. 一時的でない海外居住者である執行役員を除きます。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬	譲渡制限付 株式報酬	株式報酬型 ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	539	301	161	58	18	7
社外取締役	42	42	-	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く)	69	69	-	-	-	2
社外監査役	28	28	-	-	-	3

- (注) 1. 上記取締役(社外取締役を除く)の報酬等の総額及び報酬等の種類別の総額並びに対象となる役員の員数には、2022年6月27日に退任した取締役1名及び同人に対する報酬等の額を含んでおります。
2. 上記社外監査役の報酬等の総額及び報酬等の種類別の総額並びに対象となる役員の員数には、2022年6月27日に退任した社外監査役1名及び同人に対する報酬等の額を含んでおります。
3. 株式報酬型ストックオプションに関しては、2022年6月27日開催の第156期定時株主総会において決議いただいた譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴い既に付与済みのものを除き制度を廃止しており、当事業年度において新たな付与を行っておりませんが、過年度の付与分につき当事業年度に費用計上した報酬等の額を記載しております。

役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額(百万円)				報酬等の総額 (百万円)
			固定報酬	業績連動 報酬	譲渡制限付 株式報酬	株式報酬型 ストック オプション	
大島 卓	取締役	提出会社	67	40	13	4	125

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額(百万円)				報酬等の総額 (百万円)
			固定報酬	業績連動 報酬	譲渡制限付 株式報酬	株式報酬型 ストック オプション	
小林 茂	取締役	提出会社	67	40	13	4	125

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

「純投資目的」とは、株式価値の変動によって利益を得ることを目的とする場合を言い、それ以外の目的で保有する株式を「純投資目的以外」と区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、当社グループの長期的な事業発展に資する上場株式については取引関係の維持強化を主な目的として、また、共通の創業者により設立された森村グループ各社の株式についてはグループのブランドが理念や歴史を通じて当社価値の一部を構成していることから互いに経営品質を高めるべく、政策保有しております。これらは全て保有資産のポートフォリオの一部として、事業計画で必要と考える流動性を補完するものと位置付けています。保有規模につきましては資産効率の観点から常に縮減を意識しつつ、事業動向全体やリスクの変化、金融情勢、個別相手先との取引関係などにより変動する可能性があります。また、銘柄については、取引関係からの保有意義に加えて、格付等の安全性、配当利回り等の効率性を把握し、継続保有の適否を取締役会において資本政策と共に定期的に確認しております。一方、当社の資本コストとの対比につきましては、株式のみでの評価は行っており、リスク及び期待リターンが異なる事業ごとに投下資本利益率（以下、「NGK版ROI」という。）管理を行っており、政策保有株式は事業ごとの貸借対照表に含めて評価しております。検証の結果、当事業年度は特定投資株式2銘柄1,180百万円を売却いたしました。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	39	2,168
非上場株式以外の株式	38	37,852

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得価 額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	2	99	当社の新製品・新規事業の創出に資する企業に新たに出資を行ったため。
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却価 額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	2	1,180

八．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的	当社の株式の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
TOTO(株)	2,278,433	2,278,433	共通の創業者により設立され、森村グループのブランドが理念や歴史を通じて当社価値の一部を構成していることから互いに経営品質を高めるべく相互保有している。	有
	10,070	11,255		
東海旅客鉄道(株)	300,000	300,000	エネルギー&インダストリー事業における取引先であり、同社との取引関係強化のため保有している。	無
	4,743	4,789		
セイコーエプソン(株)	2,300,000	2,300,000	デジタルソサエティ事業における取引先であり、同社との取引関係強化のため相互保有している。	有
	4,326	4,234		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	4,403,000	4,403,000	資金借入等の銀行取引を行っており、同社との取引関係強化のため保有している。	無(注4)
	3,733	3,347		
日本特殊陶業(株)	1,249,000	1,249,000	共通の創業者により設立され、森村グループのブランドが理念や歴史を通じて当社価値の一部を構成していることから互いに経営品質を高めるべく相互保有している。	有
	3,417	2,469		
東京海上ホールディングス(株)(注5)	1,140,000	380,000	保険取引を行っており、同社との取引関係強化のため保有している。	無(注6)
	2,903	2,708		
(株)あいちフィナンシャルグループ(注7)	806,859	-	資金借入等の銀行取引を行っており、同社との取引関係強化のため保有している。	無(注8)
	1,735	-		
名港海運(株)	1,037,000	1,037,000	製品輸送における取引先であり、同社との取引関係強化のため相互保有している。	有
	1,227	1,192		
(株)ノリタケカンパニーリミテド	209,600	209,600	共通の創業者により設立され、森村グループのブランドが理念や歴史を通じて当社価値の一部を構成していることから互いに経営品質を高めるべく相互保有している。	有
	962	934		
岡谷鋼機(株)	75,100	75,100	主にデジタルソサエティ事業における取引先であり、同社との取引関係強化のため相互保有している。	有
	778	731		
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	88,400	88,400	保険取引を行っており、同社との取引関係強化のため保有している。	無(注9)
	362	351		
日本トランスシティ(株)	535,000	535,000	製品輸送に関わる関係強化のため相互保有している。	有
	326	323		
双信電機(株)	786,000	786,000	主にデジタルソサエティ事業における取引先であり、同社との取引関係強化のため保有している。	無
	309	470		
(株)ダイヘン	59,800	59,800	エネルギー&インダストリー事業における取引先であり、同社との取引関係強化のため相互保有している。	有
	265	252		
(株)大林組	253,412	633,412	工場建設等の取引先であり、同社との取引関係強化のため相互保有している。	有
	256	570		
愛知電機(株)	64,600	64,600	エネルギー&インダストリー事業における取引先であり、同社との取引関係強化のため相互保有している。	有
	233	176		
(株)商船三井(注10)	69,600	23,200	製品輸送における取引先であり、同社との取引関係強化のため相互保有している。	有
	230	238		
(株)大垣共立銀行	120,200	120,200	資金借入等の銀行取引を行っており、同社との取引関係強化のため相互保有している。	有
	214	228		
(株)明電舎	95,400	95,400	エネルギー&インダストリー事業における取引先であり、同社との取引関係強化のため相互保有している。	有
	183	242		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
中部電力(株)	128,227	128,227	主にエネルギー&インダストリー事業における取引先であり、同社との取引関係強化のため保有している。	無
	179	161		
九州電力(株)	214,251	214,251	エネルギー&インダストリー事業における取引先であり、同社との取引関係強化のため保有している。	無
	162	175		
関西電力(株)	125,496	125,496	エネルギー&インダストリー事業における取引先であり、同社との取引関係強化のため保有している。	無
	162	144		
(株)名古屋銀行	47,800	47,800	資金借入等の銀行取引を行っており、同社との取引関係強化のため相互保有している。	有
	150	138		
東京電力ホールディングス(株)	272,490	272,490	エネルギー&インダストリー事業における取引先であり、同社との取引関係強化のため保有している。	無
	128	109		
近鉄グループホールディングス(株)	24,505	24,505	エネルギー&インダストリー事業における取引先であり、同社との取引関係強化のため保有している。	無
	104	85		
(株)放電精密加工研究所	180,000	180,000	主にエンパイロメント事業における取引先であり、同社との取引関係強化のため相互保有している。	有
	103	138		
東亜合成(株)	77,500	77,500	主にエンパイロメント事業における取引先であり、同社との取引関係強化のため相互保有している。	有
	95	83		
四国電力(株)	125,267	125,267	エネルギー&インダストリー事業における取引先であり、同社との取引関係強化のため保有している。	無
	94	98		
北陸電力(株)	135,987	135,987	主にエネルギー&インダストリー事業における取引先であり、同社との取引関係強化のため保有している。	無
	80	72		
北海道電力(株)	134,115	134,115	エネルギー&インダストリー事業における取引先であり、同社との取引関係強化のため保有している。	無
	65	64		
中国電力(株)	96,562	96,562	エネルギー&インダストリー事業における取引先であり、同社との取引関係強化のため保有している。	無
	64	81		
西日本旅客鉄道(株)	8,000	8,000	エネルギー&インダストリー事業における取引先であり、同社との取引関係強化のため保有している。	無
	43	40		
東日本旅客鉄道(株)	5,000	5,000	エネルギー&インダストリー事業における取引先であり、同社との取引関係強化のため保有している。	無
	36	35		
東北電力(株)	51,628	51,628	エネルギー&インダストリー事業における取引先であり、同社との取引関係強化のため保有している。	無
	34	36		
住友商事(株)	10,300	10,300	主にエンパイロメント事業における取引先であり、同社との取引関係強化のため相互保有している。	有
	24	21		
(株)御園座	13,000	13,000	地域経済・社会への貢献のため保有している。	無
	23	25		
(株)四電工	9,200	9,200	エネルギー&インダストリー事業における取引先であり、同社との取引関係強化のため保有している。	無
	17	15		
中部日本放送(株)	1,815	1,815	地域経済・社会への貢献のため保有している。	無
	0	1		
(株)愛知銀行 (注7)	-	242,300	株式移転により減少。	有
	-	1,100		
住友電気工業(株)	-	508,200	当事業年度に売却。	無
	-	742		

- (注) 1. 「 - 」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。
2. 個別銘柄に関する定量的な保有効果については算出しておりません。当社の資本コストとの対比につきましては、株式のみでの評価は行っており、リスク及び期待リターンが異なる事業ごとにNGK版ROIC管理を行っており、政策保有株式は事業ごとの貸借対照表に含めて評価しております。
 3. 業務上の提携等を目的として保有している株式はありません。
 4. (株)三菱UFJフィナンシャル・グループは当社株式を保有しておりませんが、同子会社である(株)三菱UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行(株)などは当社株式を保有しております。
 5. 株式数の増加は、東京海上ホールディングス(株)が普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったことによるものです。
 6. 東京海上ホールディングス(株)は当社株式を保有しておりませんが、同子会社である東京海上日動火災保険(株)は当社株式を保有しております。
 7. (株)愛知銀行は、2022年10月3日付で、(株)中京銀行と共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる(株)あいちフィナンシャルグループを設立し経営統合しております。これに伴い、保有していた(株)愛知銀行の普通株式1株に対して(株)あいちフィナンシャルグループの普通株式3.33株を割当交付されております。
 8. (株)あいちフィナンシャルグループは当社株式を保有しておりませんが、同子会社である(株)愛知銀行は当社株式を保有しております。
 9. MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)は当社株式を保有しておりませんが、同子会社であるあいおいニッセイ同和損害保険(株)及び三井住友海上火災保険(株)は当社株式を保有しております。
 10. 株式数の増加は、(株)商船三井が普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったことによるものです。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また監査法人等の主催する研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	139,198	168,447
受取手形	2,575	2,941
売掛金	119,636	108,132
契約資産	9,573	9,044
有価証券	46,443	46,260
棚卸資産	¹ 188,336	¹ 214,423
その他	21,783	24,632
貸倒引当金	152	162
流動資産合計	527,394	573,718
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	122,617	126,436
機械装置及び運搬具（純額）	180,269	172,418
工具、器具及び備品（純額）	10,358	9,836
土地	28,924	30,360
建設仮勘定	30,947	25,393
その他（純額）	2,195	2,001
有形固定資産合計	² 375,312	² 366,446
無形固定資産		
ソフトウェア	6,008	6,225
その他	188	188
無形固定資産合計	6,196	6,414
投資その他の資産		
投資有価証券	³ 59,052	³ 58,223
繰延税金資産	5,890	7,522
退職給付に係る資産	6,692	12,887
その他	2,642	4,258
貸倒引当金	347	303
投資その他の資産合計	73,930	82,588
固定資産合計	455,438	455,449
資産合計	982,833	1,029,168

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	44,328	44,872
短期借入金	6,198	11,143
1年内返済予定の長期借入金	32,263	34,860
未払金	16,246	15,482
未払費用	20,969	22,245
未払法人税等	19,830	4,164
契約負債	1,828	6,079
N A S 電池安全対策引当金	972	763
その他	9,151	9,895
流動負債合計	151,790	149,507
固定負債		
社債	35,000	40,000
長期借入金	178,888	167,353
繰延税金負債	1,085	4,077
製品保証引当金	630	655
退職給付に係る負債	21,420	20,283
その他	4,423	4,843
固定負債合計	241,448	237,214
負債合計	393,238	386,721
純資産の部		
株主資本		
資本金	69,849	69,955
資本剰余金	70,199	70,305
利益剰余金	416,205	440,530
自己株式	10,944	10,294
株主資本合計	545,308	570,496
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	17,060	17,101
繰延ヘッジ損益	199	9
為替換算調整勘定	21,620	42,849
退職給付に係る調整累計額	642	5,009
その他の包括利益累計額合計	37,838	64,951
新株予約権	941	882
非支配株主持分	5,505	6,116
純資産合計	589,594	642,446
負債純資産合計	982,833	1,029,168

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)		当連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	
売上高		510,439		559,240
売上原価	1, 3	347,748	1, 3	405,463
売上総利益		162,691		153,776
販売費及び一般管理費	2, 3	79,163	2, 3	87,015
営業利益		83,527		66,761
営業外収益				
受取利息		398		786
受取配当金		1,042		1,336
持分法による投資利益		1,666		1,522
為替差益		1,453		694
法人税等還付加算金	4	1,196	4	550
その他		2,186		1,124
営業外収益合計		7,943		6,015
営業外費用				
支払利息		3,590		3,861
デリバティブ評価損		837		205
減価償却費		348		739
関係会社清算損		-		963
その他		445		1,119
営業外費用合計		5,222		6,889
経常利益		86,248		65,887
特別利益				
固定資産売却益	5	72	5	231
投資有価証券売却益		1,161		1,312
補助金収入		4,896		1,124
特別利益合計		6,130		2,669
特別損失				
固定資産処分損	6	399	6	550
減損損失	7	1,159	7	9,952
関係会社事業損失		-	8	532
特別損失合計		1,559		11,034
税金等調整前当期純利益		90,819		57,522
法人税、住民税及び事業税		25,551		15,254
法人税等還付税額	4	5,758	4	7,661
過年度法人税等		-	9	4,100
法人税等調整額		6		1,222
法人税等合計		19,787		2,270
当期純利益		71,032		55,251
非支配株主に帰属する当期純利益		180		202
親会社株主に帰属する当期純利益		70,851		55,048

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)
当期純利益	71,032	55,251
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,195	41
繰延ヘッジ損益	4	180
為替換算調整勘定	26,625	21,206
退職給付に係る調整額	2,966	5,680
持分法適用会社に対する持分相当額	261	391
その他の包括利益合計	1 27,652	1 27,501
包括利益	98,684	82,753
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	98,170	82,161
非支配株主に係る包括利益	514	591

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2021年4月1日至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	69,849	70,199	372,640	11,205	501,483
会計方針の変更による 累積的影響額			1,777		1,777
会計方針の変更を反映した 当期首残高	69,849	70,199	370,863	11,205	499,706
当期変動額					
剰余金の配当			15,679		15,679
親会社株主に帰属する 当期純利益			70,851		70,851
自己株式の取得				9,700	9,700
自己株式の処分		6		138	131
自己株式の消却		9,823		9,823	-
利益剰余金から 資本剰余金への振替		9,830	9,830		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	45,341	260	45,602
当期末残高	69,849	70,199	416,205	10,944	545,308

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	19,257	186	4,918	3,632	10,520	872	5,017	517,892
会計方針の変更による 累積的影響額								1,777
会計方針の変更を反映した 当期首残高	19,257	186	4,918	3,632	10,520	872	5,017	516,115
当期変動額								
剰余金の配当								15,679
親会社株主に帰属する 当期純利益								70,851
自己株式の取得								9,700
自己株式の処分								131
自己株式の消却								-
利益剰余金から 資本剰余金への振替								-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,197	13	26,539	2,989	27,318	69	488	27,875
当期変動額合計	2,197	13	26,539	2,989	27,318	69	488	73,478
当期末残高	17,060	199	21,620	642	37,838	941	5,505	589,594

当連結会計年度(自 2022年4月1日至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	69,849	70,199	416,205	10,944	545,308
当期変動額					
剰余金の配当			20,572		20,572
親会社株主に帰属する 当期純利益			55,048		55,048
自己株式の取得				9,635	9,635
自己株式の処分		4		63	59
自己株式の消却		10,222		10,222	-
利益剰余金から 資本剰余金への振替		10,226	10,226		-
譲渡制限付株式報酬	106	106			212
連結範囲の変動			74		74
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	106	106	24,324	650	25,187
当期末残高	69,955	70,305	440,530	10,294	570,496

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	17,060	199	21,620	642	37,838	941	5,505	589,594
当期変動額								
剰余金の配当								20,572
親会社株主に帰属する 当期純利益								55,048
自己株式の取得								9,635
自己株式の処分								59
自己株式の消却								-
利益剰余金から 資本剰余金への振替								-
譲渡制限付株式報酬								212
連結範囲の変動								74
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	40	190	21,229	5,652	27,112	59	610	27,664
当期変動額合計	40	190	21,229	5,652	27,112	59	610	52,852
当期末残高	17,101	9	42,849	5,009	64,951	882	6,116	642,446

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	90,819	57,522
減価償却費	49,270	53,729
減損損失	1,159	9,952
受取利息及び受取配当金	1,441	2,123
支払利息	3,590	3,861
持分法による投資損益(は益)	1,666	1,522
投資有価証券売却損益(は益)	1,161	1,312
売上債権の増減額(は増加)	1,651	15,452
契約資産の増減額(は増加)	3,737	934
棚卸資産の増減額(は増加)	27,900	19,613
その他の流動資産の増減額(は増加)	117	1,337
仕入債務の増減額(は減少)	330	497
その他の流動負債の増減額(は減少)	284	4,347
その他	2,091	258
小計	105,119	119,651
利息及び配当金の受取額	1,459	2,083
持分法適用会社からの配当金の受取額	424	424
利息の支払額	3,832	3,938
法人税等の支払額	12,920	31,378
法人税等の還付及び還付加算金の受取額	4,580	11,107
営業活動によるキャッシュ・フロー	94,831	97,949
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	54,699	69,638
有価証券の売却及び償還による収入	51,231	61,895
有形固定資産の取得による支出	35,226	40,257
有形固定資産の売却による収入	142	3,168
無形固定資産の取得による支出	2,202	2,896
投資有価証券の売却及び償還による収入	1,840	3,954
定期預金の純増減額(は増加)	6,810	7,319
その他	567	914
投資活動によるキャッシュ・フロー	46,291	52,006
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	12,016	4,523
長期借入れによる収入	5,000	20,125
長期借入金の返済による支出	22,006	32,812
社債の発行による収入	10,000	5,000
自己株式の取得による支出	9,700	9,635
配当金の支払額	15,679	20,572
その他	859	1,197
財務活動によるキャッシュ・フロー	45,263	34,568
現金及び現金同等物に係る換算差額	5,547	2,560
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	8,823	13,935
現金及び現金同等物の期首残高	146,031	154,855
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	-	73
現金及び現金同等物の期末残高	1 154,855	1 168,863

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数... 47社

主要な連結子会社名

NGK CERAMICS EUROPE S.A.、NGK CERAMICS USA, INC.、
NGK(蘇州)環保陶瓷有限公司、NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O.O.、
NGK CERAMICS MEXICO, S. DE R. L. DE C.V.、
NGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD.、
エヌジーケー・セラミックデバイス㈱、NGKエレクトロデバイス㈱

なお、前連結会計年度において非連結子会社であった恵那電力㈱は、重要性の観点から、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

あばしり電力㈱については、新規設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

(2) 主要な非連結子会社名

エヌジーケー・ライフ㈱、エヌジーケーゆうサービス㈱、
エヌジーケー・ロジスティクス㈱

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用非連結子会社... 1社

エヌジーケー・ライフ㈱

(2) 持分法適用関連会社... 1社

メタウォーター㈱

(3) 主要な持分法非適用の非連結子会社及び関連会社の名称等

エヌジーケーゆうサービス㈱、エヌジーケー・ロジスティクス㈱

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等の連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず、原価法により評価しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、一部の在外子会社については決算日が連結決算日（3月31日）と異なります。うち中国とメキシコ等にある子会社8社については3月31日の仮決算に基づく決算数値を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

a 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

b その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ただし、未成工事支出金は個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産：定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械装置及び運搬具 3年～12年

無形固定資産：定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当連結会計年度末に有する売掛金、貸付金、その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

N A S 電池安全対策引当金

当社は、2011年9月に当社製造N A S[®]電池において火災が発生したことを受け、N A S 電池事業の推進に向けた安全対策等の徹底を図るため、今後発生が見込まれる費用を見積もり、計上しております。

製品保証引当金

当社及び一部の連結子会社は、販売した製品の無償修理費用等の支出に備えるため、当該費用の発生額を見積もり、計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債(年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産)に計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。また過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

なお、米国の一部連結子会社においては、年金以外の退職後給付費用についてもその総額を見積り従業員の役務提供期間等を基礎として配分しており、退職給付と類似の会計処理方法であることから退職給付に係る負債に含めて表示しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容

当社グループは独自のセラミック技術を応用し、社会の基盤を支え、環境保全に役立つ様々な製品を製造、販売しております。事業別の主な履行義務の内容は以下の通りであります。

(エンパイロメント事業)

自動車排ガス浄化用部品及びセンサーの製造・販売を行っております。

(デジタルソサエティ事業)

半導体製造装置用製品の製造・販売、電子工業用製品を主とした電子部品関連の製造・販売、ベリリウム銅製品及び金型製品を主とした金属関連の製品の製造・販売を行っております。

(エネルギー&インダストリー事業)

電力貯蔵用N A S[®]電池(ナトリウム/硫黄電池)を主としたエナジーストレージ関連の製品の製造・販売、サービスの提供、がいし・架線金具、送電・変電・配電用機器、がいし洗浄装置・防災装置を主としたがいし関連の製品の製造・販売、サービスの提供及び化学工業用耐蝕機器、液・ガス用膜分離装置、燃焼装置・耐火物、放射性廃棄物処理装置を主とした産業機器関連の製品の製造・販売、サービスの提供を行っております。

履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

当社グループは以下a、bの場合を除き、国内販売については主に製品が顧客に着荷した時点又は顧客の検収が完了した時点等、輸出販売については主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき顧客にリスクが移転したと判断される時点等で、提供した資産等に関する対価を収受する権利を当社グループが有し、法的所有権、物理的占有、重大なリスク等が顧客に移転することから、資産に対する支配が顧客に移転したものと判断し、収益を認識しております。

a 請負契約

主にエネルギー＆インダストリー事業で締結している請負契約については製品又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

b 役務提供が付随する製品販売

主にエネルギー＆インダストリー事業で行っている製品販売について、当該製品販売に関連する据付工事や試運転等の役務提供を別契約として締結した場合であっても、当該製品販売とそれに付随する役務提供契約は単一の履行義務として、役務提供完了時に資産等に対する支配が顧客に移転したものと判断し、収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を充たしている場合には一体処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利通貨スワップ	外貨建借入金、借入金利息
金利スワップ	借入金利息

ヘッジ方針

内部規程に基づき、外貨建借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスク、借入金に係る金利変動リスクについてヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

有効性評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係の全てに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下の通りであります。

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理並びに金利スワップの特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利スワップ	借入金利息

ハ. ヘッジ取引の種類

キャッシュ・フローを固定するもの

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(百万円)		
	前連結会計年度	当連結会計年度
減損損失	1,159	9,952

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

有形固定資産及び無形固定資産等について、資産又は資産グループに減損の兆候が存在する場合に減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについては、回収可能価額を見積もり、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。資産のグルーピングは主に内部管理上採用している事業により行っており、遊休資産については個々の資産を資産グループとしております。

回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額で算定しております。正味売却価額は外部専門家等が算定した評価額等から処分費用見込額等を控除した価額であります。

また使用価値は、経営者等によって承認された事業計画等を基礎として見積もった将来キャッシュ・フローを加重平均資本コストを基礎とした、税引前の割引率で現在価値に割り引いた価額であります。

なお、固定資産の市場価額の下落、株式市場や金利の変動、予測不能な経営環境の変化等により、固定資産の評価額や割引率等の資産又は資産グループの評価の前提条件に不利な影響が発生した場合は、追加の減損損失が発生する可能性があります。

当連結会計年度において、特に重要な固定資産の減損に係る判断は以下の通りです。

がいし事業に係る固定資産の減損

イ. 当社の知多事業所におけるがいし事業の固定資産に係る減損損失の計上

当社のがいし事業のうち、知多事業所で製造・販売するがいし製品は海外市場における競争激化や国内市場の縮小などの需要減少に対して合理化や価格改定などにより収支の改善を図ってまいりました。しかし、今後も需要減少が続くと予想される中、業績の改善が困難と判断したことから、当連結会計年度において、同事業所におけるがいし製品の製造・販売を終了することを決議しました。本決議に伴い、同事業所におけるがいし製品の製造・販売に係る資産グループについて、これらを切り離してもがいし事業における他の資産グループの使用にほとんど影響を与えないことから当該資産グループを個別の資産グループとし、当該資産グループに減損の兆候が生じていると判断いたしました。また、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がマイナスとなったことから、当該資産グループの固定資産の帳簿価額を備忘価額まで減額し、減損損失を2,616百万円計上しております。

ロ. 当社のがいし事業（イ.に係るものを除く）に係る固定資産の減損損失の認識の要否

当事業年度において、当社のがいし事業（イ.に係るものを除く）に係る資産グループから生じる損益は、当事業年度を含み継続してマイナスとなる見込みであることから、当該資産グループに減損の兆候があると判断しております。しかしながら、当該資産グループの固定資産の正味売却価額が帳簿価額を上回ることから減損損失の認識は不要であると判断しております。

連結貸借対照表に計上されているがいし事業における有形及び無形固定資産等の残高は4,733百万円（内、貸借対照表に計上されている有形及び無形固定資産等の残高は1,130百万円）であります。

パッケージ関連事業に係る固定資産の減損

当連結会計年度において、当社グループのパッケージ関連事業は中国におけるスマートフォン需要の低迷や原材料価格高騰などの影響を受けて営業活動から生ずる損益が赤字となり、経営環境の著しい悪化が見込まれることから減損の兆候があると判断しております。

減損損失の認識の判定においては、固定資産の正味売却価額及び将来計画等より予測されるパッケージ関連事業の資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フロー総額が当該事業の資産グループの固定資産の帳簿価額を上回ることから、減損損失の認識は不要であると判断しております。

なお、連結貸借対照表に計上されているパッケージ関連事業における有形及び無形固定資産等の残高は7,018百万円であります。

2. 退職給付

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
退職給付に係る資産	6,692	12,887
退職給付に係る負債	21,420	20,283

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

退職給付債務から年金資産の額を控除した価額を退職給付に係る負債又は退職給付に係る資産に計上しております。退職給付債務は退職率、死亡率、昇給率等の仮定に基づき算定した退職給付見込額を現在価値に割り引いて算定しております。年金資産は期末時点の公正な評価額となっております。

退職給付債務、年金資産及び退職給付費用の算定において利用している重要な仮定は割引率と期待運用収益率であります。割引率は主に長期の優良社債の実質利回りに基づき決定しており、期待運用収益率は保有している年金資産の構成、過去の運用実績、市場金利動向等の経営環境を加味して決定しております。

金利動向等の大幅な変動等、予期しない経営環境の変化により、数理計算上の前提に変動が生じた場合には、損益に影響を与える可能性があります。

3. 税効果

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	5,890	7,522
繰延税金負債	1,085	4,077

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産及び繰延税金負債は、資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額の一時差異、繰越欠損金等に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異及び繰越欠損金等が将来の税金負担額を軽減することができる範囲で計上し、繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異について計上しております。繰延税金資産及び繰延税金負債の算定は、決算日までに制定又は実質的に制定されている税法等に従い、一時差異が回収又は支払が行われると見込まれる期の税率に基づいて行っております。

繰延税金資産の回収可能性については、経営者等によって承認された事業計画、過去の課税所得の発生状況、タックス・プランニング等により評価を行っております。

繰延税金資産の回収可能性の評価の前提となる、経営環境の予期しない変化や税法の改正等により、繰延税金資産の回収可能額に変動が生じ、損益に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

1. 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

これにより、[注記事項](金融商品関係)において、当社グループが保有している投資信託について時価のレベルごとの内訳等に関する注記を行うことといたしました。

なお、[注記事項](金融商品関係)における金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前連結会計年度に係るものについては、記載しておりません。

2. 米国財務会計基準審議会会計基準編纂書(ASC)第842号「リース」の適用

米国会計基準を採用している米国の連結子会社において、ASC第842号「リース」を当連結会計年度から適用しております。

これにより、借手は原則として全てのリースを貸借対照表に資産及び負債として認識することが求められます。貸手の会計処理に重要な変更はありません。

当該会計基準の適用にあたっては、経過措置として認められている当該会計基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。なお、連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

当社及び国内連結子会社

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)

(1)概要

その他の包括利益に対して課税される場合の税金費用の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるものであります。

(2)適用予定日

2025年3月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「減価償却費」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

この結果、前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に表示していた794百万円は、「減価償却費」348百万円、「その他」445百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「有形固定資産の売却による収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとし、この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた424百万円は、「有形固定資産の売却による収入」142百万円、「その他」567百万円として組み替えております。

(追加情報)

(移転価格税制に基づく更正処分等に対して提起した取消訴訟について)

当社は、2011年3月期から2015年3月期までの事業年度におけるポーランド子会社と当社との取引に関し、2017年6月に名古屋国税局より移転価格税制に基づく更正処分等を受け、地方税を含めた追徴税額約85億円を納付しましたが、処分等の取消しを求め、2018年7月に名古屋国税不服審判所へ審査請求を行い、2019年7月に当該処分等を一部取り消す旨の裁決書を受領しました。しかしながら、この段階では法人税及び地方税額等約4億円の還付に止まったことから、当社としては全額が取り消されるべきと考え、2019年12月に東京地方裁判所に対して当該更正処分等の取消訴訟を提起しました。

その後、2022年10月に、名古屋国税局より、当該更正処分等を減額再更正する内容の法人税額等の更正通知書を受領しました。これに伴い、当連結会計年度において還付税金約77億円を法人税等還付税額に計上するとともに、これに係る還付加算金を営業外収益の法人税等還付加算金に計上しております。なお、当社は、当該減額再更正処分により納付済みの追徴税額の相当部分が還付されること等を総合的に考慮し、当該取消訴訟を取り下げました。

(連結貸借対照表関係)

1. 棚卸資産の内訳は次の通りであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
製品及び商品	83,308百万円	97,744百万円
未成工事支出金	682	1,004
仕掛品	22,337	22,462
原材料及び貯蔵品	82,008	93,210

2. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
	553,420百万円	607,321百万円

3. 非連結子会社及び関連会社に対するものは次の通りであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
投資有価証券(株式)	17,980百万円	16,741百万円

4. 保証債務等

(1)保証債務

連結会社以外の会社の銀行借入等に対する保証債務等は以下の通りであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
--	-------------------------	-------------------------

(保証債務)

関係会社の預り保証金	2,234百万円	2,164百万円
------------	----------	----------

(保証予約債務)

大阪パイオエナジー㈱の借入金	91百万円	73百万円
----------------	-------	-------

(2)偶発債務

(訴訟の提起)

当社は、名古屋地方裁判所において、2021年7月6日付(訴状送達日:2021年10月29日)で、インドネシア法人であるピーティール・パイトン・エナジー(以下「パイトン社」)並びにその保険会社及び再保険者(以下総称して「原告ら」)から、損害賠償金として1億5,139万2,337.48米ドル(168億2,877万2,234円)及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める訴訟の提起を受けました。その後、原告らの2022年1月11日付の訴え変更申立書により、請求額が41.36米ドル(4,796円)増額され、1億5,139万2,378.84米ドル(168億2,877万7,030円)及びこれに対する遅延損害金に変更されております。

本訴訟は、2018年1月、パイトン社が運営するインドネシア所在の火力発電所(以下「本発電所」)において発生した変圧器の火災事故に関連して、原告らが、当社の製造物責任及び不法行為責任を主張し、当社に対して損害賠償及び当該賠償金に対する遅延損害金の支払いを求めるものであります。

なお、当社は、当該変圧器の一部品であるブッシング(2010年製)の販売元であり、当該ブッシングは、販売先である機器メーカーによって当該変圧器に組み込まれ、その後、プラントエンジニアリングメーカーを通じ、本発電所へ納入されたものです。

当社は、上記の事故に関して、当社が原告らに対し責任を負うべき理由はないものと認識しておりますので、原告らからの請求に対しては、今後、本訴訟において、ブッシングの品質及び当社の事業の適切性が正しく認定されるよう、然るべき対応を行っていく所存であります。

本訴訟の結果によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。現時点でその影響を合理的に見積もることは困難であります。

なお、文中の損害賠償金の円貨は訴状に記載された金額であり、当社グループが連結財務諸表を作成するために使用している為替レートとは異なる為替レートにて換算された金額であります。

(連結損益計算書関係)

1. 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損（戻入額相殺後）が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
	303百万円	2,625百万円

2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
給与賃金・賞与金	21,543百万円	23,737百万円
販売運賃	13,305	12,970
研究開発費	10,458	12,511
退職給付費用	1,429	1,475

3. 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
	22,746百万円	25,290百万円

4. 法人税等還付加算金及び法人税等還付税額

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

2007年3月期から2010年3月期までの事業年度におけるポーランド子会社との取引に関し、2012年3月に名古屋国税局より移転価格税制に基づき受けた更正処分につき、2022年3月に東京高等裁判所にて、当社の請求を概ね認容した東京地方裁判所の第一審判決を是認する旨の判決が言い渡され、その後、控訴審判決が確定したことに伴い、還付税金5,758百万円を法人税等還付税額に計上するとともに、これに係る還付加算金1,196百万円を営業外収益に計上しております。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

2011年3月期から2015年3月期までの事業年度におけるポーランド子会社と当社との取引に関し、2017年6月に名古屋国税局より移転価格税制に基づき受けた更正処分等につき、2019年12月に東京地方裁判所に対して当該更正処分等の取消訴訟を提起してはありましたが、2022年10月に名古屋国税局より、当該更正処分等を減額再更正する内容の法人税額等の更正通知書を受領したことに伴い、過年度に納付済みの法人税及び地方税額等に係る還付税金7,661百万円を法人税等還付税額に計上するとともに、これに係る還付加算金550百万円を営業外収益の法人税等還付加算金に計上しております。

5. 固定資産売却益の内容

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

固定資産売却益の内容は、車両及び運搬具の売却益34百万円ほかであります。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

固定資産売却益の内容は、機械装置の売却益91百万円ほかであります。

6. 固定資産処分損の内容

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

固定資産処分損の内容は、機械装置の除売却損178百万円ほかであります。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

固定資産処分損の内容は、機械装置の除売却損268百万円ほかであります。

7. 減損損失

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社グループは、主に以下の資産グループについて、減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
セラミックス事業用資産	機械装置及び運搬具	中国	1,034

当社グループは、主に内部管理上採用している事業により資産のグルーピングを行っており、また遊休資産等については個々の資産を資産グループとしております。

収益性の低下した事業用資産や遊休資産について、帳簿価額を備忘価額等まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は建物及び構築物8百万円、機械装置及び運搬具1,075百万円、建設仮勘定37百万円、その他38百万円であります。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社グループは、主に以下の資産グループについて、減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
自動車排ガス浄化用部品 事業用資産	機械装置及び運搬具、建設仮勘定	中国	6,133
がいし事業用資産（注）	建物及び構築物、機械装置及び運搬具等	日本	2,616

（注）知多事業所で製造する製品の製造・販売終了の決定によるものであります。

当社グループは、主に内部管理上採用している事業により資産のグルーピングを行っており、また遊休資産等については個々の資産を資産グループとしております。

収益性の低下した事業用資産や遊休資産等について、帳簿価額を備忘価額等まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は建物及び構築物1,255百万円、機械装置及び運搬具3,769百万円、建設仮勘定4,234百万円、その他692百万円であります。

8. 関係会社事業損失

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

南アフリカにおける自動車排ガス浄化用部品の需要減少が見込まれる中、生産継続による黒字の確保が困難であると判断し、2023年3月に連結子会社であるNGK CERAMICS SOUTH AFRICA(PTY) LTD.における生産の終了を決定したことに伴う損失であります。

9. 過年度法人税等

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

ポーランド子会社と当社の取引に関し、2017年6月に移転価格税制に基づく更正処分等の通知を受領したため、2016年3月期から各連結会計年度についての見積税額を未払法人税等に計上しておりましたが、2016年3月期以降を対象とする税務調査が終了した結果、計上済みの見積金額を戻し入れております。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	2,154	1,177
組替調整額	1,127	1,075
税効果調整前	3,281	102
税効果額	1,085	60
その他有価証券評価差額金	2,195	41
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	5	21
組替調整額	-	152
税効果調整前	5	174
税効果額	0	6
繰延ヘッジ損益	4	180
為替換算調整勘定		
当期発生額	27,295	17,502
組替調整額	670	3,703
為替換算調整勘定	26,625	21,206
退職給付に係る調整額		
当期発生額	3,121	7,817
組替調整額	1,052	279
税効果調整前	4,173	8,097
税効果額	1,206	2,416
退職給付に係る調整額	2,966	5,680
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	261	391
その他の包括利益合計	27,652	27,501

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式(注)1	322,211	-	5,000	317,211
合計	322,211	-	5,000	317,211
自己株式				
普通株式(注)2,3	5,639	5,001	5,070	5,570
合計	5,639	5,001	5,070	5,570

- (注)1. 発行済株式の普通株式の減少株式数5,000千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少であります。
2. 自己株式の普通株式の増加株式数5,001千株は、取締役会決議に基づく取得による増加5,000千株、単元未満株式の買取請求による増加1千株によるものであります。
3. 自己株式の普通株式の減少株式数5,070千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少5,000千株、ストック・オプションの行使による減少70千株、単元未満株式の買増請求による減少0千株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権					941	
合計						941	

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	6,331	20.00	2021年3月31日	2021年6月29日
2021年10月29日 取締役会	普通株式	9,348	30.00	2021年9月30日	2021年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	10,284	利益剰余金	33.00	2022年3月31日	2022年6月28日

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式(注) 1, 2	317,211	118	5,500	311,829
合計	317,211	118	5,500	311,829
自己株式				
普通株式(注) 3, 4	5,570	5,501	5,533	5,539
合計	5,570	5,501	5,533	5,539

- (注) 1. 発行済株式の普通株式の増加株式数118千株は、譲渡制限付株式報酬としての新株の発行によるものであります。
2. 発行済株式の普通株式の減少株式数5,500千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却によるものであります。
3. 自己株式の普通株式の増加株式数5,501千株は、取締役会決議に基づく取得による増加5,500千株、単元未満株式の買取請求による増加1千株によるものであります。
4. 自己株式の普通株式の減少株式数5,533千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少5,500千株、ストック・オプションの行使による減少33千株、単元未満株式の買増請求による減少0千株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権					882	
合計						882	

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	10,284	33.00	2022年3月31日	2022年6月28日
2022年10月28日 取締役会	普通株式	10,288	33.00	2022年9月30日	2022年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,107	利益剰余金	33.00	2023年3月31日	2023年6月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
現金及び預金勘定	139,198百万円	168,447百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	7,143	14,483
有価証券勘定に含まれる譲渡性預金	22,800	14,900
現金及び現金同等物	154,855	168,863

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース取引開始日が2008年4月1日以後の所有権移転外ファイナンス・リース取引で開示対象となるものはありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金は金融機関からの借入や社債により調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは実需取引に基づいて発生する債権・債務を対象としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、客先の特性に合わせ各事業ごとにと信管理を行っております。また海外で事業を行うにあたり生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建の買掛金残高の範囲内にあるものを除き、一定部分は先物為替予約取引を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価額の変動リスクに晒されております。満期保有目的の債券は一定の格付以上の債券を対象としているため、信用リスクは僅少であります。当該リスクについて有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。また満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に設備資金に係る資金調達であり、償還日は最長で決算日後20年であります。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務等に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、外貨建の借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジ及び支払金利の軽減を目的とした金利通貨スワップ、借入金に係る支払金利の軽減を目的とした金利スワップであります。いずれの取引も、信用度の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。またデリバティブ取引の執行・管理については、約定時における決裁及び報告に関する内部規程があり、これに基づいて厳格に運営を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項(7) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等について、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等及び投資事業組合出資金は、次表には含めておりません（注）1をご参照ください。）。また、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

前連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(1)	時価(1)	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券(2)	102,483	106,316	3,833
(2) 社債	(35,000)	(34,266)	733
(3) 長期借入金(3)	(211,152)	(211,694)	541
(4) デリバティブ取引(4)	(1,014)	(1,014)	-

- (1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。
(2) 投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めております。
(3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。
(4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となるため、()で表示しております。

当連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(1)	時価(1)	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券(2)	101,148	100,663	485
(2) 社債	(40,000)	(37,798)	2,201
(3) 長期借入金(3)	(202,214)	(199,636)	2,578
(4) デリバティブ取引(4)	(385)	(385)	-

- (1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。
(2) 投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めております。
(3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。
(4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となるため、()で表示しております。

(注) 1. 市場価格のない株式等及び投資事業組合出資金の連結貸借対照表計上額は次の通りであり、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
市場価格のない株式等(1)	2,629	2,694
投資事業組合出資金(2)	383	641

- (1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
(2) 投資事業組合出資金は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、
活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債の活発な市場
における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、
レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	36,319	2,291	-	38,611
資産計	36,319	2,291	-	38,611
デリバティブ取引				
通貨関連	-	963	-	963
金利関連	-	51	-	51
負債計	-	1,014	-	1,014

当連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	35,975	2,676	-	38,652
その他	-	2,458	-	2,458
資産計	35,975	5,135	-	41,110
デリバティブ取引				
通貨関連	-	364	-	364
金利関連	-	21	-	21
負債計	-	385	-	385

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	9,999	-	9,999
その他有価証券				
株式	21,261	-	-	21,261
その他	-	33,800	-	33,800
資産計	21,261	43,799	-	65,061
社債	-	34,266	-	34,266
長期借入金	-	211,694	-	211,694
負債計	-	245,960	-	245,960

当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	17,902	-	17,902
その他有価証券				
株式	15,750	-	-	15,750
その他	-	25,900	-	25,900
資産計	15,750	43,802	-	59,552
社債	-	37,798	-	37,798
長期借入金	-	199,636	-	199,636
負債計	-	237,434	-	237,434

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券及び投資有価証券

株式は主として取引所の価格をもって時価としており、市場の活発性に基づき、主にレベル1の時価に分類しております。投資信託の時価は、公表されている基準価格等によっており、レベル2の時価に分類しております。社債の時価は取引金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。その他に含まれる譲渡性預金等の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負債

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

4. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2022年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	139,198	-	-	-
受取手形	2,575	-	-	-
売掛金	119,574	62	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1)国債・地方債等	-	-	-	-
(2)社債	10,000	-	-	-
(3)その他	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1)債券(社債)	-	-	-	-
(2)その他	33,800	-	-	-

当連結会計年度（2023年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	168,447	-	-	-
受取手形	2,941	-	-	-
売掛金	108,092	39	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1)国債・地方債等	-	-	-	-
(2)社債	17,900	-	-	-
(3)その他	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1)債券(社債)	-	-	-	-
(2)その他	25,900	-	-	-

5. 短期借入金、社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	6,198	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-	35,000
長期借入金	32,263	33,956	37,989	22,008	33,302	51,631

当連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	11,143	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	5,000	35,000
長期借入金	34,860	38,832	34,663	33,709	16,146	44,001

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2022年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	10,000	9,999	0
	(3)その他	-	-	-
	小計	10,000	9,999	0
合計		10,000	9,999	0

当連結会計年度(2023年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	3,401	3,403	2
	(3)その他	-	-	-
	小計	3,401	3,403	2
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	14,500	14,498	2
	(3)その他	-	-	-
	小計	14,500	14,498	2
合計		17,901	17,902	0

2. その他有価証券

前連結会計年度(2022年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1)株式	36,518	12,687	23,831
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	2,358	1,906	452
	小計	38,877	14,593	24,283
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1)株式	2,092	2,535	442
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	34,084	34,099	15
	小計	36,177	36,635	457
合計		75,054	51,228	23,825

当連結会計年度(2023年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1)株式	37,485	13,600	23,884
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,143	852	291
	小計	38,628	14,452	24,175
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1)株式	1,166	1,407	240
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	27,215	27,235	20
	小計	28,381	28,642	261
合計		67,010	43,095	23,914

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1)株式	1,223	1,156	-
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	231	8	23
合計	1,454	1,164	23

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1)株式	1,182	1,117	-
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	896	142	-
合計	2,079	1,260	-

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2022年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	15,329	-	763	763
	ユーロ	1,177	-	51	51
	買建				
	米ドル	118	-	3	3
	ユーロ	-	-	-	-
	円	1	-	0	0
	合計	16,627	-	817	817

当連結会計年度(2023年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	23,604	-	198	198
	ユーロ	4,247	-	69	69
	買建				
	米ドル	215	-	1	1
	ユーロ	1,003	-	10	10
	円	10	-	0	0
	通貨スワップ取引 (支払米ドル・受取パーツ)	4,356	4,356	105	105
	合計	33,438	4,356	364	364

(2) 金利関連

前連結会計年度(2022年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 (支払固定・受取固定)	5,000	5,000	22	22
合計		5,000	5,000	22	22

当連結会計年度(2023年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 (支払固定・受取固定)	5,000	5,000	19	19
合計		5,000	5,000	19	19

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2022年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ取引 (支払米ドル・受取パーツ)	借入金	4,185	4,185	146
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引 (支払円・受取米ドル)	借入金	6,500	6,500	(注) -
合計			10,685	10,685	146

(注) 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2023年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引 (支払円・受取米ドル)	借入金	1,500	1,500	(注) -
合計			1,500	1,500	-

(注) 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度(2022年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 (支払固定・受取変動)	借入金	8,585	8,099	28
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 (支払固定・受取変動)	借入金	15,000	15,000	(注) -
合計			23,585	23,099	28

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2023年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 (支払固定・受取変動)	借入金	3,199	2,683	1
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 (支払固定・受取変動)	借入金	15,000	-	(注) -
合計			18,199	2,683	1

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の国内連結子会社は積立型、非積立型の確定給付制度として、退職一時金制度、確定給付企業年金制度等を設けております。なお、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

一部の連結子会社においては中小企業退職金共済制度等の確定拠出型制度等を採用しております。また、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
退職給付債務の期首残高	90,003	百万円	88,268	百万円
勤務費用	3,735		3,670	
利息費用	639		644	
数理計算上の差異の発生額	1,148		9,590	
退職給付の支払額	3,214		3,816	
過去勤務費用の発生額	2,062		228	
その他	315		293	
退職給付債務の期末残高	88,268	百万円	79,241	百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
年金資産の期首残高	75,165	百万円	75,723	百万円
期待運用収益	741		567	
数理計算上の差異の発生額	144		1,946	
事業主からの拠出額	2,686		2,760	
退職給付の支払額	2,753		3,061	
その他	27		35	
年金資産の期末残高	75,723	百万円	74,079	百万円

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	2,106 百万円	2,183 百万円
退職給付費用	353	306
退職給付の支払額	204	184
制度への拠出額	72	70
退職給付に係る負債の期末残高	2,183 百万円	2,234 百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	71,114 百万円	63,264 百万円
年金資産	76,623	74,970
	5,508 百万円	11,706 百万円
非積立型制度の退職給付債務	20,237	19,102
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	14,728 百万円	7,396 百万円
退職給付に係る負債	21,420 百万円	20,283 百万円
退職給付に係る資産	6,692	12,887
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	14,728 百万円	7,396 百万円

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
勤務費用	3,735 百万円	3,670 百万円
利息費用	639	644
期待運用収益	741	567
数理計算上の差異の費用処理額	1,263	905
過去勤務費用の費用処理額	211	625
簡便法で計算した退職給付費用	353	306
確定給付制度に係る退職給付費用	5,039 百万円	4,332 百万円

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)
数理計算上の差異	2,322 百万円	8,494 百万円
過去勤務費用	1,851	397
合計	4,173 百万円	8,097 百万円

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次の通りであります。

	前連結会計年度 (2022年 3月 31日)	当連結会計年度 (2023年 3月 31日)
未認識数理計算上の差異	3,785 百万円	4,708 百万円
未認識過去勤務費用	3,060	2,662
合計	725 百万円	7,371 百万円

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2022年 3月 31日)	当連結会計年度 (2023年 3月 31日)
一般勘定	42 %	43 %
株式	12	11
債券	31	31
現金及び預金	0	0
その他	15	15
合計	100 %	100 %

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2022年 3月 31日)	当連結会計年度 (2023年 3月 31日)
割引率	主として0.6%	主として1.4%
長期期待運用収益率	主として1.0%	主として0.75%
予想昇給率	主として 3.0% ~ 4.6%	主として 2.9% ~ 5.2%

3. 確定拠出制度

一部の連結子会社の確定拠出制度の要拠出額は、前連結会計年度470百万円、当連結会計年度635百万円でありま

す。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
販売費及び一般管理費の報酬費用	170	50

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2007年(第3回) ストック・オプション	2008年(第4回) ストック・オプション	2009年(第5回) ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 12名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 10名 (取締役兼務執行役員を除く)	当社取締役 11名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 9名 (取締役兼務執行役員を除く)	当社取締役 12名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 10名 (取締役兼務執行役員を除く)
ストック・オプション数 (注)	普通株式 62,000株	普通株式 57,000株	普通株式 62,000株
付与日	2007年8月30日	2008年8月13日	2009年8月17日
権利確定条件	新株予約権の付与日において、当社の取締役(社外取締役を除く)又は執行役員(取締役兼務執行役員を除く)の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役(社外取締役を除く)又は執行役員(取締役兼務執行役員を除く)の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役(社外取締役を除く)又は執行役員(取締役兼務執行役員を除く)の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自 2007年8月30日 至 2008年6月30日	自 2008年8月13日 至 2009年6月30日	自 2009年8月17日 至 2010年6月30日
権利行使期間	自 2007年8月31日 至 2037年6月30日	自 2008年8月14日 至 2038年6月30日	自 2009年8月18日 至 2039年6月30日

	2010年(第6回) ストック・オプション	2011年(第7回) ストック・オプション	2012年(第8回) ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 12名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 11名 (取締役兼務執行役員を除く)	当社取締役 11名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 11名 (取締役兼務執行役員を除く)	当社取締役 10名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 14名 (取締役兼務執行役員を除く)
ストック・オプション数 (注)	普通株式 64,000株	普通株式 62,000株	普通株式 66,000株
付与日	2010年8月16日	2011年8月15日	2012年8月15日
権利確定条件	新株予約権の付与日において、当社の取締役(社外取締役を除く)又は執行役員(取締役兼務執行役員を除く)の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役(社外取締役を除く)又は執行役員(取締役兼務執行役員を除く)の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役(社外取締役を除く)又は執行役員(取締役兼務執行役員を除く)の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自 2010年8月16日 至 2011年6月30日	自 2011年8月15日 至 2012年6月30日	自 2012年8月15日 至 2013年6月30日
権利行使期間	自 2010年8月17日 至 2040年6月30日	自 2011年8月16日 至 2041年6月30日	自 2012年8月16日 至 2042年6月30日

	2013年（第9回） ストック・オプション	2014年（第10回） ストック・オプション	2015年（第11回） ストック・オプション
付与対象者の区分及び 人数	当社取締役 9名 （社外取締役を除く） 当社執行役員 16名 （取締役兼務執行役員を除く）	当社取締役 10名 （社外取締役を除く） 当社執行役員 13名 （取締役兼務執行役員を除く）	当社取締役 10名 （社外取締役を除く） 当社執行役員 10名 （取締役兼務執行役員を除く）
ストック・オプション数 （注）	普通株式 61,000株	普通株式 57,000株	普通株式 52,000株
付与日	2013年8月16日	2014年8月19日	2015年8月18日
権利確定条件	新株予約権の付与日において、当社の取締役（社外取締役を除く）又は執行役員（取締役兼務執行役員を除く）の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役（社外取締役を除く）又は執行役員（取締役兼務執行役員を除く）の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役（社外取締役を除く）又は執行役員（取締役兼務執行役員を除く）の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自 2013年8月16日 至 2014年6月30日	自 2014年8月19日 至 2015年6月30日	自 2015年8月18日 至 2016年6月30日
権利行使期間	自 2013年8月17日 至 2043年6月30日	自 2014年8月20日 至 2044年6月30日	自 2015年8月19日 至 2045年6月30日

	2016年（第12回） ストック・オプション	2017年（第13回） ストック・オプション	2018年（第14回） ストック・オプション
付与対象者の区分及び 人数	当社取締役 10名 （社外取締役を除く） 当社執行役員 13名 （取締役兼務執行役員を除く）	当社取締役 10名 （社外取締役を除く） 当社執行役員 12名 （取締役兼務執行役員を除く）	当社取締役 9名 （社外取締役を除く） 当社執行役員 13名 （取締役兼務執行役員を除く）
ストック・オプション数 （注）	普通株式 60,000株	普通株式 58,000株	普通株式 55,000株
付与日	2016年8月16日	2017年8月16日	2018年7月12日
権利確定条件	新株予約権の付与日において、当社の取締役（社外取締役を除く）又は執行役員（取締役兼務執行役員を除く）の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役（社外取締役を除く）又は執行役員（取締役兼務執行役員を除く）の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役（社外取締役を除く）又は執行役員（取締役兼務執行役員を除く）の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自 2016年8月16日 至 2017年6月30日	自 2017年8月16日 至 2018年6月30日	自 2018年7月12日 至 2019年6月30日
権利行使期間	自 2016年8月17日 至 2046年6月30日	自 2017年8月17日 至 2047年6月30日	自 2018年7月13日 至 2048年6月30日

	2019年（第15回） ストック・オプション	2020年（第16回） ストック・オプション	2021年（第17回） ストック・オプション
付与対象者の区分及び 人数	当社取締役 9名 （社外取締役を除く） 当社執行役員 15名 （取締役兼務執行役員を除く）	当社取締役 10名 （社外取締役を除く） 当社執行役員 15名 （取締役兼務執行役員を除く）	当社取締役 6名 （社外取締役を除く） 当社執行役員 21名 （取締役兼務執行役員を除く）
ストック・オプション数 （注）	普通株式 61,000株	普通株式 64,000株	普通株式 116,000株
付与日	2019年7月9日	2020年7月15日	2021年7月14日
権利確定条件	新株予約権の付与日において、当社の取締役（社外取締役を除く）又は執行役員（取締役兼務執行役員を除く）の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役（社外取締役を除く）又は執行役員（取締役兼務執行役員を除く）の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役（社外取締役を除く）又は執行役員（取締役兼務執行役員を除く）の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自 2019年7月9日 至 2020年6月30日	自 2020年7月15日 至 2021年6月30日	自 2021年7月14日 至 2022年6月30日
権利行使期間	自 2019年7月10日 至 2049年6月30日	自 2020年7月16日 至 2050年6月30日	自 2021年7月15日 至 2051年6月30日

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2007年(第3回) ストック・オプション	2008年(第4回) ストック・オプション	2009年(第5回) ストック・オプション	2010年(第6回) ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	4,000	6,000	6,000	11,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	2,000	2,000	2,000	3,000
失効	-	-	-	-
未行使残	2,000	4,000	4,000	8,000

	2011年(第7回) ストック・オプション	2012年(第8回) ストック・オプション	2013年(第9回) ストック・オプション	2014年(第10回) ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	14,000	16,000	20,000	27,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	4,000	4,000	4,000	5,000
失効	-	-	-	-
未行使残	10,000	12,000	16,000	22,000

	2015年(第11回) ストック・オプション	2016年(第12回) ストック・オプション	2017年(第13回) ストック・オプション	2018年(第14回) ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	38,000	50,000	52,000	55,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	4,000	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	34,000	50,000	52,000	55,000

	2019年(第15回) ストック・オプション	2020年(第16回) ストック・オプション	2021年(第17回) ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	61,000	64,000	116,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	3,000	-
失効	-	-	-
未行使残	61,000	61,000	116,000

単価情報

	2007年(第3回) ストック・オプション	2008年(第4回) ストック・オプション	2009年(第5回) ストック・オプション	2010年(第6回) ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	1,855	1,855	1,855	1,807
公正な評価単価 (付与日) (円)	3,658	1,434	2,072	1,289

	2011年(第7回) ストック・オプション	2012年(第8回) ストック・オプション	2013年(第9回) ストック・オプション	2014年(第10回) ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	1,783	1,714	1,714	1,713
公正な評価単価 (付与日) (円)	1,100	923	1,276	2,510

	2015年(第11回) ストック・オプション	2016年(第12回) ストック・オプション	2017年(第13回) ストック・オプション	2018年(第14回) ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	1,710	-	-	-
公正な評価単価 (付与日) (円)	2,850	2,060	1,897	1,725

	2019年(第15回) ストック・オプション	2020年(第16回) ストック・オプション	2021年(第17回) ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	-	1,855	-
公正な評価単価 (付与日) (円)	1,362	1,246	1,727

3. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
棚卸資産	9,388百万円	9,012百万円
未払金、未払費用	3,832	3,448
未払事業税	1,075	497
有形固定資産	11,662	12,782
退職給付に係る負債	6,402	6,534
繰越欠損金	8,911	9,907
投資有価証券	1,383	1,374
N A S 電池安全対策引当金	297	233
製品保証引当金	294	251
その他	3,812	4,148
繰延税金資産小計	47,061	48,192
評価性引当額	17,602	17,768
繰延税金資産合計	29,458	30,424
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	6,762	6,833
固定資産圧縮積立金	1,261	1,086
海外子会社の未分配利益	8,657	8,395
固定資産	4,236	4,645
退職給付に係る資産	2,034	4,277
退職給付信託解約に伴う 受入有価証券	1,082	1,082
その他	618	657
繰延税金負債合計	24,653	26,979
繰延税金資産の純額	4,805	3,445

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9	2.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.1	1.4
評価性引当額の増減額	0.8	0.3
海外子会社の未分配利益	1.7	0.4
海外子会社等の税率差異	2.2	1.3
海外子会社等の税額控除	0.2	0.7
試験研究費等の税額控除	2.0	5.8
持分法による投資損益	0.6	0.8
関係会社株式売却に伴う影響	0.0	0.9
移転価格税制関連	6.4	20.4
その他	0.2	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.8	3.9

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

企業結合等の総額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

資産除去債務の総額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

資産除去債務の総額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

賃貸等不動産の総額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

賃貸等不動産の総額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計
	エンパイロメント 事業	デジタルソサエティ 事業	エネルギー & インダストリー事業	
主たる地域市場				
日本	27,609	46,975	50,270	124,855
北米	51,077	54,426	5,440	110,944
欧州	105,378	2,936	516	108,830
アジア	100,545	45,898	8,647	155,091
その他	8,058	74	2,582	10,716
計	292,670	150,311	67,457	510,439
主要な財又はサービスのライン				
自動車排ガス浄化用部品	228,938	-	-	228,938
センサー	63,732	-	-	63,732
半導体製造装置用製品	-	96,904	-	96,904
電子部品	-	29,521	-	29,521
金属	-	23,885	-	23,885
エナジーストレージ	-	-	1,314	1,314
がいし	-	-	39,279	39,279
産業機器関連	-	-	26,862	26,862
計	292,670	150,311	67,457	510,439
収益認識の時期				
一時点で移転される財又は サービス	292,670	150,311	54,579	497,560
一定の期間にわたり移転 される財又はサービス	-	-	12,878	12,878
計	292,670	150,311	67,457	510,439

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計
	エンバイロメント 事業	デジタルソサエティ 事業	エネルギー & インダストリー事業	
主たる地域市場				
日本	28,276	49,087	52,222	129,586
北米	65,890	61,179	9,287	136,357
欧州	121,633	3,629	530	125,793
アジア	98,289	49,170	9,060	156,520
その他	6,693	98	4,190	10,982
計	320,783	163,164	75,292	559,240
主要な財又はサービスのライン				
自動車排ガス浄化用部品	262,043	-	-	262,043
センサー	58,739	-	-	58,739
半導体製造装置用製品	-	106,966	-	106,966
電子部品	-	28,562	-	28,562
金属	-	27,635	-	27,635
エナジーストレージ	-	-	2,747	2,747
がいし	-	-	44,212	44,212
産業機器関連	-	-	28,332	28,332
計	320,783	163,164	75,292	559,240
収益認識の時期				
一時点で移転される財又は サービス	320,783	163,164	61,621	545,569
一定の期間にわたり移転 される財又はサービス	-	-	13,670	13,670
計	320,783	163,164	75,292	559,240

（報告セグメントの変更）

当連結会計年度より、組織変更に伴い「エネルギーインフラ事業」、「セラミックス事業」、「エレクトロニクス事業」及び「プロセステクノロジー事業」としていた報告セグメントを「エンバイロメント事業」、「デジタルソサエティ事業」及び「エネルギー&インダストリー事業」に変更しております。

なお、前連結会計年度の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、変更後のセグメントの区分に基づき作成したものを記載しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 顧客との契約及び履行義務に関する情報

当社グループは製品等の引渡し後に生じた製品の欠陥等による故障に対して無償で修理又は交換を行う製品保証義務を有している取引があります。当該保証義務は、製品等が顧客との契約に定められた仕様に従って意図した通りに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として必要に応じて修理又は交換に要する費用を見積もっております。

当社グループは製品が顧客に着荷又は顧客が検収した後、概ね3か月程度で対価を受領しております。なお、主に請負契約に該当する一部の履行義務については、着手金や履行義務の進捗に応じて段階的に対価を受領しております。

なお、当社グループの締結する契約に重要な金融要素は含まれていないため、金利相当分の調整は行っておりません。

(2) 取引価格の算定に関する情報

当社グループの一部契約には以下の変動対価に該当する取引が含まれているため、取引価格に反映させております。

仮単価

正式な取引単価が妥結するまで、顧客との合意に基づき仮単価にて取引を行っている履行義務があります。当該仮単価で行っている履行義務については、妥結すると見込まれる取引単価を見積もり、収益を認識しております。

リベート

顧客との契約により、一定期間内に一定量を顧客が購入した場合に値引きを行う数量リベート等を行っております。数量リベート等については達成する可能性が高いと見積もった目標数量に応じた値引額を反映した価額で収益を認識しております。

(3) 履行義務の充足時点に関する情報

当社グループの請負契約に該当する取引については、他の用途に転用することができない資産が生じ、かつ義務の履行を完了した部分について、対価を受取る強制力のある権利を有しているため、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を認識しております。

当該請負契約は、原価の発生進捗が当社グループの履行義務の充足の状況に近似しているため、発生した原価を基礎としたインプットに基づき、一定の期間にわたり収益を認識しております。

進捗度の測定は、履行義務ごとに、期末日までに発生した原価が見積総原価に占める割合に基づいて行っております。なお、進捗度を合理的に見積もることができない場合は、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分と同額を収益として認識（原価回収基準による収益の認識）しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	103,868	122,212
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	122,212	111,073
契約資産（期首残高）	17,007	9,573
契約資産（期末残高）	9,573	9,044
契約負債（期首残高）	2,796	1,828
契約負債（期末残高）	1,828	6,079

契約資産は、主に請負契約等を締結している製品又はサービスについて、期末日時点で一部又は全部の履行義務を充足しているが、顧客に請求していない対価であります。契約資産は、対価を受取る権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は請負契約等に基づく履行に先立ち受領した支払いに係るものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,347百万円であります。また、前連結会計年度において、契約資産が期首より7,434百万円減少した主な理由は、請負契約に該当する大型取引について前連結会計年度中に顧客の検収が完了したため、顧客に対し対価を請求したことにより、顧客との契約から生じた債権に振替えられた影響によるものであります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、前連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は1,507百万円であります。

また、当連結会計年度において、契約負債が期首より4,250百万円増加した主な理由は、大型案件の受注に伴い、顧客より着手金を受領したことによるものです。

なお、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価額

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

前連結会計年度末において未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、19,976百万円であります。当該履行義務が収益として認識される時期は約45%が期末日後1年以内、約35%が期末日後1年超3年以内、約20%が期末日後3年超と見込んでおります。

当連結会計年度末において未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、36,619百万円であります。当該履行義務が収益として認識される時期は約60%が期末日後1年以内、約35%が期末日後1年超3年以内、約5%が期末日後3年超と見込んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの事業展開は、「エンバイロメント事業本部」、「デジタルソサエティ事業本部」及び「エネルギー&インダストリー事業本部」の3つの事業本部制の下で、国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を行っていることから、「エンバイロメント事業」、「デジタルソサエティ事業」及び「エネルギー&インダストリー事業」の3つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントを構成する主要な製品は以下の通りです。

報告セグメント	主要な製品
エンバイロメント事業	自動車排ガス浄化用部品、センサー
デジタルソサエティ事業	半導体製造装置用製品、電子工業用製品、ベリリウム銅製品、金型製品
エネルギー&インダストリー事業	電力貯蔵用NAS@電池(ナトリウム/硫黄電池)、がいし・架線金具、送電・変電・配電用機器、がいし洗浄装置・防災装置、化学工業用耐蝕機器、液・ガス用膜分離装置、燃焼装置・耐火物、放射性廃棄物処理装置

当連結会計年度より、組織変更に伴い「エネルギーインフラ事業」、「セラミックス事業」、「エレクトロニクス事業」及び「プロセステクノロジー事業」としていた報告セグメントを「エンバイロメント事業」、「デジタルソサエティ事業」及び「エネルギー&インダストリー事業」に変更しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後のセグメントの区分に基づき作成したものを記載しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)	連結財務諸 表計上額
	エンパイロメント 事業	デジタル ソサエティ事業	エネルギー& インダストリー 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	292,670	150,311	67,457	510,439	-	510,439
セグメント間の内部売上高 又は振替高	17	3	2,429	2,451	2,451	-
計	292,688	150,314	69,887	512,890	2,451	510,439
セグメント利益又は損失()	65,060	19,865	1,406	83,520	7	83,527
セグメント資産	475,050	184,577	94,106	753,734	229,099	982,833
その他の項目						
減価償却費	34,717	11,805	2,748	49,270	-	49,270
減損損失	1,034	-	125	1,159	-	1,159
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	20,066	11,530	2,059	33,655	4,474	38,130

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額7百万円は、セグメント間取引の調整であります。

2. セグメント資産のうち調整額に含めた全社資産の金額は235,964百万円であり、その主なものは、当社での余
資運用資金(現金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。

3. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社部門における増加額です。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
	エンパイロメント 事業	デジタル ソサエティ事業	エネルギー& インダストリー 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	320,783	163,164	75,292	559,240	-	559,240
セグメント間の内部売上高 又は振替高	4	28	2,476	2,508	2,508	-
計	320,787	163,192	77,768	561,749	2,508	559,240
セグメント利益又は損失()	50,728	17,557	1,536	66,749	11	66,761
セグメント資産	478,675	199,077	92,741	770,494	258,673	1,029,168
その他の項目						
減価償却費	37,238	13,665	2,825	53,729	-	53,729
減損損失	6,285	-	3,332	9,617	334	9,952
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	18,358	16,234	1,973	36,566	7,127	43,694

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額11百万円は、セグメント間取引の調整であります。

2. セグメント資産のうち調整額に含めた全社資産の金額は265,525百万円であり、その主なものは、当社での余
資運用資金(現金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。

3. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社部門における増加額です。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	北米			欧州			アジア			その他	合計
	計	米国	その他	計	ドイツ	その他	計	中国	その他		
124,855	110,944	106,920	4,024	108,830	46,717	62,113	155,091	93,241	61,849	10,716	510,439

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	北米			欧州			アジア			その他	合計
	計	米国	その他	計	ポーランド	その他	計	中国	その他		
175,591	38,821	24,261	14,559	85,006	78,351	6,655	75,176	50,257	24,918	715	375,312

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	北米			欧州			アジア			その他	合計
	計	米国	その他	計	ドイツ	その他	計	中国	その他		
129,586	136,357	128,285	8,071	125,793	50,445	75,347	156,520	82,428	74,091	10,982	559,240

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	北米			欧州			アジア			その他	合計
	計	米国	その他	計	ポーランド	その他	計	中国	その他		
168,470	44,118	29,597	14,520	90,550	77,813	12,736	62,920	38,375	24,544	387	366,446

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1．関連当事者との取引

（1）連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

（2）連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1．関連当事者との取引

（1）連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

（2）連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産	1,871.22円	2,074.66円
1株当たり当期純利益	226.56円	177.47円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	226.17円	177.17円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	70,851	55,048
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	70,851	55,048
普通株式の期中平均株式数 (千株)	312,726	310,189
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	541	525
(うち新株予約権方式によるストック・オプション)	(541)	(525)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
日本碍子(株)	第5回無担保社債	2017年7月27日	10,000	10,000	0.657	なし	2032年7月27日
日本碍子(株)	第6回無担保社債	2018年7月26日	15,000	15,000	0.860	なし	2038年7月26日
日本碍子(株)	第7回無担保社債	2021年12月21日	10,000	10,000	0.180	なし	2028年12月21日
日本碍子(株)	第8回無担保社債	2022年11月24日	-	5,000	0.305	なし	2027年11月24日
合計	-	-	35,000	40,000	-	-	-

(注) 連結決算日後5年内における償還予定額の総額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
-	-	-	-	5,000

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	6,198	11,143	2.4	-
1年以内に返済予定の長期借入金	32,263	34,860	1.9	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	178,888	167,353	1.6	2024年~2043年
合計	217,350	213,357	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	38,832	34,663	33,709	16,146

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	131,000	274,688	415,081	559,240
税金等調整前四半期 (当期)純利益 (百万円)	20,281	34,587	56,594	57,522
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	17,963	26,510	51,636	55,048
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	57.64	85.06	165.90	177.47

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	57.64	27.42	80.89	11.11

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	78,983	96,570
受取手形	1,074	792
売掛金	1 71,848	1 61,458
契約資産	2,178	3,201
有価証券	46,443	46,260
商品及び製品	38,891	49,609
仕掛品	2,452	3,292
未成工事支出金	145	284
原材料及び貯蔵品	30,616	33,005
短期貸付金	1 10,810	1 6,543
未収入金	1 15,548	1 13,058
未収消費税等	7,222	9,432
その他	1,236	1,296
貸倒引当金	779	825
流動資産合計	306,672	323,979
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	60,165	59,269
機械及び装置	45,051	40,423
車両運搬具	103	87
工具、器具及び備品	3,866	3,728
土地	18,859	18,861
建設仮勘定	6,201	6,353
有形固定資産合計	134,246	128,724
無形固定資産		
ソフトウェア	4,569	4,547
その他	134	132
無形固定資産合計	4,704	4,679
投資その他の資産		
投資有価証券	40,345	40,662
関係会社株式	54,053	53,369
関係会社出資金	31,255	31,255
長期貸付金	1 40,666	1 44,216
前払年金費用	8,025	7,544
繰延税金資産	2,260	2,590
その他	1,216	1,475
貸倒引当金	4,066	3,576
投資損失引当金	-	99
投資その他の資産合計	173,756	177,438
固定資産合計	312,708	310,843
資産合計	619,380	634,823

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 39,166	1 42,454
短期借入金	1 8,078	1 7,621
1年内返済予定の長期借入金	15,000	15,000
未払金	1 10,659	1 9,401
未払費用	9,824	9,708
未払法人税等	17,558	2,184
契約負債	1,438	4,393
N A S 電池安全対策引当金	972	763
関係会社事業損失引当金	1,515	1,409
その他	5,287	4,946
流動負債合計	109,503	97,883
固定負債		
社債	35,000	40,000
長期借入金	113,000	118,000
退職給付引当金	12,662	13,069
製品保証引当金	355	344
債務保証損失引当金	6,240	5,406
固定負債合計	167,257	176,820
負債合計	276,761	274,704
純資産の部		
株主資本		
資本金	69,849	69,955
資本剰余金		
資本準備金	70,135	70,241
資本剰余金合計	70,135	70,241
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	1,688	1,627
繰越利益剰余金	194,032	210,840
利益剰余金合計	195,721	212,467
自己株式	10,944	10,294
株主資本合計	324,761	342,369
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	16,887	16,851
繰延ヘッジ損益	29	14
評価・換算差額等合計	16,917	16,866
新株予約権	941	882
純資産合計	342,619	360,118
負債純資産合計	619,380	634,823

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)		当事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	
売上高	2	301,615	2	296,750
売上原価	2	205,741	2	217,353
売上総利益		95,874		79,397
販売費及び一般管理費	1, 2	45,420	1, 2	47,627
営業利益		50,453		31,770
営業外収益				
受取利息	2	678	2	988
受取配当金	2	14,486	2	6,453
為替差益		2,565		1,483
受取手数料	2	4,167	2	4,046
法人税等還付加算金	5	1,196	5	550
その他	2	3,768	2	2,675
営業外収益合計		26,862		16,198
営業外費用				
支払利息	2	1,506	2	1,443
デリバティブ評価損		837		254
その他	2	674	2	1,546
営業外費用合計		3,018		3,245
経常利益		74,298		44,723
特別利益				
固定資産売却益	3	2	3	39
投資有価証券売却益		1,127		1,116
関係会社株式売却益		14		1,978
補助金収入		3,539		452
特別利益合計		4,684		3,586
特別損失				
固定資産処分損	4	261	4	351
減損損失		125		3,667
特別損失合計		387		4,018
税引前当期純利益		78,595		44,291
法人税、住民税及び事業税		17,500		8,874
法人税等還付税額	5	5,758	5	7,661
過年度法人税等		-	6	4,100
法人税等調整額		33		366
法人税等合計		11,775		3,253
当期純利益		66,820		47,544

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					固定資産 圧縮積立金	繰越 利益剰余金	
当期首残高	69,849	70,135	-	70,135	1,752	154,397	156,149
会計方針の変更による累積的影響額						1,738	1,738
会計方針の変更を反映した当期首残高	69,849	70,135	-	70,135	1,752	152,658	154,410
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩					63	63	-
剰余金の配当						15,679	15,679
当期純利益						66,820	66,820
自己株式の取得							
自己株式の処分			6	6			
自己株式の消却			9,823	9,823			
利益剰余金から資本剰余金への振替			9,830	9,830		9,830	9,830
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	63	41,374	41,310
当期末残高	69,849	70,135	-	70,135	1,688	194,032	195,721

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	11,205	284,928	19,036	31	19,067	872	304,868
会計方針の変更による累積的影響額		1,738					1,738
会計方針の変更を反映した当期首残高	11,205	283,189	19,036	31	19,067	872	303,129
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩		-					-
剰余金の配当		15,679					15,679
当期純利益		66,820					66,820
自己株式の取得	9,700	9,700					9,700
自己株式の処分	138	131					131
自己株式の消却	9,823	-					-
利益剰余金から資本剰余金への振替		-					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			2,148	1	2,150	69	2,081
当期変動額合計	260	41,571	2,148	1	2,150	69	39,489
当期末残高	10,944	324,761	16,887	29	16,917	941	342,619

当事業年度(自 2022年 4月 1 日至 2023年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					固定資産 圧縮積立金	繰越 利益剰余金	
当期首残高	69,849	70,135	-	70,135	1,688	194,032	195,721
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の 取崩					61	61	-
剰余金の配当						20,572	20,572
当期純利益						47,544	47,544
自己株式の取得							
自己株式の処分			4	4			
自己株式の消却			10,222	10,222			
利益剰余金から 資本剰余金への振替			10,226	10,226		10,226	10,226
譲渡制限付株式報酬	106	106		106			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	106	106	-	106	61	16,807	16,746
当期末残高	69,955	70,241	-	70,241	1,627	210,840	212,467

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	10,944	324,761	16,887	29	16,917	941	342,619
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の 取崩		-					-
剰余金の配当		20,572					20,572
当期純利益		47,544					47,544
自己株式の取得	9,635	9,635					9,635
自己株式の処分	63	59					59
自己株式の消却	10,222	-					-
利益剰余金から 資本剰余金への振替		-					-
譲渡制限付株式報酬		212					212
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			35	14	50	59	109
当期変動額合計	650	17,608	35	14	50	59	17,499
当期末残高	10,294	342,369	16,851	14	16,866	882	360,118

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

子会社株式・出資金及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

ただし、未成工事支出金は個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産:定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 10年~50年

機械及び装置 6年~9年

(2) 無形固定資産:定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当事業年度末に有する売掛金、貸付金、その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社投資の価値の減少に備えるため、投資先の財政状態の実情を勘案し、評価性引当金を計上していません。

(3) N A S 電池安全対策引当金

2011年9月に当社製造N A S[®]電池において火災が発生したことを受け、N A S電池事業の推進に向けた安全対策等の徹底を図るため、今後発生が見込まれる費用を見積もり、計上しております。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業にかかる損失に備えるため、関係会社の財政状態及び経営成績等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

(6) 製品保証引当金

販売した製品の無償修理費用等の支出に備えるため、当該費用の発生額を見積もり、計上しております。

(7) 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証にかかる損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 主要な事業における主な履行義務の内容

当社は独自のセラミック技術を応用し、社会の基盤を支え、環境保全に役立つ様々な製品を製造、販売しております。事業別の主な履行義務の内容は以下の通りであります。

(エンバイロメント事業)

自動車排ガス浄化用部品及びセンサーの製造・販売を行っております。

(デジタルソサエティ事業)

半導体製造装置用製品の製造・販売等、電子工業用製品を主とした電子部品関連の製造・販売、ベリリウム銅製品を主とした金属関連の製品の製造・販売を行っております。

(エネルギー&インダストリー事業)

電力貯蔵用N A S[®]電池(ナトリウム/硫黄電池)を主としたエナジーストレージ関連の製品の製造・販売、サービスの提供、がいし・架線金具、送電・変電・配電用機器、がいし洗浄装置・防災装置を主としたがいし関連の製品の製造・販売、サービスの提供及び化学工業用耐蝕機器、液・ガス用膜分離装置、燃烧装置・耐火物、放射性廃棄物処理装置を主とした産業機器関連の製品の製造・販売、サービスの提供を行っております。

(2) 履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)

当社は以下の ~ の場合を除き、国内販売については主に製品が顧客に着荷した時点又は顧客の検収が完了した時点等、輸出販売については主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき顧客にリスクが移転したと判断される時点等で、提供した資産等に関する対価を収受する権利を当社が有し、法的所有権、物理的占有、重大なリスク等が顧客に移転することから、資産に対する支配が顧客に移転したものと判断し、収益を認識しております。

請負契約

主にエネルギー&インダストリー事業で締結している請負契約については製品又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

役務提供が付随する製品販売

主にエネルギー&インダストリー事業で行っている製品販売について、当該製品販売に関連する据付工事や試運転等の役務提供を別契約として締結した場合であっても、当該製品販売とそれに付随する役務提供契約は単一の履行義務として、役務提供完了時に資産等に対する支配が顧客に移転したものと判断し、収益を認識しております。

ライセンスの供与

主にエンバイロメント事業においては、連結子会社との間で知的財産に係る契約を締結しており、売上高ベースのロイヤルティに係る収益を認識しております。

当該収益は、算定基礎となる売上が発生した時点と売上高ベースのロイヤルティが配分されている履行義務が充足される時点のいずれか遅い時点で収益を認識しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を充たしている場合には一体処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

ヘッジ対象

金利通貨スワップ

外貨建借入金、借入金利息

金利スワップ

借入金利息

ヘッジ方針

内部規程に基づき、外貨建借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスク、借入金に係る金利変動リスクについてヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

有効性評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前事業年度	当事業年度
減損損失	125	3,667

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「第5 経理の状況 1 [連結財務諸表等] (1)連結財務諸表 [注記事項] (重要な会計上の見積り) 1. 固定資産の減損」に記載した内容（1. (2) を除く）と同一であります。

2. 退職給付

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前事業年度	当事業年度
前払年金費用	8,025	7,544
退職給付引当金	12,662	13,069

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「第5 経理の状況 1 [連結財務諸表等] (1)連結財務諸表 [注記事項] (重要な会計上の見積り) 2. 退職給付」に記載した内容と同一であります。

3. 税効果

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	2,260	2,590

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「第5 経理の状況 1 [連結財務諸表等] (1)連結財務諸表 [注記事項] (重要な会計上の見積り) 3. 税効果」に記載した内容と同一であります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(移転価格税制に基づく更正処分等に対して提起した取消訴訟について)

当社は、2011年3月期から2015年3月期までの事業年度におけるポーランド子会社と当社との取引に関し、2017年6月に名古屋国税局より移転価格税制に基づく更正処分等を受け、地方税を含めた追徴税額約85億円を納付しましたが、処分等の取消しを求め、2018年7月に名古屋国税不服審判所へ審査請求を行い、2019年7月に当該処分等の一部取り消す旨の裁決書を受領しました。しかしながら、この段階では法人税及び地方税額等約4億円の還付に止まったことから、当社としては全額が取り消されるべきと考え、2019年12月に東京地方裁判所に対して当該更正処分等の取消訴訟を提起しました。

その後、2022年10月に、名古屋国税局より、当該更正処分等を減額再更正する内容の法人税額等の更正通知書を受領しました。これに伴い、当事業年度において還付税金約77億円を法人税等還付税額に計上するとともに、これに係る還付加算金を営業外収益の法人税等還付加算金に計上しております。なお、当社は、当該減額再更正処分により納付済みの追徴税額の相当部分が還付されること等を総合的に考慮し、当該取消訴訟を取り下げました。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外の金銭債権又は金銭債務の金額は、次の通りであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
短期金銭債権	55,921百万円	48,980百万円
長期金銭債権	40,550	44,056
短期金銭債務	30,116	31,987

2. 保証債務等

(1)保証債務

他社の銀行借入等に対する保証債務は以下の通りであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
(保証債務)		
関係会社の借入金	17,508百万円	16,447百万円
関係会社の預り保証金	2,234	2,164
合計	19,743	18,611

(注) 関係会社の金融機関からの借入金等に対して、債務保証を行っております。なお、上記の金額は保証総額から債務保証損失引当金設定額を控除した残額であります。

(保証予約債務)

大阪バイオエナジー(株)の借入金 91百万円 73百万円

(2)偶発債務

(訴訟の提起)

当社は、名古屋地方裁判所において、2021年7月6日付（訴状送達日：2021年10月29日）で、インドネシア法人であるピーティール・パイトン・エナジー（以下「パイトン社」）並びにその保険会社及び再保険者（以下総称して「原告ら」）から、損害賠償金として1億5,139万2,337.48米ドル（168億2,877万2,234円）及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める訴訟の提起を受けました。その後、原告らの2022年1月11日付の訴え変更申立書により、請求額が41.36米ドル（4,796円）増額され、1億5,139万2,378.84米ドル（168億2,877万7,030円）及びこれに対する遅延損害金に変更されております。

本訴訟は、2018年1月、パイトン社が運営するインドネシア所在の火力発電所（以下「本発電所」）において発生した変圧器の火災事故に関連して、原告らが、当社の製造物責任及び不法行為責任を主張し、当社に対して損害賠償及び当該賠償金に対する遅延損害金の支払いを求めるものであります。

なお、当社は、当該変圧器の一部品であるプッシング（2010年製）の販売元であり、当該プッシングは、販売先である機器メーカーによって当該変圧器に組み込まれ、その後、プラントエンジニアリングメーカーを通じ、本発電所へ納入されたものです。

当社は、上記の事故に関して、当社が原告らに対し責任を負うべき理由はないものと認識しておりますので、原告らからの請求に対しては、今後、本訴訟において、プッシングの品質及び当社の事業の適切性が正しく認定されるよう、然るべき対応を行っていく所存であります。

本訴訟の結果によっては当社の業績に影響を与える可能性があります、現時点でその影響を合理的に見積もることは困難であります。

なお、文中の損害賠償金の円貨は訴状に記載された金額であり、当社が財務諸表を作成するために使用している為替レートとは異なる為替レートにて換算された金額であります。

(損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次の通りであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
販売運賃	7,176百万円	7,246百万円
給与賃金・賞与金	10,351	10,397
減価償却費	1,414	1,545
研究開発費	10,451	12,494
おおよその割合		
販売費	27%	27%
一般管理費	73	73

2. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

	前事業年度	当事業年度
	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	156,072百万円	143,248百万円
仕入高等	120,146	128,056
営業取引以外の取引高	25,155	19,386

3. 固定資産売却益の内容

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

固定資産売却益の内容は、機械及び装置の売却益0百万円ほかであります。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

固定資産売却益の内容は、機械及び装置の売却益20百万円ほかであります。

4. 固定資産処分損の内容

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

固定資産処分損の内容は、機械及び装置の除売却損111百万円ほかであります。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

固定資産処分損の内容は、機械及び装置の除売却損159百万円ほかであります。

5. 法人税等還付加算金及び法人税等還付税額

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

2007年3月期から2010年3月期までの事業年度におけるポーランド子会社との取引に関し、2012年3月に名古屋国税局より移転価格税制に基づき受けた更正処分につき、2022年3月に東京高等裁判所にて、当社の請求を概ね認容した東京地方裁判所の第一審判決を是認する旨の判決が言い渡され、その後、控訴審判決が確定したことに伴い、還付税金5,758百万円を法人税等還付税額に計上するとともに、これに係る還付加算金1,196百万円を営業外収益に計上しております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

2011年3月期から2015年3月期までの事業年度におけるポーランド子会社と当社との取引に関し、2017年6月に名古屋国税局より移転価格税制に基づき受けた更正処分等につき、2019年12月に東京地方裁判所に対して当該更正処分等の取消訴訟を提起してはありましたが、2022年10月に名古屋国税局より、当該更正処分等を減額再更正する内容の法人税額等の更正通知書を受領したことに伴い、過年度に納付済みの法人税及び地方税額等に係る還付税金7,661百万円を法人税等還付税額に計上するとともに、これに係る還付加算金550百万円を営業外収益の法人税等還付加算金に計上しております。

6. 過年度法人税等

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

ポーランド子会社と当社の取引に関し、2017年6月に移転価格税制に基づく更正処分等の通知を受領したため、2016年3月期から各事業年度についての見積税額を未払法人税等に計上しておりましたが、2016年3月期以降を対象とする税務調査が終了した結果、計上済みの見積金額を戻し入れております。

（有価証券関係）

前事業年度（2022年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	5,609	21,261	15,652

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	48,432
関連会社株式	12

当事業年度（2023年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	4,816	15,750	10,933

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	48,540
関連会社株式	12

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
棚卸資産	2,453百万円	2,525百万円
有形固定資産	1,711	2,552
投資有価証券	856	896
関係会社株式	8,142	8,090
関係会社出資金	4,298	4,298
未払金、未払費用	3,052	2,630
未払事業税	954	395
N A S 電池安全対策引当金	297	233
関係会社事業損失引当金	463	430
退職給付引当金	3,870	3,995
債務保証損失引当金	1,907	1,652
貸倒引当金	1,481	1,345
その他	1,636	2,039
繰延税金資産小計	31,126	31,086
評価性引当額	17,873	17,640
繰延税金資産合計	13,253	13,445
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	6,700	6,743
前払年金費用	2,453	2,306
固定資産圧縮積立金	743	716
退職給付信託解約に伴う 受入有価証券	1,082	1,082
その他	13	6
繰延税金負債合計	10,992	10,855
繰延税金資産の純額	2,260	2,590

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.0	3.5
評価性引当額の増減額	0.9	0.5
試験研究費等の税額控除	2.3	7.3
住民税均等割	0.0	0.1
移転価格税制関連	7.3	26.6
その他	0.3	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.0	7.3

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「第5 経理の状況 1 [連結財務諸表等] (1) 連結財務諸表 [注記事項] (収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額 2	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定 資産	建物及び構築物	123,582	4,657	1,857 (1,255)	4,222	126,383	67,113
	機械及び装置	172,126	(注1) 7,842	4,740 (1,520)	10,729	1,175,227	134,804
	車両運搬具	1,061	44	55 (15)	44	1,050	963
	工具、器具及び備品	18,420	1,066	721 (69)	1,101	18,766	15,037
	土地	18,859	31	28 (9)	-	18,861	-
	建設仮勘定	6,201	15,146	14,994 (215)	-	6,353	-
	計	340,251	28,789	22,397 (3,086)	16,098	346,643	217,918
無形固定 資産	ソフトウェア	18,881	2,546	1,334 (179)	1,323	20,092	15,545
	その他	364	409	404 (401)	11	369	237
	計	19,246	2,956	1,739 (581)	1,335	20,462	15,783

1 機械及び装置には、取得価額から租税特別措置法の規定に基づく圧縮記帳額0百万円が控除されております。

2 「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

3 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しております。

(注1) 機械及び装置の当期増加額の主なものは次の通りであります。

半導体製造装置関連生産設備	1,397百万円
自動車排ガス浄化用部品及びセンサー生産設備	1,254百万円
複合ウエハー関連製品生産設備	793百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	4,846	66	511	4,401
投資損失引当金	-	99	-	99
N A S 電池安全対策引当金	972	-	209	763
関係会社事業損失引当金	1,515	-	105	1,409
製品保証引当金	355	7	17	344
債務保証損失引当金	6,240	-	833	5,406

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	以下の算式により1単元あたりの金額を算定し、これを買取りまたは買増しをした単元未満株式数で按分した金額とする。 100万円以下の金額につき1.150% 100万円を超え500万円以下の金額につき0.900% 500万円を超え1,000万円以下の金額につき0.700% 1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき0.575% (円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。) ただし、1単元あたりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞及び名古屋市において発行する中日新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次の通りであります。 https://www.ngk.co.jp/ir/koukoku
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、定款の定めによりその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第156期）（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日） 2022年6月27日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2022年6月27日関東財務局長に提出
- (3) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書
2022年6月28日関東財務局長に提出
- (4) 有価証券届出書及びその添付書類
譲渡制限付株式報酬制度に伴う新株の発行 2022年7月4日関東財務局長に提出
- (5) 有価証券届出書の訂正届出書
訂正届出書（上記(4)有価証券届出書の訂正届出書） 2022年7月4日関東財務局長に提出
- (6) 有価証券届出書の訂正届出書
訂正届出書（上記(4)有価証券届出書の訂正届出書） 2022年7月29日関東財務局長に提出
- (7) 四半期報告書及び確認書
（第157期第1四半期）（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日） 2022年8月5日関東財務局長に提出
- (8) 発行登録書（普通社債）及びその添付書類
2022年9月9日関東財務局長に提出
- (9) 訂正発行登録書（普通社債）
2022年10月28日関東財務局長に提出
- (10) 四半期報告書及び確認書
（第157期第2四半期）（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日） 2022年11月7日関東財務局長に提出
- (11) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自 2022年10月1日 至 2022年10月31日） 2022年11月7日関東財務局長に提出
- (12) 発行登録書追補書類（株券、社債券等）及びその添付書類
2022年11月17日東海財務局長に提出
- (13) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自 2022年11月1日 至 2022年11月30日） 2022年12月5日関東財務局長に提出
- (14) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自 2022年12月1日 至 2022年12月31日） 2023年1月11日関東財務局長に提出
- (15) 四半期報告書及び確認書
（第157期第3四半期）（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日） 2023年2月6日関東財務局長に提出
- (16) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自 2023年1月1日 至 2023年1月31日） 2023年2月6日関東財務局長に提出
- (17) 自己株券買付状況報告書の訂正報告書
訂正報告書（上記（14）2023年1月11日自己株券買付状況報告書の訂正報告書）
2023年2月10日関東財務局長に提出
- (18) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自 2023年2月1日 至 2023年2月28日） 2023年3月6日関東財務局長に提出
- (19) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自 2023年3月1日 至 2023年3月31日） 2023年4月6日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年6月26日

日本碍子株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 上 圭 祐

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 越 徹

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本碍子株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本碍子株式会社及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

製品販売に関する収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループは、自動車排ガス浄化用セラミックスをはじめとする、独自のセラミックス技術を用いた製品の製造販売を行っている。また、当連結グループの親会社である日本碍子株式会社は、当連結グループの中核会社であり、連結売上高に占める量的な重要性が高い。</p> <p>製品販売に関する収益認識のプロセスは、「受注入力」、「製品の着荷情報等の登録」、「売上計上」に大きく区分される。会社は、ERPシステムを用いて当該処理を行っているが、一部の商流では「製品の着荷情報等の登録」については、各事業部や運送会社が使用しているシステムを用いて処理しており、当該システムとERPシステム（以下、併せて「ITシステム」という。）との間でデータを連携し「売上計上」に至る仕組みが構築されている。いずれの商流においても、製品販売に関する収益認識のプロセスは、ITシステムが想定通り機能することが前提に整備されており、ITシステムに広範に依拠している。</p> <p>このように、日本碍子株式会社の製品販売に関する収益認識は、ITシステム間の自動連携に基づく業務プロセスとなっているとともに、事業部毎に概ね安定した単価にて販売されているが、取引種類・取引件数が多数であり、売上が不適切に計上された場合又は適切な会計期間に計上されない場合、財務報告へ与える影響も重要となる可能性がある。</p> <p>以上から、当監査法人は日本碍子株式会社の製品販売に関する収益認識の適切性が主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、当該監査上の主要な検討事項を検討するにあたり、主として以下の手続きを実施した。</p> <p>（１）内部統制の評価 当監査法人内のIT専門家を関与させ、以下の内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上に関連する業務プロセスに使用されているITシステムについて、開発と変更管理、セキュリティ管理、運用管理、サービスレベル管理等のIT全般統制の検討 ・関連する複数のITシステムについて、ITシステム間のインターフェースに関するコントロールトータルチェックを含むIT業務処理統制の検討 ・受注入力におけるエディットバリデーションチェック等の売上高の正確性を担保するためのIT業務処理統制の検討 <p>売上計上に関して会社が構築した内部統制である販売プロセスを理解し、職務分掌について検討すると共に、関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <p>（２）売上取引の検証 事業部別に月次予算実績比較分析、及び事業部別の売上高の推移分析を行った。 高単価の取引等を抽出し、商流、客先の性質等のヒアリングを通じて取引内容の合理性を検討するとともに、会計記録と売上計上の根拠となる証憑との突合を実施した。 上記で選定されていない製品販売に関する売上高について、サンプリングにより抽出した売上取引について、顧客からの注文書等及び物品受領書等の売上計上の根拠となる証憑と会計記録の突合を実施した。</p>

固定資産の減損（がいし事業）	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループは、固定資産のグルーピングを主に内部管理上採用している事業により行っており、遊休資産については個々の資産を資産グループとしている。また、取締役会等において、資産の処分や製品の製造・販売の終了に関する意思決定を行い、その代替的な投資も予定されていないときなど、これらに係る資産を切り離しても他の資産又は資産グループの使用にほとんど影響を与えない場合は当該資産を個別のグループとしている。会社グループは、資産または資産グループに減損が生じている可能性を示す事象（以下「減損の兆候」という。）の有無について、「固定資産の減損に係る会計基準」に規定されている減損の兆候の例示に照らして、総合的に判断している。</p> <p>日本碍子株式会社は、当連結会計年度末において、がいし事業における知多事業所で製造するがいし製品の製造・販売を終了することを決定している。知多事業所で製造するがいし製品の製造・販売の終了に関する意思決定は、主要販売先である電力会社等の投資抑制や海外製品の価格優位性等により、知多事業所で製造するがいし製品において継続して利益を確保することが困難であるとの判断に至ったことによるものであるが、会社は当該意思決定は「使用範囲または方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合」に当たるとして、同資産グループに減損の兆候が生じていると判断し、減損損失の計上要否を検討した結果、当連結会計年度において、連結財務諸表の注記事項（連結損益計算書関係） 7 減損損失に記載されている通り、がいし事業における知多事業所で製造するがいし製品に関する資産グループについて減損損失を2,616百万円計上している。</p> <p>また、日本碍子株式会社の知多事業所以外のがいし事業に係る資産グループから生じる損益が、主要販売先である電力及び鉄道各社の投資抑制等に伴う需要の減少により、当連結会計年度を含み継続してマイナスになる見込みであることから、会社は同資産グループに減損の兆候が生じていると判断している。</p> <p>なお、2023年3月31日現在、関連する固定資産は連結貸借対照表に4,733百万円計上されており、当連結グループの親会社である日本碍子株式会社は当連結グループの中核会社であり、特に重要性が高い。</p> <p>固定資産の減損損失の計上の要否及び減損損失の計上額は、将来の販売見込単価、需要予測、保有する資産の正味売却価額等の将来見積りに基づき算定された将来キャッシュ・フローを基礎として判断されるが、会社は、知多事業所以外のがいし事業については、当該資産グループにおける回収可能価額が固定資産の帳簿価額を上回ることから、減損損失の認識は不要との結論に至っている。</p> <p>事業活動から得られるキャッシュ・フローの見積りは事業計画に基づき算定されており、経営者による見積りの要素が含まれる。所有不動産の正味売却価額は外部専門家により算定された評価額等から処分見込費用を控除して算定された金額であり、専門的な判断を伴うものである。</p> <p>以上から、当監査法人は、がいし事業における知多事業所及び知多事業所以外のがいし事業に係る固定資産の減損要否の判断および測定額の計上について、監査上の主要な検討事項に相当する事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、固定資産の減損会計の適用について、会社の判断の妥当性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産の減損要否の判断及び減損損失の測定に関して会社が整備・運用している内部統制について検討を行った。 ・経営者が利用した、外部専門家である不動産鑑定士の適性、能力及び客観性を評価し、外部専門家の評価結果について検討した。 ・当監査法人のネットワーク・ファームの専門家を関与させ、不動産鑑定評価に基づく所有不動産の時価の算定結果の妥当性について検討した。 ・将来の販売見込単価、需要予測、保有する資産の正味売却価額等に基づく将来キャッシュ・フローの見積りについては、経営者及び予算策定部門と議論を行い、将来キャッシュ・フローの根拠となった資料を閲覧し、適切な承認プロセスを経て、一定の根拠に基づき策定されているかを検討した。特に需要予測に関しては見積りの要素が大きく、不確実性が高いことから、見積りの前提となる顧客との交渉状況等が将来キャッシュ・フローに適切に反映されているかを検討した。 ・上記にて検討を行った将来キャッシュ・フロー等を用いた減損要否の判定及び減損損失の測定が正確になされているかを検討した。

固定資産の減損（パッケージ関連事業）	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループは、資産または資産グループに減損が生じている可能性を示す事象（以下「減損の兆候」という。）の有無について、「固定資産の減損に係る会計基準」に規定されている減損の兆候の例示に照らして、総合的に判断している。</p> <p>会社は、パッケージ関連事業においては将来的な需要増加を見込んでいるものの、足元における主として動力費の高騰による利益率の低下が影響して営業活動から生じる損益が赤字となり、経営環境の著しい悪化が見込まれるため、減損の兆候があると判断している。</p> <p>2023年3月31日現在、関連する固定資産は連結貸借対照表に7,018百万円計上されている。</p> <p>固定資産の減損損失の計上の要否及び減損損失の計上額は、将来の販売見込単価、需要予測、保有する資産の正味売却価額等の将来見積りに基づき算定された将来キャッシュ・フローを基礎として判断される。</p> <p>事業活動から得られるキャッシュ・フローの見積りは事業計画に基づき算定されており、経営者による見積りの要素が含まれる。当該事業にはより小型化に対応した高利益率となる製品が存在する。特に当該事業製品の搭載される電子機器等の市場成長率に基づく当該高利益率品に係る売上が増加するとの見積りは、減損要否の判断に重要な影響を与えることから重要性が高い。所有不動産の正味売却価額は外部専門家により算定された評価額等から処分見込費用を控除して算定された金額であり、専門的な判断を伴うものである。</p> <p>会社は、パッケージ関連事業に対する将来需要予測や所有不動産の正味売却価額の状況に基づき、減損損失の認識は不要との結論に至っている。</p> <p>以上から、当監査法人は、パッケージ関連事業に係る固定資産の減損要否について監査上の主要な検討事項に相当する事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、固定資産の減損損失の計上の要否に関する会社の判断の妥当性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産の減損損失の計上の要否の判断に関して会社が整備・運用している内部統制について検討を行った。 ・経営者が利用した、外部専門家である不動産鑑定士の適性、能力及び客観性を評価し、外部専門家の評価結果について検討した。 ・当監査法人のネットワーク・ファームの専門家を関与させ、不動産鑑定評価に基づく所有不動産の時価の算定結果の妥当性について検討した。 ・将来の販売見込単価、需要予測、保有する資産の正味売却価額等に基づく将来キャッシュ・フローの見積りに関しては、経営者及び予算策定部門と議論を行い、割引前将来キャッシュ・フローの根拠となった資料を閲覧し、適切な承認プロセスを経て、一定の根拠に基づき策定されているかを検討した。外部機関による電子機器等の市場予測等に基づき将来の需要予測をしているため、将来の需要予測に基づく将来キャッシュ・フローの算定が合理的であるか検討するとともに、過年度における外部機関による市場予測と実際の出荷量との相関性を検討した。また、販売見込単価については、客先との交渉の進展状況に応じた見積り単価が採用されているか検討した。 ・上記にて検討を行った将来キャッシュ・フロー等を用いた減損要否の判定が適切になされているか検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判

断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないとは判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本碍子株式会社の2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、日本碍子株式会社が2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月26日

日本碍子株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 上 圭 祐

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 越 徹

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本碍子株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第157期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本碍子株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

製品販売に関する収益認識

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由並びに監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（製品販売に関する収益認識）と同一の内容であるため、記載を省略している。

固定資産の減損（がいし事業）

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由並びに監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（固定資産の減損（がいし事業））と同一の内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。